決　算　審　査　特　別　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月１４日（水）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１８名）

委員長	田　中　香　澄
副委員長	山　本　一　仁
理　事	ほかり　吉　紀
理　事	高　山　かずひろ
理　事	豪　　一
理　事	沢　田　けいじ
理　事	小　林　れい子
理　事	金　子　てるよし
理　事	白　石　英　行
理　事	松　丸　昌　史
委　員	のぐち　けんたろう
委　員	松　平　雄一郎
委　員	石　沢　のりゆき
委　員	千　田　恵美子
委　員	山　田　ひろこ
委　員	田　中　としかね
委　員	上　田　ゆきこ
委　員	海　津　敦　子

４　欠席委員

な　し

５　委員外議員

議　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
矢　島　孝　幸	福祉部長兼福祉事務所長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
松　永　直　樹	施設管理部長
宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長
渡　邊　　了	監査事務局長
川　﨑　慎一郎	企画課長
宮　間　恵梨果	政策研究担当課長
菊　池　日　彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦	財政課長
横　山　尚　人	広報戦略課長
髙　橋　　肇	情報政策課長
畑　中　貴　史	総務課長
山　田　　智	総務部副参事
熊　倉　智　史	ダイバーシティ推進担当課長
中　川　景　司	職員課長

木　口　正　和　　契約管財課長

大　武　保　昭　　税務課長

矢　部　裕　二　　防災危機管理課長

三　宅　　徹　　安全対策推進担当課長

橋　本　淳　一　　管理課長

有　坂　和　彦　　道路課長

阿　部　英　幸　　施設管理部参事施設管理課長事務取扱

村　岡　健　市　　保全技術課長

寺　崎　　寛　　整備技術課長

宮　部　義　明　　選挙管理委員会事務局長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一

議事調査主査　　杉　山　大　樹

議事調査主査　　菅　波　節　子

議事調査担当　　阿　部　隆　也

８　本日の付議事件

(1)　報告第１号「令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算」

ア　一般会計歳入

・16款「財産収入」～21款「特別区債」

イ　一般会計歳出

・１款「議会費」～２款「総務費」

午前　　９時５９分　開会

○田中（香）委員長　おはようございます。

それでは、決算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席いただいております。

なお、阿部保健衛生部長は、病気療養のため欠席です。

○田中（香）委員長　それでは初めに、10月９日に開催されました理事会の協議結果について、

佐久間事務局長より御報告いたします。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　それでは、理事会の協議結果につきまして御報告いたします。

視察先、視察箇所数、視察の班編成などについて、協議いたしました。

その結果、視察は、委員会メンバーを３班に分け、１班当たり２か所を視察することとされました。

視察先につきましては、各会派から申出のあった視察候補地の中から６か所が選定されました。

班ごとに、視察先と会派別の委員の割り振りを申し上げます。

まず、１班でございますが、第１班の視察先は、根津小学校・幼稚園及び元町ウェルネスパークでございます。

会派別の割り振りは、自由民主党１人、日本共産党１人、ＡＧＯＲＡ１人、区民が主役１人、文京維新１人及び自民誉１人の計６人でございます。

次に、第２班の視察先は、切通公園及び第三中学校でございます。

会派別の割り振りは、自由民主党２人、日本共産党１人、公明党１人、ＡＧＯＲＡ１人、市民１人、副議長の計７人でございます。

次に、第３班の視察先は、駕籠町小学校前無電柱化工事及び勤労福祉会館でございます。

会派別の割り振りは、自由民主党２人、日本共産党１人、公明党１人、区民が主役１人、永久の会１人の計６人でございます。

なお、班別の委員氏名につきましては、本日10月14日水曜日まで、会派ごとに事務局へ御報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局において、班別の委員氏名を記載した視察関係資料を作成しまして、10月15日木曜日の委員会開始前までにサイドブックスへ格納いたしますので、御確認いただきたいと存じます。

以上が視察の実施に関し、理事会で協議された内容でございます。

次に、10月20日火曜日の委員会運営について御説明申し上げます。

当日の委員会は、午前10時から委員会室で開催いたします。

出席は、委員及び正副議長のみとし、理事者の出席は要しないこととします。

委員会開会後、まず、班ごとに班長の互選を行い、その後、事務局から視察日程の説明を受け、直ちに地下３階駐車場に移動して庁有車等に分乗し、視察に向かいます。

おおむね午前中を視察に充てまして、昼の休憩を挟み、午後からは班別に分かれて視察結果の取りまとめを行います。

午後３時30分に委員会を再開し、班ごとに視察結果の御報告をいただくというスケジュールでございます。

なお、午後３時30分の委員会再開時には、関係理事者として、三役、児童相談所長を除く全部長、企画課長、政策研究担当課長、用地・施設マネジメント担当課長、財政課長、広報戦略課長、総務課長、視察地に関係する課長の出席をお願いすることといたします。

説明は以上です。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

視察については、ただいま事務局長から説明したとおり、進めていくことといたします。

○田中（香）委員長　それでは、決算審査に入ります。

９日に引き続き、一般会計歳入の16款財産収入から21款特別区債です。

主要施策の成果102ページから139ページまでの部分です。

それでは、豪一委員の発言から始めます。

豪一委員。

○豪一委員　おはようございます。

ちょうど朝から耳が痛くなるような話の続きからなんですけれども、私は、区長をはじめ区の職員の皆様に非常に敬意と愛情を持って話をしますので、お聞きいただければと思います。

先日の続きなんですけど、二元代表制の区政運営の中で、指摘に対して裏も取らずに業務を遂行した挙げ句、意図しない和解となり、市場より３割以上安い価格になってしまったという話をしました。さらに厳しく指摘をすれば、トラブルになったのは、所管の初動ミスにより不利な裁判となり、和解案となったことを議会に理解を促し、最終的に議会でも可決してしまったことです。それに対しては、私の無力さと深い傷つきというのを感じました。

関連となりますけれども、当該区営住宅は、この後、立ち退きを済ませた物件は購買となりましたが、これにも問題意識を持ちましたので、指摘させていただきます。

大変人気のある、需要のある文京区の不動産、売却しやすい区分所有建物の入札が競争力のないものとなりました。不調２件、入札のあった物件も入札は少なく、金額もつり上がりませんでした。歳入の話ですので、区の近い将来の歳入は、先日から出ているように、ポジ

ティブよりネガティブに考えざるを得ない社会的な要素は多くあります。

私は、頑張る区長や職員の皆様を応援するも、是々非々で区の発展のために働きかけたいと思って発言しています。当該区分所有建物は、来年度も購買を予定しているということですので、大切な区の収入を最大限に活用するためにも、次回の購買方法は、官公庁、ネットオークションの活用をお願いいたします。日本全国から入札者が募れるはずです。同じようなことが二度と起こらないよう検証していただき、区を引き続き支えていただきたいと意見いたします。

こんなところにしておきたいと思います。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　以上で、16款財産収入から21款特別区債までの質疑を終了させていただきます。

続きまして、一般会計予算の歳出の審査に入ります。

それでは、１款議会費の質疑に入ります。

主要施策の成果142ページから143ページの部分です。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

小林委員。

○小林委員　おはようございます。

まず、私のほうからは、議会費のところの143ページ、10、区議会ＩＣＴ経費について、伺いたいと思います。

委員会のインターネット中継についてです。

視覚などの障害をお持ちの方はもとより、昼間に働いている人たち、子育てをしていて、議場や委員会室に足を運べない人たちにとっても、議会のインターネット中継を行うということは、情報アクセシビリティの観点からも大事なことだと思います。

先だって議会運営委員会の請願審査の際に、区民が主役の会の海津委員が議場に来れない人たちが傍聴以外に情報を得る手段はあるのかと聞いたところ、手だてはありませんとの御答弁でした。手だてがないという以上、情報アクセシビリティの法に基づき、委員会のインターネット中継の環境を早急に整えることは、度重なる請願も出ていることですし、議会の責任でもあると考えますが、議長はどのような見解をお持ちでしょうか、まずお答えください。

また、もう一つ、反対する理由として、個人情報保護の課題が挙げられておりますけれども、既にこの決算委員会や予算委員会でも実施している運用でクリアできますし、公平性を

保てないという御意見もあったかと思いますけれども、委員会において公平性を保たなければならないという会議規則はあるのかどうか、こちらは事務局長にお伺いいたします。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　御質問の件ですが、前回お答えしたのは、リアルタイムで情報を同時に取得する手段があるかということだったかと思います。来れない方についても、会議録の公開とかはしてございますので、文京区はそれに加えて速報版の公開ということもしているので、そういった点では配慮されているのかというふうに考えてございます。

それから、公平性云々については、規定としてはございませんけれども、当然、ネット中継の拡大につきましては、もともとの請願で全会一致で採択されて、それに向けて今、論点の整理がされて、議論が進んでいるということでございますので、文京区議会の中で、そういった議論が整理されて、合意されれば、そういったリアルタイムのネット中継、順次進めていくという流れになるのかというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　もちろん、これまでと同様に、議事録が出たりとか、時間差はあるけれども、そういうことはあるのは承知しておりますが、やはり情報アクセシビリティに関しまして、同じ時間帯に見れることというのもすごく大事なことですし、特に、請願を出される方たちが委員会に出席したいけれども、聞きに来れなくて、紹介議員になったときなどは、終わったらすぐにこういう結果だったよとかというのはお伝えするようにはしているんですけれども、やはり区民の皆さんの御要望、委員会後、見たいという、でも仕事で行けなかったけれども、結果は知りたいというような御要望もありますので、ぜひ、ちょっと全会一致で、委員会だけがまだ遅れているということがありますので、そこは早く取り組んでいただきたいというか、私たちが取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところです。

区議会だよりにも、今、私たちは議会改革に取り組んでいますと書いてあります。私たちの都合ではなくて、区民の利便性や情報アクセシビリティという観点を最優先に実現を急ぐべきだと思いますので、スケジュールとかを、幹事長会とかそういうこともありますけれども、そういうところでちょっと早急に進めていただくように要望して、この質問は終わりたいと思います。

もう一つ……。

（「関連」と言う人あり）

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　すみません、私もネット中継に関してなんですけど、費用対効果のほうでお伺いしたいんです。同じ項目ですよ。

今日も、実際中継していて、ここに相応の費用がかかっているというわけなんですけど、コストに見合う効果の検証はできたのかということなんですよね。具体的には、このネット中継の視聴者数は、この間ずっと集計をして推移を見てきているわけですが、私は、先日、ふるさと納税のときの議論でも申し上げたんですけど、数だけで評価するのには限界があると思うんです。例えば、ユーチューブとかＳＮＳとか見てほしいんですよ。ちょっと炎上するだけで、数って100倍とか1,000倍とかに増えちゃうわけですよね。要は、数だけにとらわれずに、質も評価したほうがいいと思うという話で、インターネット中継、数も含めてでもいいんですけれども、の費用対効果、実際にどういうふうに今のところ確認されているか、その到達点のようなものをお伺いできればと思うんですが。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　ネット中継につきましては、以前も御答弁したかもしれませんが、年間で大体1,200万ぐらいかかっているという状況でございます。最近のその視聴回数ということでいいますと、昨年度実施しました決特では2,600回、予特では1,980回ということでございます。大体半数以上は職員の方が見ていて、それ以外の方が４割程度というような状況でございます。

それ以外で費用対効果についての検証ということは、事務局のほうで特に行っているという状況ではございませんが、そういった基本的な状況を踏まえた上で、議会の中でそのネット中継の拡大云々ですとか、そういった議論が進められているというふうに認識してございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　ありがとうございます。確認だったんですけど、その決特、昨年度が2,600回で、予特では……決算審査の特別委員会では2,600回、予算審査では1,980回と。だから、増えていないわけですよね。誤解のないように申し上げておきますけど、ネット中継そのものは、先ほど小林委員も言ったとおり、確実に議会を見る、傍聴する、議会の議論を知るという意味では、その質を、ある種、議会体験といっていいんですかね、区民の方の議会体験の質を改善したと思うんですよ、劇的に改善したと思う。要は、今までは、平日の日中に仕事とか家事があったら、当然、区役所には来れないわけです。見ることができなかったのが、場合によっては職場の休憩時間とか家事の合間とかで見たり聞いたりすることができるようにな

ったというのは、劇的な進化だと思うんですよね。

今もこの中継を見たり聞いたりしてくれている方がいると思うんですけど、例えば具体例を挙げると、今は文京区議会を見守る会という区民有志の会があって、その方たちがこの中継を見ながら、リアルタイムで実況する、オープンチャットとかを実施しているわけです。これって、要は、傍聴席ではみんなでおしゃべりできないですけど、ネット中継があれば、家でそれを見ながらみんなでＬＩＮＥのオープンチャット上でおしゃべりをしながらその中継を見れるという、極めて先進的な取組だと思うんですね。

これも当然、ネット中継がなければできなかったわけです。そういう体験の質の向上、議会ＵＸという言葉があるのかどうか分からないんですけど、議会の体験の質の向上に向けた働きかけを、私たちが議会としてできているんだろうかなというふうに思うんですよね。自分の胸に手を当てて思うわけです。

事務局にお伺いしたいのは、例えば同じようなものでいうと、区議会のホームページ、これある種、議会ＵＸの要だと思うんですけど、これ結構改善されてきているんですよね。私も定期的にチェックしているんですけど、傍聴の案内とか請願の手引きとかこういうものって、この数年で以前より充実したと思うんです。区民の方が見やすいし、分かりやすくなっていると思う。議会の仕組みを解説しているページも、だんだんと中身が濃く、分かりやすくなってきている。これは事務局の皆さんのおかげだと思うんですが、同じようなネット中継のＵＸというんですかね、体験向上というのができているのかなと思うんですよね。

で、これは事務局にお伺いするわけじゃないんです。私が自身の胸に手を当てて聞いてみると、あんまりできてないような気がするんですよ。なぜかというと、そういう生の声を結構聞くわけです、私自身が。３年前からなんですけど、議員の有志で議会ピクニックという試みをやっているんですよ。議会を傍聴するそのガイドをするイベントといっていいのかな、やっているんですよ。その関係で、大勢の区民の方から議会の傍聴とかネット中継についての声を聞いてきたんですよね。

例えばですよ、１例を紹介すると、委員会の資料公開が遅いという声が多いんですよ。今回もそうだと思います。この委員会の資料も初日開会の１時間前に公開ですよね。基本ルールがそうだと思うんです。例えば決算だったら数百ページもある決算書類が何本も、その１時間前に公開されたとして、それを実際に傍聴するときに、今はＡＩを駆使できますから、大分早く読み解くことはできるかもしれませんが、ただ、一般の区民の方が目を通して理解をするというのにはちょっと無理がある。そんなタイミングで公開されている。もっと早く

公開できないのかという声がまず１個ある。

あとは、この中継とかもそうなんです。この中継映像なんですが、カメラがそちらにありますけど、遠いんですよね。一画面遠い。つまり、誰が話しているのかよく分からないという声もあるんです。よくある顔をズームアップしたりとか、２視点、３視点でカメラを切り替えたりすると、これコストがかかるので、現状、文京区議会はそういうことをやってないんですけど、例えばこの座席、誰がどこに座っているか、この映っている画角の中の誰がどこなのかみたいな座席表の公開、これをＰＤＦでホームページで公開とかはすぐにでもできるわけですよね。そういうことをしてもらえないかなという声は実際に受けているんですけど、事務局にお聞きしたいのは、この１点だけ、この資料公開を早めたりとか、座席表を公開したりすることは、事務的には特に問題ないですよねという、これだけです。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　委員会資料につきましては、基本的に傍聴のための委員会資料として用意をして、傍聴に合わせて公開するということになっていますので、もともとは30分前だったんですけど、それが今は１時間前になっているということでございます。そういった定めの中で行っていますので、そういったことも含めて、議会の中で御相談いただいてということになるのかと思います。

それから、ネット中継につきましても、論点整理といいますか、そういった中で、質問時間の配分とか費用対効果ですとか、それから不適切発言や理事者への配慮、それからその他といった４つの論点で整理がなされて、それぞれの会派の中ですとか議員間での協議が行われているものというふうに認識してございます。そういったもので一定方向性が定まれば、事務局としても適切に対応していくという流れになるかと思ってございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　資料公開は、基本的に、議会の中での方向性が定まればということだと思うんですね。前の予算委員会でもちょっとお伺いしたので、事務局として、方向性を決めているわけじゃないですからね、すみません、今の質問ちょっと、本当は我々自身がこういう議論をここですべきなのかもしれないんですけど、なぜ確認したかというと、本質の部分を見誤っていないかなというところなんです。今、おっしゃった、例えば傍聴のために資料を公開していますよということは、要は傍聴者の方のために資料を公開している、議会のためではなくて、区民のために公開をしている。当然、傍聴する方は、その直前で見る、その場で渡されるよりも、少し時間を持って見ることができて、ここはどうなんだろうという疑問を感じ

たりすることができるほうが傍聴の体験の質が高まるわけですよね。そういうところがしっかりと議論できているのかなという反省を持って、今、ただ、事務的にはどうなんですかということだけお伺いをしたんです。あとは、我々の課題だろうなというところなんですけどね。

で、もう一点だけ、ちょっとここでお伝えをしておきたいのは、今、体験の質、要はＵＸ、議会ＵＸについて掘り下げて聞いたのは、その質が数にも直結をしているからなんですよね。先ほど申し上げた、視聴者数が伸び悩んでいるみたいな状況があるんですけど、要は、質が向上すれば数が増えるわけですよ。反対に、質を改善しないまま、視聴者数が増えないといっているのは、筋違いなんですよね。だから、中継を全委員会に増やすかどうかの大切な指標が視聴者数なのであれば、今、できる質の向上のための努力は全てすべきだろうと思ったから、その例も挙げて御質問をしたんです。

で、今できる傍聴とかネット視聴のＵＸ改善という意味でいうと、もう目の前にある課題がまずありますよ、傍聴席でスマホもパソコンも使えないという課題がありますよね。これは、その区民の方の声もありました。実際に議会でも議論をしました。やろうというような話も一部ありました。でも、止まっちゃっている。今はまだ使えません。こういう問題とか、今のような資料公開、先手を打って出していくみたいな話、まずはこういうことをちゃんと議論すべきだと思うんですよね。

何であえてここで言っているかというと、今までこういう課題って、議会内部で継続的に議論をしてきたじゃないですか。今後の議会運営に係る懇談会というのがあって、議運懇とかって読んでいましたけど、そういう会議が止まっちゃっているわけですよ。誰のせいかっていう話があるかもしれませんけど、ただ、考えてみれば、今、止まっちゃっていると言ったけど、一時的に止まるのはいいかもしれません。でも、私たちの任期はあと半年なわけですよね。そうすると、この議運懇の中で議論していた課題って、ネット中継もそうですけど、この間もう何期も何期も重ねて議論してきた大切な課題があるわけで、中には次期に、来期に引き継ぐべき大切な課題もあるので、ぜひ、議論は続けたいということを付け加えて申し上げます。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　すみません、基本的なところですけれども、議会のほうで法的に公開が義務付けられているのは、基本的に、会議録と、それから傍聴というふうに認識してございます。文京区議会としては、その会議録の速報版もそうですし、傍聴の方にリアルタイ

ムの字幕を整備したり、ヒアリングループを整備したり、また、要約筆記の拡大ですとか、手話通訳の拡大、そういったことを議会の中で議論いただきながら、改善、改革に努めている。それに加えて、ネット中継についても議論を整理しながら、議員の皆さんで相談して、前に進んでいるというふうに認識をしてございます。

文京区議会は、基本的に全会一致を基本にするみたいなものがございますので、丁寧に議論していくということである反面、そういったことで時間がかかってしまうということはあると思うんですけれども、皆さんで協議をして合意しながら一歩ずつ改革を進めているという認識でございます。

（「はい、終りにします。すみません」と言う人あり）

○田中（香）委員長　小林委員に戻します。

小林委員。

○小林委員　２つ目の質問なんですけれども、区議会のカスタマーハラスメント対策について、お伺いしたいと思います。

文京区では、職員が安心して働ける環境を確保し、安定した区民サービスを適正に提供していくため、令和７年３月に文京区カスタマーハラスメント対策基本方針を策定し、６月に文京区カスタマーハラスメント対応マニュアルも策定いたしました。その成果や現状については、区民費のところで質問するつもりですが、そうした基本方針や対応マニュアルができても、私たち区議会議員は対象外です。

そもそも区議会議員は仕事柄、区民の皆さんから区への御要望や御意見、苦情や相談を受け、課題解決に向けて動かなければならない立場上、たとえお困り事を抱えていらっしゃる区民の方が感情的になって怒鳴られても、また、認知症の方が時間の感覚が分からなくなって、深夜や早朝に相談に来られても、そうしたことも受け入れる覚悟を持って、議員活動に取り組んでいるところではありますが、ここからちょっと個人的な事例で申し訳ないんですけれども、例えば意見が違う場合に、ＳＮＳでの誹謗中傷やデマ、批判などを受けると、議員も人間ですからネットを見るのも怖くなるぐらい落ち込むこともありますし、かつて住宅街の道路上で、宣伝カーの前に飛び出してこられた方に車を止められ、国賊などと怒鳴られたときには、私もあまりの恐怖で突発性難聴になり、それがトラウマになって、今でも街頭での活動はほぼやっておりません。

また、私には子どもがいますが、まだ未就学児だったときに、駅頭でたまたま近くにいて、邪魔だ、どけと怒鳴られたときに、自分１人なら耐えられるんですけれども、子どもの身の

危険まで心配しなければならかったときは、本当に苦しかったです。

でも、それでも議員になった以上、一歩区議会の外に出たら、全て公人としての自己責任であると自覚はしておりますし、区民の皆さんのお声は尊重した上で、これからも忖度せずに、自由闊達に自分の意見や時には異論を主張したり、ヘイトや差別には断固として抗ったりする覚悟はあります。しかし、街頭や自宅ではなく、シビックの庁舎内で、また議会フロアで議会活動をしているときぐらいは、恐怖を感じず、安心して仕事をしたいというのが願いです。

以前、委員会で、多分、公明党の宮本委員だったと思うんですけれども、区議会議員が控室で暴力を受けたことがあるとの発言をお聞きした記憶がありましたし、また、最近は、複数の区議会議員が区民の方に、長時間というか、罵倒されている姿を見かけました。遠くにいた私も恐怖を感じたぐらいなので、近くにおられた受付の方も怖かったと思います。万が一、区議会議員が加害者になる場合には、今、準備している政治倫理条例でカバーできると思うんですけれども、文京区の職員のためのカスタマーハラスメント対策は、最初にも申し上げましたが、区議会議員には適用されません。

また、カスタマーハラスメント防止条例などを制定している自治体においては、その対象は役所の職員だけではなく、当然、一般の民間企業も含まれており、その中には議員も対象となり、第三者的な相談窓口も整備されていたりするわけですけれども、文京区には条例もありません。

今後、若い女性の皆さんにも区議会にどんどん入ってきていただいて、世代交代しながら、区政が充実していくといいなと思いますけれども、だからこそ、若い女性の皆さんでも安心して区議会活動ができるように体制を整えていっていただきたいと思います。もしかしたら、政党に所属されている方は、政党が議員を守って、新人や若手、また女性の議員も守っていらっしゃるのかもしれませんけれども、無所属の議員もいるわけですし、ぜひ、シビック内での区議会活動についての対策は考えていただきたいです。文京区議会の議会フロアも安全に議会活動ができるよう、環境を整えていただきたいのですが、また、議長にお答えというか、お考えを伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　最近、御指摘のとおり、控室もしくは議員の方の相談している場所で、そういった暴言があったとかといったことが事務局のほうに寄せられて、事務局職員とともに警備員の方と一緒に行ったりとか、そういった事例があるということは承知してござ

います。事務局としても、議員の皆様の活動が、安全に議会活動ができるようにというふうに考えて意を用いてまいりたいと思いますし、ほかの自治体では、議員からのハラスメントということだけではなくて、議員に対してのハラスメントも包括的に定めている指針なんかもあるというふうには聞いてございます。そういったことを文京区議会でどうしていくかというのは、今後の議論の中で考えていく話かなというふうに思ってございます。

○田中（香）委員長　はい、結構ですか。分かりました。

ほかに。

沢田委員でいいんですか、沢田委員、まだありますね。もう一つ。では、沢田委員、やってください。

○沢田委員　すみません、先ほどちょっと長い関連質疑で申し訳ありませんでした。ただ、初日の総括質疑でもたしかのぐち委員が言っていたとおり、成果は分かりました、課題も分かりました。でも、ではどうするのかを議論するのがこの委員会の場ということなので、ぜひちょっともう少しお付き合いいただきたいんですね。

２点目です。もう一つの質問のほうが、これも、でも、議会広報に関する話なので、ぜひ、事務局長さんの話も伺いたいんです。ネット中継と同じく、議会広報の要である区議会だよりの費用対効果についてです。

これも区民の方の声を実際に聞いたんですね。これは一応143ページです。さっきのネット中継の１つ上、９の議会だより等発行の費用のところです。

どんな声を聞いたかというと、区議会だよりっていつもポストから出して、ぱらぱらめくって、で、自分にはあまり関係ないなと思って、古紙回収の束に入れちゃっているんですよねという声を聞いたわけですよ。そして、これはいかんなと思ったんです。たったお１人の声かもしれませんが、でも年間820万円かけて、全戸配布しているものがそういうふうに扱われるような状況はどうにかしないといけないなと思って、まずはお試しでちょっとやってみたんですよ、少しでも区議会とか区議会だよりを理解してもらおうと思って、区議会だよりを議員と読む会というのを８月にお試しでやってみたんですね。そこに、参加した区民の方からまた聞かれたんです、効果検証はしているんですかと。区議会だより、出してはいますが、その効果はどういうふうに確認されているのかと。

で、これ私が知らないだけかもしれないので、お伺いするんですけど、区報にはありますよね、広報メディアに関する区民意識調査とかがあって、そこで区民のフィードバックを受ける仕組みがあると思うんですが、区議会だよりに関しては、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　議会としてアンケート調査等を行っているわけではありませんけれども、文京区政に関する世論調査の中で、区議会の活動をどのようにお知りになっていますかという設問を設けさせていただいていまして、前回の結果でいいますと、文京区議会だよりで情報を得ているということが64％ということで、一番高い状態になってございます。次が区報「ぶんきょう」で28％、ホームページは4.7％ということですので、区議会だよりで情報を得られている区民の方はかなり多いのではないかという認識でございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　……だった、すみません。私も確認しました、文京区政に関する世論調査の１項目としてありますよね。これ質問項目としては、区議会の活動の認知媒体を聞いているものなんです。今、事務局長もおっしゃったとおり、区議会がやっていることをどんなメディアで知っているかという質問なんですね。だから、区報でやっているような、例えば分かりやすいかどうかとか、何を期待するか、区議会だよりにみたいな内容は、聞いていない、聞いたことが過去にこれまでもないということだと思うんですね。

で、実際はどうなんですかね。もうみんながそういうものを知っていて、これ以上何か区議会だよりに期待するものもなければ、やる意味もないのかなとも思うんですけど、今も話のあったような、議論のあった区議会の役割とか責務、それから区議会の仕組みですね、こういう委員会も含めた。こういうものが伝わっているんですかね。区民の方たちに、区議会にはこんな役割や責任がありますよということ。そのために、こういう組織とか体制をつくって、で、区民の皆さんの期待に応えているんですよというものが正確に伝わっているのかなと思って、それを直接聞きたいわけじゃなく、私はちょっと疑問に思っているんですよ。

これもその一例でしかないんですが、先ほどの例に挙げた議会ピクニックを取材に来た報道機関の方が、シビックセンター周辺で文京区民に区議会についての街頭インタビューをしたことがあるんです。そのときの声の中に、これも例でしかありませんが、議会のことを全く知らない、自分の生活とどうつながっているのかも見えにくいし、興味がないとか、あと、遠い存在だと、特に不自由もないし、何か議会に求めるものもないというような声がぼろぼろ出てきているんですよね。

私は、こういう人たちの声に区議会だよりが応えられているのかな、そういう人たちに、区議会って本当はこうなんですよということを十分に伝えられているのかなと思えないんですよ、私自身が。少なくとも、初めて区議会だよりを読んだ人が、議会ってこんな役割があ

って、こんな仕組みで動いているんだよと理解できるような紙面にはなってないんじゃないかな。それが求められているか、求められていないかは別として、そういう、逆に区議会だより以外にも、そういう人がこれを読めば理解できますよというようなメディアとかパンフレットもないわけですよね、現状は。これはないんだと思うんですけど、ずっと不思議だったんですよ。何でそういう議会の解説のパンフレットとかがないのか。過去にはあったのかなみたいな、今はないだけなのかなとか。

（「議会概要がある」と言う人あり）

○沢田委員　議会ガイド、文京区議会ガイド……。

（「議会概要」と言う人あり）

○沢田委員　概要ですね、概要だ。文京区議会概要に、文京区議会の開会数とか細かいものは確かにデータとしては出ていますよね。あれは、確かに区民の方向けに情報公開しているという意味ではそうなんですけど、そして、ホームページでも見られますので、ぜひ、文京区議会概要って見てみていただきたいんですけど、そこにちょっと私が足りないなと思うのは、こういうものなんだよ、議会ってこうなんだよ、皆さんのためにやっているんだよ、皆さんに知ってほしいんだよという、そのメッセージが足りない気がしているんですよ。で、何でかなと思っていたんですが、それが実は分かったということだけをちょっとお話しさせてもらいたいんです。ちょっと脱線するかもしれません。

御存じの方はもう御存じだと思うんですけど、ひょっとしたら知らない人もいるかもしれないという意味で、お伝えしたいのはですね、だから、過去にあったんです、そういうものが。事務局長も御覧になったと思うんですけど、区議会だよりの創刊号があったんですよね。正確には、創刊号の２年前から、昭和46年、つまり1971年の３月10日に発行された特集号というのがあって、その中にあったんですよ、議会の責務。その実現するための仕組み、それから当時の議員の熱いメッセージがあったんです。区民の皆さんに改めて議会を理解いただくために特集号を組んだんですという、その直接的なメッセージですよ。その中には、民主主義という大樹を育てるためには、地方自治はこれからも数多くの根をこのまちに張り巡らしていかなければいけないという、区民の方に向けた熱いメッセージがあったんですよ。

だから、ここだったのかなみたいな。今もってこの熱いメッセージは、我々が当然引き継いでいて、それが現状ちょっと表に見えてないかもしれませんが、でも、議会図書室にありますからね。今、傍聴されている方も御覧になっている方も、議会図書室は、誰でも見れますから、ぜひ、見に来ていただきたいんです。過去55年分の区議会だよりのアーカイブがあ

って、古い、一番最初のその熱いメッセージも、どなたでも見ることができますから、実物を見ていただきたいんですけど、だから、何でしたっけ、あ、そうそうそう、議会ってこういう場なんだよということを分かりやすく区民に伝える。そして、何より、先ほど申し上げた、議会をもっと知ってほしいという、私たちの熱いメッセージを伝えるものが、本来は区議会だよりの役割なんじゃないんですかねということを、でもこれ、事務局長にお伺いしてもしようがないですかね。では、そういうものを一度くらいは効果検証をやってみたらいいんじゃないですかね。区民の皆さんがそういうものを望んでいるのかどうかも含めて聞いてみたらどうですかねということで、何か方法があればお聞きしたかったんですけど。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　区議会だよりもそうですし、ホームページなんかもそうなんですけれども、基本的には、広報小委員会のほうで御検討いただいて、発行するという形になってございます。そういった特集号を出したい、またアンケート調査をしたいというのも、そういった中で御検討いただいて、そういった方向で行くということであれば、事務局のほうで適切に対応してまいりますので、やり方としては、広報小委員会のほうで御議論いただいて、進めていくという流れになるかと思います。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　ありがとうございます。つまり、これも当然、私たちの課題だし、場合によっては、半年後、来年の４月以降の来期に向けた積み残しの課題の一つだと思うので、議会内部で積極的に議論をしていきたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　142ページの議員旅費のところですけれども、ここはちょっと私の考えを述べておきたいと思います。

今期、協定を結ぶ自治体と議会の交流ということで、盛岡、金沢、うるま市を訪問する機会が議会ではつくられてきました。私たちは、住民同士の交流が深まるということがこの協定を結ぶ意義の基礎にあるということを踏まえて、議会が交流するということも、それは意味がないことはない、ゼロじゃない、あるというふうに考えております。

ただ、昨今の物価高騰とか区民の暮らしの状況を考えたときに、その都度判断するということで、金沢市との訪問のときには、これ辞退した経緯もあるんです。

それで、今後の考え方で、私たちが考えているのは、やはりそういう観点から考えると、

２年に１度ぐらいの頻度にしたらどうかということと、それから協定都市にはいろんな自治体があるので、遠隔地と日帰り圏の自治体、こういうことを交互にするなどの対応を行う必要があるんじゃないかということ。これは、そういうふうに考えていますということで、意見として申し上げておきたいというふうに思います。

質問は、ＩＣＴ化経費なんですが、これ2023年の６月の議会に現行委員会運営のままのネット中継を求める請願が出された。このときは全会一致で採択をされたという経過があります。その後、予算・決算でのネット中継の試行を経て、今日に至るわけでありますけれども、今議会にも委員会のネット中継を求める請願が出されました。残念ながら、今回は不採択ということであります。

私は、議運での審議の際に、議員必携を引用して、議会の公開を伸展させる観点から、ネット中継を行うことが望ましいと、この議員必携にあることを紹介して、採択を主張しました。議員必携というのは、自治法に基づく標準的な委員会運営について示す文献なので、否定する方というのは、そんなにいないんじゃないかと思いますけれども、その視点に加えて、もう一点確認したいんですが、それは、そのときに海津委員が指摘されていた障害者による情報の取得、利用、意思疎通促進条例に関してなんですね。この条例の視点から、委員会のネット中継というものを考えた場合に、私もそれは根拠になる、説得力があるというふうに考えます。

で、質問ですけれども、そもそも議会局というか、議会として、この条例というのは、議会にも適用されると、そういう理解を文京区議会の事務局としては持っておられますか。その点、御答弁お願いします。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例ということかと思いますが、基本的にここで文京区となっているのは、自治体全体を指しているというふうに承知してございますので、議会も当然対象になっているという認識でございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　議会局も適用されるということです。そうすると、第４条で言っている、この条例が定める基本理念というのは、第３条の定める基本理念というのは、議会においても適用されて、それを議会として施策を推進するものとするというふうに第４条でなっています。ですから、そういう観点も含めて、これは先ほど事務局長さん答弁されたように、議会での

中の自律権に基づく対応だということだというふうに思いますので、改めて私たちとしては、議員必携にあるような自治法の標準的な議会運営を示す考え方の中において、公開度を高めると、前進させるという点、それから障害あるなしにかかわらずというのがこの条例の趣旨だと思いますけれども、情報の意思疎通のアクセシビリティの向上という点で、現行委員会運営のまま、ネット中継を委員会においても行うという議論が全体の合意になるよう、私たちとしても努力をしたいというふうに考えております。

以上です。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　私のほうは、まず、ちょっと議会改革のことで、一つ述べておきたいと思うんですけど、今、るる、様々な御意見等があった中で、私ども文京区議会の中では、様々な制度を持って各議員が議論をし、この議会改革を進めてきたというのは、皆さんが御承知のとおりだと思っています。

議会広報の在り方についても、長年議論いただいた、先ほど委員長おっしゃった議会広報小委員会があって、議論されてきた中で、あのようなものを出していただいて、私なんかの場合には、周りから議会だより見たよというような話も聞きますし、一つの情報を得るための区民へのアイテムとしては、昔に比べて随分精査されて、議論された内容なのかなと。これからもまた発展、改革していくことは間違いないんでしょうが、また、区民に知っていただくというアイテムで、ネット中継については、この間ずっと議論がなされてきて、議会が持つ課題というものは、きちんと整理した上で、正しい情報を出していただきたいなと思います。

例えば、先ほど小林委員から、政治倫理の話も出ましたけど、今回の決算委員会の中でも、区に対して疑わしいことがあるということで、私たちも質問させていただいて、その回答をいただいて、一定の理解をしているところです。

私たち議員というのは、政治倫理条例の中ではもう話しましたので、ここでも話しますが、今まさに国会でも話題になっている、例えば公職選挙法違反の疑いがあるのではないかといったときの今、追及が国会のほうで行われています。私たちの中でも、そのような疑いがある、でも結果、それは、御本人たちは知っていらっしゃると思いますが、公職選挙法違反なんですよね。それをしっかりと認めた上で、発言されているのかというのは、私は非常に、何か今回の決算委員会を聞いていて、うんというところがありました。ですので、私たち議員は、自らのことは自ら律するということはきちんと行って、この場に挑みたいと思います。

広報の中では、この前期の中で、子どもたちがコロナ禍から再生するために、多くの見学を受け入れたり、また、中学生においては中学生サミットを開催したり、また、展望ラウンジが閉鎖されたときには議会棟を開放するなり、様々な、少しではありますけれども、そういうことを皆さんに議論して行ってきたという中で、議会改革の在り方、広報の在り方というのは、引き続き皆さんと議論していきたいと思っています。

で、私が聞きたいのは、まず、そういう中で、議会フロアの改修なんですけれども、今まさに行っていて、この間もちょっとお聞きしたんですけれども、議会フロアの改修で、このシビックセンターが建ったときには、インテリジェントビルだといって、皆さん、各区民から非常に注目を浴びてきたんですけれども、時代が変わっていく中で、様々な改修をしていただくというのが、例えばＩＣＴだったりのこともありますけれども、私たちのお借りしている控室等に当たりますけど、控室の棟で私たちが各会派、インターネットを引くのは自分たちで引かせていただいています。長年、議論があったんですけど、東京ケーブルテレビさんには、文京区が出資して、ＣＡＴＶ等の広報もやってもらい、光ファイバーの回線も展開してもらっているというのはありますけれども、その回線は、まずは引けないというふうに施設管理から聞いたことがあって、今、ＮＴＴの光ファイバーを引いているところでありますが、時代が変わり、そのネット速度が１ギガから100倍のスピードに上がっていく中で、改修工事をお願いしたところ、お受けできませんというようなＮＴＴからの回答もあって、ともすると、これから私たちが様々な情報を得て発信するには、ちょっと不便さを感じるなとまず思ったんですが、その点の施設管理的には今回の大規模改修で、私たちの議会棟のところの改修はどのように改善されていくのか、まずお聞きしたいと思います。

○田中（香）委員長　松永施設管理部長。

○松永施設管理部長　大変御迷惑をおかけしております。シビックセンターの改修工事について、議会棟につきましては、議会からの御要望に応えて、なるべく皆様の要望に応えるべく工事をやっているところでございますが、ちょっとネットのことについては、今日、私も初めて聞きましたので、ちょっと確認しながら、できるところはちょっと改修の中に含めてやってまいりたいと思います。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　ありがとうございます。インテリジェントビルをしっかりと保守していくためには、そういうところがちょっと見落としがあったのかなと思いますが、なぜ、光ファイバー１ギガ引いたときに、光なので上に上がれば上がるほど速度は落ちますというふうにＮＴＴ

の説明を受け、それを利用させてきましたけれども、また、今、便利になって、無線Ｗｉ－Ｆｉ、これを使えばいいのではないかという考えもあったんですが、高層棟につき、意味がありませんというふうにお答えをいただいたり、非常に私たちの身の回りを整備するにもちょっと懸念することがありますので、ぜひ、大規模改修後には、その辺の光ファイバーの線を引っ張っていただくなり、または、出資しているケーブルテレビ等を受けるのであれば、入札等でしっかりと研究していただければというふうに思っております。

で、改善いただけるという回答をいただきましたので、よろしくお願いいしたいと思います。

それと、あと、職員数は総務費ですね。

○田中（香）委員長　そうですね。

○白石委員　この年から、人数が１人増えた。その前の年だっけかな。違う。

○田中（香）委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　人数につきましては、去年ですかね、２人ほど増やしていただいています。今、産休・育休等から復帰していただいた職員がそのままいますので、人は少し定数よりも多い状態で、事務局には今現在はいるという状況でございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　ありがとうございます。この職員数増の話というのは、これも議会の中で議論があって、議会事務局の仕事量がすごいあるではないかと。そういう中で、請願の取扱いも変えたりなんかして、様々な改革をしてきたという一つの表れだと思っています。とはいえ、仕事量が多いという中で、私たち議員が議会事務局とともに、文京区政を前に進めるために、しっかりと調査をし、発言をさせていただけるような環境は必要だと思っていますので、この点については、今後も継続という形で、区長部局にはお願いしたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

以上で、１款議会費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、２款総務費の１項総務管理費、及び２項企画費の質疑に入ります。

主要施策の成果の142ページから153ページまでの部分です。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、山田委員、お願いします。

○山田委員　おはようございます。

私は、147ページの一番下に書かれている女性のエンパワーメント原則推進事業というところで、質問をさせていただきます。

このところは、ダイバーとかジェンダーとかそういうところが絡んでくるので、その辺のことも含めて、ちょっといろいろと質疑をさせていただきたく、最終的にはこの文京区らしいエンパワーメントをしていただきたいなというところに結んでいきたいというふうに思っております。

まず初めに、もう皆さん既に御存じだとは思うんですけれども、日本のジェンダーギャップ指数というのが世界でもかなり低くて、148か国のうち118位で、調べてみると２年連続118位、それでＧ７の中でも最下位という状況。

こういった状況がある中で、このジェンダー指数を上げていくというのには、どういう意味があるかといったら、社会の構造的なひずみを直して、全員がポテンシャルを最大限に発揮できる土台をつくるという意味がある。もちろん、人権を守るとかそういった側面もある一方で、こういうようなことが言われて、ジェンダーギャップ指数を上げていこうという機運の中にあるわけです。

日本でも、日本初の女性の総理大臣、高市総理が昨年就任されて、それから東京大学では、女性の初の総長の誕生などがありました。これまで、多くの部分が男性が占めてきた分野でも、女性がこうして活躍する時代を迎えているんだなというのは、感じているところです。

社会のトップで女性が活躍することや、地域や企業の現場で女性が自分の能力を発揮し、希望する働き方や生き方を実現できることは、企業や社会の力を最大限に引き出せるということにあるわけですよね。

で、ここが大切で、高市総理も今年の６月に行われた全ての女性が輝く社会づくり本部、男女共同参画推進本部の合同会議の中で、このように言われているんですね。我が国の人材力を高めるとともに、国民の皆様お一人一人が希望に応じて生き生きと活躍できる社会の実現を目指しておりますと。女性の力がさらに発揮されることは、非常に重要です。女性の活躍により多様な視点を取り入れることは、イノベーションの創出につながりますというふうに述べているんですね。

それで、この女性のエンパワーメントというところにつながっていくんですが、ここ数字だけ見ると、2,592円という数字で、これは事務費というふうに聞いたんですが、本来は、こんな目立たない数字以外のところに、もっと大きな私は指名があるというふうに思っています。

我々文京区議会の女性議員連盟、委員長を会長にしながら進めているんですけれども、その女性の活動を支援する女性団体連絡会さんとちょうどエガリテのこの冊子が発行された、これ女性団体連絡会さんなんですけれども、こちらとともに勉強会を重ね、女性の権利を守ることから、それから女性の様々な活動を支援していくということを勉強しております。

で、そんな中で、この冊子エガリテに、女性のエンパワーメント原則というところがちょうど特集で出ていました。ここのところを紹介しながら、まず、女性のエンパワーメント原則というのは何かというところもちょっとお話をさせていただきたいんですが、ここに書いてあるとおりなんですが、女性のエンパワーメント原則は、2010年３月に国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金、これ現在のUN Womenのことですね、が共同で作成した女性の活躍推進に積極的に取り組むための７原則で、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて、自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指し、女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活躍されることが期待されているというものなんです。

では、この７原則って何かというと、原則１番目、トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進です。２番目、職場におけるジェンダー平等、３番目、健康管理、安全管理、暴力撤廃、４番目、教育と研修、そして５番目、事業開発、流通、マーケティングビジネス活動、６番目、地域社会のリーダーシップと参加、そして７番目に、透明性、成果の測定報告というふうにうたわれています。

ちょうどここにたまたま書かれていたんですが、そして、この文京区の、ここで147ページに書かれています女性エンパワーメント原則推進事業、これは、この原則の考え方に基づいて、区内企業に女性の活躍を経営戦略として取り入れていこうではないか、それに努める区内事業者を増やしていきますよという事業だと思うんですね。

すごくすばらしい視点であり、その趣旨については、大変評価をしているんですが、そこでお聞きしたいんですけれども、この制度がどれだけ広がり、実際の成果につながっているのかという点を、まずは、これ令和４年から始まっていると思うんですけれども、この登録事業所の数の推移を教えていただけますでしょうか。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　こちら女性のエンパワーメント原則推進事業所の登録制度でございますけれども、今、委員から趣旨について御説明いただきました。こちらの趣旨にのっとって、その事業の方向性に同意している企業、そちらの申請に基づいて、文京区が

それを登録、認証するという制度でございます。

こちら、登録事業所の数の推移というところですけれども、平成28年に要綱を設置しまして、こちらで制度開始、始まりがワークライフバランスの推進というところから始まりまして、その後、女性のエンパワーメント原則推進の登録事業というところに切り替わったという制度になります。

こちら、平成28年の開始からというところでお話をしますと、平成29年に３事業所と１大学からの申請、こちらが始まりでございます。令和元年と２年に各１件ずつ、令和４年に２件、令和５年に１件というところで、一部、事業終了で撤退をされた事業者さんがあったというところなんですけれども、さらに昨年度２件の申請がございまして、現時点、累計で10件というふうになっております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。現在で10件、10事業所という登録状況なんですけれども、では、これをどう評価しているのかというところをお尋ねしたいんですけれども、当初想定していた登録数や目標と比較して、十分な広がりを見せているのか。それとも、課題があると認識しているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　こちら登録10事業所という数の分析でございますけれども、現行の男女平等参画推進計画、こちら女性活躍推進計画を包含した計画となっておりますが、こちらで５か年の目標値として、登録事業者数を５か年後の登録事業者を40とする目標という形で定めておりますが、目標にはちょっと遠く届いておらず、達成については難しい部分があるというふうに認識をしております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。目標40と正直教えていただいて、大変ここで質問した甲斐があるなというふうにちょっと今思いました。なぜだろうって、いろいろな課題があると思うんですが、ちょっと私が気がついた視点で質問させていただくと、これ登録することによって、企業にはアドバンテージがありましたよね、たしかアドバンテージの一つで、区のホームページなどで紹介をすると。なので、ここにちょうど、この冊子でもその企業さんが出ているのを見つけたんですけれども、それからあと、中小企業融資の利率の優遇もあるよと。それからまた、総合評価落札方式の工事入札で加点をもらえる。それからあと、希望すれば国連機関のこの女性のエンパワーメント原則の登録の支援という、これを掲げていると

思うんですね。

ただ、もちろんそういったアドバンテージを上げるためにも、それは審査があって、そして、そのための必要書類の提出となってくるんですが、また、区によるヒアリング審査もあるというふうに聞いております。こういった一定の基準を設ける必要というのは、審査がある以上は当然なんですけれども、もしかしたら、企業さんにとって、申請そのものが負担となっている場合もあるのではないかとか、また、制度を利用する際のハードルになっていて、申請したかったが、手続が難しくて断念したという企業ももしかしたらあるかもしれない。それからあと、問合せはあったものの、登録に至らなかった企業がどの程度あるのかというところもあるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところ。それからあと、区として、申請手続の負担については認識されているのか。そういったところもちょっと教えてください。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　こちら制度の課題についてのお話かと思います。委員御指摘のとおり、課題につきましては、申請の書式ですね、こちら国が作成しているテンプレートを基に文京区でも申請の書式を作成しているところですけれども、例えば事業計画を細かく計画書として出していただいたりですとか、やはりちょっと手続や様式が少し煩雑な部分があるというふうに私どもも課題としては認識をしております。やはり問合せは確かに、この10件だけではなく何件かいただいているところではございますけれども、やはり事務局とのやり取りの中で、なかなか申請に結びつかなかったケースというのも幾つかあるというふうには理解をしております。

つきましては、こちらのテンプレートですね、事業計画の提出、こういった申請の書式をもう少し簡素化して、恐らく中小企業の方、事業所の方ですとか、そういったところの方たちのなかなかノウハウが難しい部分につきましても、例えばチェックシート方式にして、このエンパワーメント原則に、どの部分に特化して力を入れているのかとか、そういったところが分かりやすく申請をしていただけるようにちょっと工夫を検討しているというところでございます。

あと、やはり事業所登録による、委員からメリットのお話がございましたけれども、やはりメリットがなかなかまだ見えづらいという部分も認識をしておりますので、そういったところにつきましても、メリットの検討につきまして考えていきたいというふうに思っております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。そう思います。やっぱり申請手続が面倒くさかったりすると、これだけのメリットを掲げていても、どれだけ登録したいと思ってくれるのかという、そういった視点というのもやっぱり非常に大切なところだと思います。なので、その見直しはもちろんしていただきたい。

それから、そもそも登録しやすくして増やすことが、これ目的ではないと思うんですよね。登録をきっかけとして、企業の行動変容が見られたのか、そういったところに本来は行きたいところなんですよね。だから、多分、５年間で40の事業数の目標を掲げたというのは、そういうところにもあると思うんですけれども、企業の中で女性の採用が増えたかとか、管理職の登用が増えたか、それから育休取得、復職率がどう変わったか、男性の育児参加が進んだのか、また賃金格差が改善したか、それから職場の環境がどう変わったなどを、やはり実際の行動変容につなげていくということがこの事業の価値だというふうに思っております。

ここで、また質問なんですけれども、今、登録されている中で、10事業所あったと思うんですが、具体的にどのような変化があったのかを把握していらっしゃるのか。一部、こういったところに載せてくださっているのは私も見させていただきました。登録企業数という数でなくて、実際に女性のエンパワーメントがどの程度進んだのかという成果の検証について、それもお聞きしたいと思います。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　こちら登録後の状況ですとか、その先の効果のお話でございますけれども、まず登録後の状況につきましては、制度の登録期間が３年というふうになっておりまして、適宜３年後に継続をするかどうかの更新の際には、更新申請書を提出いただいて、その事業の計画がどのようになっているかとか、そういったところの確認もしているところでございます。

また、行動変容の部分ですけれども、例えば今、委員お手元にありました冊子の中でも紹介をさせていただいていますが、令和７年度、こちらに登録いただいた事業所について、紹介をさせて、大きく、インタビュー記事ということで取り上げております。こちら、私も実際に事業所のほうにヒアリングに伺わせていただきまして、どのように実際の事業所の中で活躍されていらっしゃるのか、そういったところ、御本人ともお話をしたという経緯がございます。

その中では、やはりその事業所に関しては、休暇制度が登録によって充実をしたりとか、

これを機にというところではないんですけれども、広がりを見せる機運の中で、そういった制度が広がってきているというお話があったりですとか、女性に特化したキャリアアップの研修が増えたですとか、また、制度の充実とともに、やはり制度を使うに当たっては、職場の同僚ですとか、上司の理解が非常に重要だというふうに考えておりまして、そのあたりをお聞きしたところ、理解というのも促進をされていまして、社内全体の考え方ですとか、社内の風土というのが少し変わってきているなというふうに実感したという内容等を確認したところでございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　今、お聞きすると、そうすると事業所によっては、この事業として非常に手応えがあったなというふうに課長は捉えたと。それが、先ほどもお話ししたように、今度、企業の行動変容につながっていく必要があって、それがやっぱり国が求めている施策に合致していくんだというふうに思うんですね。なので、ここはやはり数だけを目的とするのではなくて、結局はそういう方向に走っていかなくてはいけないというところを念頭にしっかり置いていただきたい。

私、この議会の自治制度の委員会でも、共創フィールドのところで、ちょっとお話をさせていただいたのは、共創フィールドの取上げ件数が伸び悩んでいるんですね。やはり、文京区で実証実験の場を提供するだけに終わっちゃってないかというところを指摘させていただいたんですね。そういった共創でイノベーションしてくるような企業が、文京区においてその実証実験して、その後何を得たのかとか、では、文京区にとって何がよかったか、行政にとって何の課題解決につながったのかというところの視点というのは、非常に大切というふうに述べさせていただいたんです。なので、この事業そのものは大変いい事業であると思うので、そういった視点というものをしっかりと持って、事業を拡充していっていただきたいというふうに思っています。

そもそも女性のエンパワーメント原則は、ここにあるUN Womenと、それから国連グローバル・コンパクトによって作成されたもので、文京シビックセンターには、そのUN Womenの日本事務所があるんですよね。ここ大きいんですよね、非常に。せっかく文京区にUN Womenの日本事務所があるのであれば、やはり登録制度を運営するだけでなくて、UN Womenとの連携を深めて、区内企業全体の女性活躍を底上げていく事業へと発展させていただけるというふうに思います。

その辺のUN Women絡みでも、どうお考えなのかなというところも、ちょっとお聞かせくだ

さい。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　こちらUN Womenとの連携等に関するお尋ねでございますけれども、委員のお話がありましたとおり、当該制度のスタートにつきましては、2010年、UN Womenを中心とした国連の内部で定めた行動原則に基づいて、運用が始まったというふうに認識をしております。

こちらにつきまして、この制度の単体、文京区のエンパワーメント原則推進事業所の登録制度、こちら単体において、直接的にUN Womenと連携して何か制度設計をしているというところはできていないところで、難しい部分であるというふうには認識をしておりますけれども、UN Womenとは、適宜啓発事業の中で連携を図っていったりですとか、そのほかでも、例えば、今年から男女平等参画推進会議、私どもの会議体がありますが、そちらがアジアで唯一かつ区に事務所を構える関係性から、焼家所長に会議の副会長として入っていただくなど、議論の中でも、国際的な知見などを導入していただいているというところになります。

来年度以降の推進計画の改定の中でも、会議体で議論する中でも、本登録制度に関しても、国連との連携事業を含めて進めていくという方向性にこれを入れまして、より内容や周知、この内容等につきましても議論しているところになりますので、引き続き、こちらの制度が、数のお話のみならず、その効果として、企業にそういった女性のエンパワーメント原則の考え方ですとか風土というのが広がっていくように、利用しやすく、よりよい制度となるように、広く検討を進めていきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。UN Womenのところで絡めてのその御答弁を聞けて、よかったと思っております。なかなか、UN Womenの場所の課題も、最初のほうでいろいろとありましたけれども、要は見えてこないんですよね、やはりUN Womenがね。そこが問題だと思うんですよね。

あと、最後になんですけれど、実は運良く私、先週お会いした女性の活動をちょっとここでお話ししたいと思うんですけれども、このお会いした女性が、20から30ぐらいの間の方なんですけれど、2026年のビューティジャパンの大会で東京代表のファイナリストに選ばれた中川葵さんという方がいるんですね。その訪問を受けたんですけれども、どうしてもここのエンパワーメントのところでお話ししたいなと思ったので、これを引き合いに出すんですけれども、ビューティジャパンというコンテストは、いわゆるビューティと聞くと、外見の容

姿とかのコンテスト、ミスコンなのかなと思ったりするんですけれども、そうではなくて、一般社団法人が運営していて、女性の社会進出を支援することが目的で立ち上がった法人さん。

で、何をしているかというと、新しい大会を運営しているんですね。これ８年目になるんですけれども、女性のキャリアなど、未婚、既婚関係なし、身長の条件のもなくとあって、年齢に関係はなくとは書いてなかったんですけれども、自らの女性のキャリア、それから自らの使命感を持ち、社会や地域への貢献、内容も含めた美しさ、キャリア、発信力を審査している、そういうコンテストなんですね。そこで残った中川葵さんのお話を聞く機会があったんです。

やはり世の中の変化とともに、今後、女性の活躍がますます期待される中で、自身の社会的理想像を描く力、それを実現する力を求めていくんですというふうに、ここのホームページではうたっていました。女性が積極的に挑戦できる場をつくることで、本人だけではなく、それを見た多くの女性の意識やキャリアの可能性を高めるために勘案されたコンテストですというふうになっていました。

この方がどういう方だったかというと、中川さんはもともとは保育士だったんですね。５年ぐらい保育士さんを企業で経験していたんです。それから彼女は飛び出ていって、いわゆる世の中でいろんな保育のニーズが必要だよねと。もちろん保育士は足りなかったので、保育士さんにはなったんだけれども、でも、いろんな保育の形態があるという中で、彼女はベビーシッターに着目して、ベビーシッターの会社を御自身で立ち上げたんですね。

で、立ち上げてやっていく中で、彼女がふと気がついたのは、私がこの子と１対１で向き合う、１対２かもしれない、で、家の中かもしれないし、ちょっとした外には行くことはあるのかもしれないけれども、この環境でいいんだろうか、子どもさんを世話しててと。彼女は、預けられるときは１日預けられるというふうに言っていました。そういった中で、これ子どもにとってどうなのかなというのを彼女が疑問に思って、彼女がそこから、ベビーシッター業だけじゃなくて、子どもたちの山村体験だったりとか、外でのアクティビティ、そういうものを計画して、それを事業へと展開していったんですね。

そしたら、口コミでどんどん広がっていって、ベビーシッターさんをお願いしているような人たちから、親なくして連れていってもらえるのでお願いしますといって、彼女は今、それでもう５年ぐらいたつのかな。で、あるときに、自分のやっていることが、自分はそのときの社会の課題とか、あと自分に対する挑戦と思ってやってきたけれど、あ、社会貢献につ

ながっているんだなというふうに彼女は感じたんです。

そういった方のお話を私は聞いて、しみじみ、いろいろな多様な視点がある中で、やっぱり女性は女性ならではの視点で活躍できる場がいっぱいあるということ。それはやはり、今後、文京区の中で、UN Womenもありながら、ここで力を入れていく意味というのは、すごくあると思うんですね。

で、先ほども言ったように、女性が自らの経験や能力を生かして、新たな一歩を踏み出し、社会に価値を生み出していく姿、これが女性のエンパワーメントという一つの形だと思います。なので、これからは、企業内での女性活躍にとどまらず、企業や新たな事業への挑戦など、女性が自分の力を発揮し、社会で活躍するための環境づくりという視点、これを持つことも大切なのではないかなというふうに思っています。

さらに言うならば、文京区には、ジェンダー推進、それからエンパワーメント推進をしているUN Womenがある。その顔、看板があるから、だから、文京区だからそれをやらなければいけない理由、文京区だからやれる理由がある、そういうふうに思いました。

ぜひ、この女性活躍を促す事業として、とってもいい事業だと思いますので、今の仕組みを見直して、効果的に、そして発展性のあるものにぜひしていっていただけたらと思います。何かございましたら。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　今、委員からお話がありました、女性が生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、文京区も計画の中で精いっぱい取り組んでいるところでございます。様々な社会資源といったところ、男女平等センターエガリテもリニューアルオープンしておりますし、そういった様々なリソースがある中で、そういった理念をきちんと発展させなければいけないというふうに考えております。関係団体等とも適宜連携を密に図りながら、女性のみならず、男性もそれぞれが、皆さんが働きやすい環境ですとかやりたい働き方、働き方の観点でいえば、そういったところが自由に選択できるような社会の実現に向けて、文京区としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　はい、ありがとうございます。

上田委員、松丸委員、ほかり委員と続きますので。

上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。

契約管財とダイバーと広報について、聞きます。

まず、147ページの契約関係事務と指定管理者制度について、２つ伺いたいと思います。

長期継続契約、指定管理等の将来負担の見える化については、総括質疑で指定管理や長期継続契約に伴う一般財源負担は、集約していない分析方法を今後検討すると御答弁いただいておりますけれども、御存じのように、経常収支比率が特別区でザ・ワーストなわけですよね。これを改善するためには、何が財政の硬直性につながっているのかを把握する必要があります。債務負担行為だけではなくて、指定管理や長期継続契約についても、今後の一般財源負担を見える化したほうがやっぱり安心だと思うんですね。

で、例えば、各所管の契約期間とか支出予定額とか一般財源負担を集約して、人件費とか物価上昇も踏まえた見通しを「文の京」の財政状況とか、次の「文の京」総合戦略に掲載するなど、将来の政策に使える財源を判断できるようにしてほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、公契約条例についてなんですけれども、共産党さんが総括質問や文教委員会で指摘された官製ワーキングプアの問題なんですけれども、７年度の条例施行前に公募した指定管理者には、労働報酬下限額が適用されず、下限額以上の支払いを要請する考えもないということだったんですけれども、私は、それはちょっとないなと思っています。文京区の図書館とか学校図書館で働く有資格者の方々のことで、しかも、指定管理期間は７年度スタートですよね、公契約条例施行が７年度スタートで、こういう指定管理の状況なので、指定管理の途中でも、公契約条例の趣旨を踏まえて、官製ワーキングプアと言われない水準を目指して、処遇改善を促すことが必要だと思っています。年度協定の締結とか、指定管理料の見直しの際に、人件費の積算とか実際の賃金の反映を確認し、指定管理者と協議してほしいと思いますし、また、条例の適用対象となるまでの間にも、労働条件モニタリングを通じて、従事者の処遇と公共サービスの質を確認していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

149ページの区有財産維持管理についてです。

総括質疑では、固定資産台帳には区が所有する土地のみを記載し、国有地の所有関係は記載してないとおっしゃっていますけれども、区有施設の敷地に国有地、都有地、民有地が含まれる場合、その部分を除いて区有地を記載することは当たり前のこと、当然のことだと思います。問題は、千駄木小学校の敷地内の国有地が把握されていなかったことなんですよね。国有地を区有地に含めていたのであれば、所有関係を正確に反映した台帳ではなかったということだと思います。

例えばですよ、敷地に隣の臨床医の土地が含まれる旧文京清掃事務所本郷分室では、固定資産台帳に58.31平米、土地建物明細書の借地権一覧表には、別途民有地274.38平米が記載されています。区有地と借地の区分というのは、台帳間の数字の一致だけではなくて、不動産登記との整合性を確認しなければならないと、本当は思うんですけれども、全ての区有財産の照合には、ちょっと時間とか労力がかかると、台帳全部というのはなかなか大変だというのは分かります。でも、千駄木小学校については、もう本当に時間をかけて、基本計画案までまとめたところで、設計進もうという段階で国有地が判明したわけですから、少なくとも改築等の検討に入った段階で、計画と変更して、登記や地積測量図等により、所有関係とか敷地の範囲とか利用権限というのは確認すべきだったと思います。

今後は、改築等を予定する施設を優先して、そういった台帳との情報を照合したり、あと、施設の所管とか契約管財、用地施設マネジメントなのか、そういった部署間の役割分担を整理して、計画の初期段階でしっかりと確認する手順と責任というのを明確にしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず最初に、１点目の御質問でございますけれども、確かにこれまでは、指定管理ですとか長期継続契約につきましては、予算編成過程の中で各事業ごとに精査をして行っていたので、それぞれ、指定管理でトータルの集約、長期継続の集約といったことはやっていなかったのが現状でございます。

委員御指摘のとおり、将来的な財政負担の見通しを明らかにしていくという観点は、必要であると認識してございます。今回、御指摘いただきました指定管理料ですとか長期継続契約の今後の経費、財源等について、具体的にどの範囲で、どのような情報を集約して、どのような媒体で公表していくかというところにつきましては、今後、財政課と検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。

２点目の公契約条例と指定管理者の関係のところでございますけれども、今回、公契約条例の中で、基本的には、指定管理者であれば、やはり選定の段階で、プロポーザルなどの選定の段階で、公契約条例の適用、特に労働報酬下限額の適用について、きちんとまず区のほうから参加を予定している事業者の皆様方に御案内して、それを理解していただいた上で、そういったプロポーザルなどに参加していただくという流れを指定管理者でも取っておりますし、また、指定管理者以外の工事とか委託で公契約条例が適用される契約の入札におきましても、同様の考え方でやってきているところでございます。

ですので、現時点では、確かに令和７年度からスタートしている指定管理業務について、事例で御指摘いただいたところでございますけれども、選定が６年度に行われたというところ、条例が施行する前に行われたというところがございますので、この条例の労働報酬下限額などの規定を直接適用するのは難しい状況にあるのは現状でございます。

あと、財産の管理のところでございますけれども、まず現状として、確かに今回、御指摘のような千駄木小の状況はあったのは事実でございます。委員にもおっしゃっていただいたとおり、財産の管理は各所管課で分担してやっているんですけれども、どうしてもそういった、通常は頻繁にそういった登記簿謄本を取ったりするような運用はしておりませんで、今回のようなそういった改築であったり、土地を売却するであったり、そういったタイミングで、登記簿でしたり、地積測量図とか、そういった情報を取得して、最新の状況を確認するというのが現実的に今、行われている運用でございます。

今回の千駄木小の反省を踏まえまして、契約管財課としても、委員も先ほどおっしゃっていただいた点のとおりなんですけど、やはりこういった売却ですとか、新たな建物ですね、建設に向けた設計であったり、そういった土地の最新の状況をやはり把握しなければいけない節目というのが幾つかございますので、そういったタイミングでは、我々のほうからも、様々な会議ですとか、様々な場面で所管課に働きかけをしてまいりまして、ちょっとこれまでよりも所管課との連携を丁寧に行って、きちんと必要なときには、最新の情報を把握して、適切に対応できるように努めてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。ちょっと指定管理者の労働報酬下限額が適用されない話については、公契約条例という考え方からすると、まあしようがないのはあれですけれども、ちょっと納得いかないんですが、ただ、指定管理者とのコミュニケーションの中で、やはりしっかりと働かれている方の処遇を改善してくださいねという話は、その所管がするべきだというふうに思っておりますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

147ページの男女平等参画推進事業についてですけれども、令和７年度６月に大塚地域活動センターで開催された包括的性教育の講座が、大人から子どもまで一緒に、自分も相手も大切にすることを学ぶという、とってもよい企画だったと思います。

昨年９月の本会議で、参加者からも好評だったこととか、今後も教育委員会等と連携して、幅広い年代に学びの機会を広げたいみたいな答弁があったと思います。総合戦略や評価シートでも、ダイバーシティ推進事業の若年層の参加が課題というふうにされていたかと思うん

ですけれども、今回のように、子どもや若者、保護者が共に参加できる講座というのは、今後も企画してもらいたいと思っています。

包括的性教育は、学習指導要領の改定でも、今回のね、論点となっておりますし、学校教育でできるところから進めるとともに、地域で学べる機会ももっと増やしてほしいと思っています。

日本版ＤＢＳを含む、子ども性暴力防止法の施行を控えて、大人が子どもを守る責任を果たすということと、あと、子ども自身も性被害を理解して、自分と相手の体や意思を尊重すること、困ったときに相談できることを学ぶということも大切だと思います。

包括的性教育の講座について、ＳＲＨＲとかＳＯＧＩとか性の多様性への理解、ＤＶとか性暴力の防止など、人権を幅広く学ぶダイバーシティの事業として教育委員会や関係機関、ピア・アクティビストとの連携も含めて、今後も展開してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、149ページの多文化共生事業についてです。

令和７年９月に、誠之小学校で実施した学校・地域生活オリエンテーションは、外国人保護者が母国語で説明を受けて質問できるとともに、区の保護者の悩みや考えを理解できる、とてもよい機会だったと思います。

令和８年度予算委員会では、成果を踏まえて他地域へ展開すると総務部長答弁があったと思いますけれども、その後、学校や地域のニーズをどう把握して、実施地域等を検討し、また、今後どういうふうに実施、まあ実施状況ですね、お伺いしたいと思います。

外国人住民のための生活ガイドブックは、戸籍住民課とか地域活動センターに置いていただいているとのことなんですけれども、利用者の反応をしっかり把握されているのか。学校やオリエンテーションでも活用していただいて、外国人住民や窓口職員、教職員から寄せられる疑問とかお声を内容の改善につなげていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　それでは初めに、包括的性教育に関するお尋ねにお答えいたします。

包括的性教育という概念が、従来の身体的な性教育だけではなくて、社会的な規範の是非ですとか、性別、差別、暴力、ジェンダー不平等をなくす方法ですとか、性の多様性、このあたりも含めた、広く人権を尊重した概念を含む、こちらを含めて検討して、学習者の幸福の実現を目的とする、こういった概念の啓発事業だというふうに認識をしております。

こちらにつきまして、包括的性教育が目指す人権教育、人権尊重、こういったところを主眼にすると、その概念には、当然、ＬＧＢＴＱの当事者の方ですとか性の多様性、こういった視点が含まれているものというふうには認識をしておりますので、今後、包括的性教育の関連する啓発事業についても、ＳＲＨＲ、性と生殖に関する健康と権利、こちらの概念を考える上で非常に重要な要素というふうに私どもも捉えてておりますので、今後も包括的性教育を含めたＳＲＨＲの概念を周知啓発する事業をしっかり啓発していきたいというふうに考えております。

続きまして、多文化共生のお話ですね、こちらの学校・地域生活オリエンテーションのお話ですけれども、昨年度、誠之小の外国人保護者、こちら２日間実施をいたしましたが、約20名を対象に行ったところでございます。

こちらの広がりというところですけれども、今年度に関しましては、重点事業ということで、重点施策と位置付けまして、３校分、実施を予定しているところでございます。今年度に関しては、さきにまさに実施をしたところなんですけれども、９月26日土曜日の、こちら土曜授業日というのがありまして、そちらの昭和小学校のほうで実施をしたというところになります。参加者は約20名というところで参加していただきました。

中国人の国籍を持った講師の方からのお話と、日本語指導協力員、その昭和小で実際に授業されていらっしゃる指導員の方からの２部構成ということでお話をいただきまして、非常に参加者の方からは好評をいただいたというところでございます。

今後も、地域の実情ですとか学校の要望、このあたりを学校、教育委員会とも連携を図りながら、丁寧に酌み取って、実施の学校等、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

その中で、お話がありました、生活ガイドブックのお話ですけれども、こちらも昨年度、２階の戸籍住民課の窓口で、窓口繁忙期が始まる前に合わせまして、作成をしたというところで、その新規の転入の方だけではなくて、新たに地域にいらっしゃる方につきましてもお配りできるように、地域活動センターのほうにも配架をいたしまして、そちらで手に取っていただけるように工夫をしたところになります。

こういったところも、当日、保護者オリエンテーションの保護者の方に対しても配付をさせていただきましたので、様々な活用方法を検討しながら、こういったルールが地域に根差すように、理解の促進につがっていくように取組を進めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　上田委員。

○上田委員　最後に、広報広聴のところでお聞きしたいと思います。151ページ、153ページです。

ホームページ運営とか広報メディア調査等について、中心に聞きたいと思います。

広報広聴費は、令和６年度の8,787万円から令和７年度の8,954万円とほぼ同じ規模、ちょっと印刷費とかはかかったかもしれないですけれども、であります。令和７年度に広報課から広報戦略課となって、区報の紙面の改善やインスタグラムの開設、ＳＮＳの動画活用など、予算を大きく増やさず、職員自ら工夫していることを評価したいと思います。

こうした取組で、区民への情報の届き方はどのように変わったと御自身で自己評価されているのか。区報、ＳＮＳ、ホームページ、それぞれの成果や課題みたいなものがあれば、教えていただきたいと思います。

広報メディア調査については、既に委員会等でもお話をさせていただいているとおり、新たなＳＮＳなど最新の情報も把握できるように今後は見直していきたいというようなお答えをいただいているんですけれども、年代や区政への関心による情報の受け取り方の違いや、複数の媒体の利用状況を、この調査の間にもどういうふうに把握して、発信方法に生かしていかれるおつもりか、伺います。

ホームページについては、区民のユーザビリティを重視したというふうにお伺いしていますけれども、リニューアル後、やっぱり組織から探すがなくなるなど、ちょっと使いにくくなったというふうに思っていました。７年度、お願いしたところを、計画や会議の情報に少したどり着きやすくなったり、区報に掲載されたイベント情報がちゃんとイベントカレンダーに掲載されるようになったなど、できる範囲で改善していただいたと思います。

ただ、まだ改善の余地があるかなと思うんですが、今後、どういう改善を図っていこうとお考えか、伺いたいと思います。

また、ＬＩＮＥから申込みができるなど、情報を知ってから申込みやサービスの利用まで便利につながるようなＳＮＳのリッチ化について、どういうふうにお考えか、お聞かせいただきたいのと、あと、広報戦略課のノウハウを各所管に共有して、区全体で伝わる広報をどう進めていかれるおつもりか、伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長　いろいろ御指摘ありがとうございます。

まず１つ目にございました、この間、区の中で広報課が広報戦略課になって変わったところというところでございます。

御指摘ありましたように、予算的には大きな変化はございませんが、お話しいただいたとおり、まずは区の職員のマインド醸成のところを中心に進めてまいりまして、そういった中で様々な取組に反映できてきているかなというふうに考えてございます。

そういった中で、お話もございましたが、特に区報やＳＮＳの発信の仕方というところについては、これまでも活用していたツールという意味では変わってはいないんですけれども、いかに見せ方を変えることによってしっかりと伝わる広報が体現できるかといったものに取り組んでまいりました。

区報におきましては、様々な情報媒体としては、区の一番中心的な存在にはなってございますし、そういった使い方は大きくは変わってございませんが、特に１面で、区民に伝えたいこと、区がしっかりとメッセージとして発信したいことをどう伝えられるかといったようなところを主眼に変化を求めてきたというところです。

また、ＳＮＳにおきましては、その後のお話にも続くなんですけれども、いわゆるメディア特性としましては、よく言われるのは若い方がよく御覧になっているというようなお話もございます。いかんせん、区のメディアですので、ＳＮＳの主戦場は若い方が多いとはいえ、なかなか若い方に区の情報が届いているとはいいにくい状況ではございますが、そういった中でも、メディアにある、いわゆるターゲットとなるペルソナをしっかり分析することで、いかに届きやすい表現ができるかといったことについて、職員の中で議論を重ねて、今のような状況にたどり着いてございます。おかげさまで、フォロワー数も一定数伸びてきているといったような状況も見えているところでございます。

また、ホームページにつきましては、御指摘ございましたが、この間のリニューアルを通して、なるべく検索性が高いものということでリニューアルは進めてきたという経緯がございますが、御指摘あったような情報にたどり着きやすい見せ方、また、ホームページについては、それぞれ所管のほうでもページを構築するような仕組みになってございますので、今後、区の中で研修を通して、見やすいホームページを各課で対応できるような取組も進めてまいる予定としてございます。

また、同様になりますけれども、メディア調査におきましても、この間、これまで５年に１回ということで、ちょっと期間が長いもの、その間、ＳＮＳ等の発達もすぐに来るということで、期間をどういうふうに変えていくかといったことと、あとは、それ以外の期間にも、ＳＮＳ等を含めた情報がどう届いているかというのを、我々が情報を得ていく仕組みというのを今般ちょっと考えていきたいということは今、進めているところでございます。

最後にございましたが、最後ではないですね、その前にございましたが、ＬＩＮＥ等、応募フォームがしっかり直結することによって、なるべくシームレスに何か参加を申込むとか申請するといったことについても、今、情報政策課等とも連携してございますので、そういった仕組みは今後も増えていくものと考えてございます。

最後になりますけれども、こういった取組について、各課にどう浸透させていくかというところでございますが、今般、お話ししたとおり、職員のほうでまずはマインド醸成を進めているというふうにお話しいたしましたが、この取組については、広報戦略課単独で行っているものではなくて、私どもがメインで行っていますのは、様々な事業の周知に努めておりますので、そういった事業の周知をするに当たって、その所管課と表現の仕方について議論を重ねていく中で、徐々に全体に浸透していっているものかと考えてございます。

○田中（香）委員長　はい、上田委員、ありがとうございました。

松丸委員。

○松丸委員　私のほうから、建築関係の契約管財課のほうにちょっとお聞きしたいんですけれども、147ページの32番ですか、契約関係ということで。

よく我々も毎年いろんな文京区内の建築、設備だとか電気関係の事業者の方ともいろんな懇談会をする中で、いろんな意見を聞いている中で、先日も総務区民委員会の中でも話題になったと思うんですけれども、今、非常に物価高騰で、金額自体が高く上がっていると。物によっては、いろんな不調になったりとかというような状況の中で、特に議会承認案件、これが、今、文京区は、建築・設備・電気に関しては、１億8,000万、これ税込なんですよね。税込でなっているんですけれども、この議会承認案件が、やはり全体的な単価のあれが上がることによって件数が増えていく、議会承認案件がですね。

そうすると、やはり事業者自体もそれによって、どうしても承認を取らなきゃいけないということもあって、かなり労力というか、手間暇がかかる。と同時に、やはりこれ、むしろ逆に、事業者もそうなんだけれども、うちのいわゆる内部ですよね、所管のほうも、やっぱりそれだけ件数が増えていくということで、手間暇がかかるという言い方はおかしいんだけれども、そういう意味では、やっぱり案件数が増えるということによっての、限られた人数の中でこれやっていかなきゃいけないので、そういう意味で、昨今これだけ物価高騰で単価が上がっているわけですから、やっぱりここは一つは見直していく、１億8,000万、これ税込のね、これをやっぱり見直していく時期でもあるのかなと。お互いやっぱり、区内の事業者も大変な、患っているわけだし、また、庁内の中での関係部署も非常に複雑になってきて

いるということもあって、この辺は、一つはしっかりと見直しをしていくべきではないかなと、今のこの一つの状況に合わせてね、ということが１つ。

それからもう一つは、事業者ともいろんな懇談をしていく中で出てくるのは、やっぱり区内事業者をしっかり育てていくと。我々も、予算要望だとかいろんな中でもやっぱり区内事業者を優先にというあれをよく言っておりますけれども、これ実際、今回の予算委員会の関係資料の中の令和７年度工事請負契約、建築、土木、こう出ていますけれども、そういう区内事業者をもっと優先的にやっていくという意味からも、これ７月27日の建通新聞の中に出ていたんですけれども、23区内の一般競争、区内外の参加要件ということで、23区の中で、原則区内というふうに回答したところが21区あるんですね。残りの２区、これ、だから、原則区内の事業者のみの参加の今言った21区と、特に千代田、文京は、入札参加資格の等級などで区内事業者を優先していると、こういう書き方になっているんだけれども、そういう意味では、もう少しやっぱり区内事業者を優先的に、今、こういうなかなか不調である、ちょっと大変な時期でもあるんだけれども、やっぱり区内事業者を育てていくという観点からも、これ区内の事業者と話合いの中でも話が出てくるのは、やっぱりこういう本店、支店、営業所等を新規開設する場合は、最低でも３年以上経過して、入札要件にしていくとかという、こういう一定の縛りはやっぱりつけるべきではないかということも話が出ておりましたけれども、その辺、どういうふうに契約管財課としては、今後取組として考えていらっしゃるのか、そこをちょっと確認したい。

○田中（香）委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、１点目の議決が必要なこの１億8,000万の基準の件ですけれども、こちら自体、平成２年に今の金額になりまして、やはり１回、30年ほど前に改正したところでございます。委員御指摘のとおり、昨今の社会経済情勢を踏まえますと、実質的には、数年前であれば、議決が必要ではなかった工事が、今は議案になっているという面があるのは事実でございます。実はちょっとこちらの基準につきまして、他区の状況も確認いたしましたところ、23区中、本区を含めて17区が１億8,000万に今なっておりまして、残りの６区が１億5,000万になっております。

その背景に、ちょっと可能性としてありますのが、もともと、最終的には各区の条例で基準は決めておるんですけれども、その条例をつくるに当たりましては、地方自治法施行令という政令のほうで、全国共通の目安というか、基準が示されておりまして、そこで、例えば本区を含めまして一般の市であれば１億5,000万円以上、逆に都道府県であれば５億円以上

というところで、そういった施行令も踏まえて、制定している面があるので、先ほど申し上げたような他区も同じような状況になっていることかと思います。

ただ、こういった物価上昇等のところにつきましては、課題としては認識しておりまして、今、議決ではないんですけれども、いわゆるＪＶを組む基準につきましては、もともと内規で、例えば建設工事であれは３億円以上といったルールを決めておりましたが、そちらはこのたび10月からちょっと基準を見直しまして、この物価上昇に合わせて金額を変えたところではございます。

こちらの議決の必要な基準につきましては、少し、物価上昇等を意識しなければいけない面がある一方で、国の施行令も踏まえて対応する必要があるところもございますので、引き続き、ちょっとこの社会経済情勢ですとか、この国の施行令の動き、他区の動きをまずは注視していくところから始められればと思っております。

２点目の区内事業者の優先というところでございますけれども、今、委員から御指摘いただいたとおり、本区は等級などで配慮してやっているところでございます。例えば指名競争入札においては、予定価格、例えば5,000万円以下の建設工事であれば、そもそも区内業者しか指名しないですとか、あと、制限付一般競争入札、１億円以上の工事であるんですけど、におきましても、例えばＪＶが組まれる案件におきましては、代表企業は区外業者も一部可としておりますけれども、第２、第３順位の企業は区内業者に絞ったりですとか、一応、問題認識としては、委員の御認識のとおり、やはり区内業者への配慮というのは必要だということで、そういったちょっと細かいところでいろいろ配慮して、指名をしたり入札をしている状況でございます。

本区に本店、支店を移してから、本区のルールは、今、特に文京区での業務歴２年、３年といった条件を設けずに、区内業者として取り扱う運用はしているところなんですけれども、こちらにつきましては、新たに本区に来られて、これから本区内で事業を行おうとしている事業者に対しても、既存の事業者の方と同様に、一応、入札に参加する資格を与えることで、新たに文京区でさらに事業をしていっていただきたいという面もあって、他区の一部の区で取り入れられているような条件は整えていないところでございます。まずは、既存のルールの中で、一定、区内事業者に対して配慮はしておりますので、そのあたりについては、引き続き区内事業者に配慮した指名や契約をやっていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。特にＪＶ案件なんかも、ここに来て、金額を引き上げたわけです

よね、５億かな。だから、その辺はやっぱり、今のこの時代に合った状況というものは、僕は非常に高く評価するんですけれども、ただ一方で、今、文京区内の建設関係の、いわゆる金額ベースなんだけれども、この周辺区のあれを見ると、やっぱり文京区というのは非常に公共施設の建築に対する費用というか、金額というのは、23区の中でも非常に高いんですよね。ということは、それだけ案件も結構多いということなんですよ。これは非常にいいことなんだけれども、やっぱり今そういう状況だということも踏まえて対応していかないと、なかなか事業者自体も、ましてや中小の事業者なんかもやっぱり大変な中でやりくりしていかなきゃ、ましてや人手不足というあれになるということ、今度は納期に影響になってくるということは、非常にうちにとってもやっぱりデメリットだし、事業者もやっぱり一定程度の人を抱えこまなきゃいけないので、その辺はよく配慮しながら、しっかりと事業者とよく連携を取りながら、お互いやっぱりしっかり、負担を少なくするというわけじゃないんだけれども、ウィン・ウィンの関係でやっぱりやっていっていただきたいかなと。これは重ねて要望としてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○田中（香）委員長　はい、ありがとうございます。

ほかり委員。

○ほかり委員　私は、149ページの多文化共生事業のところで伺いたいと思います。

上田委員からもそこで質問があったので、重なるところは省きますけれども、まず、昨年度、誠之小学校で行って、今年、先ほど９月26日に昭和小で行ったとおっしゃっていた、外国籍児童の保護者向けの取組は、すごくいい取組だと思いますし、誠之小学校のときは、たしか保護者会の後にやっていただいて、この昭和小も土曜公開の後って、人が集まってそのまま参加しやすい流れでやっていただいているというのは、すごくありがたいことだと思うので、これは継続していただきたいという要望をまず１点。そこに関しては、要望です。

あと、上田委員からこれも同様に話があったんですけれども、外国人住民のための生活ガイドブック、こちらのところでちょっと伺いたいと思います。

外国人の人口なんですけれども、今年の10月時点で、区内で１万7,041人、割合で7.2％という数字が出ていまして、５年前だと9,000人台だったところが１万7,000人を超えているということで、ほぼ倍近くになってきているということで、新しく入ってこられる外国人の方へのルールとかマナーの周知というのは、すごく大事だとは思うんですね。

このガイドブック、実際に見させていただいて、イラストもありますし、すごく分かりや

すくまとめていただいていると思うんですけど、ちょっと改善というか、したほうがいいのではないかなという点があったので、そこを指摘させていただきたいと思うんですけれども、最初のところの１ページ目、生活の決まりのところなんですけれども、これ生活のマナーと法的義務のところが混ざって書かれていて、恐らく、我々が読むと、これは法律で禁止されていることだなとか、これはマナーなんだなというのが分かるんですけれども、外国人の方からすると、そこの線引きが難しいと思うので、提案としては、法律とか条例で禁止されている法的義務に当たるものと、あと、部屋を貸してはいけないとかありますけど、その契約上の問題として出てくるもの、あとは、挨拶するとか、そういうところは一般の生活のマナーになるので、そこを分けて、これは法律、条例で禁止されていることです。部屋を貸しちゃいけないとかというのは、契約上の問題が出てくるので、してはいけません。挨拶しましょうとかそういうところに関しては、生活マナーの問題ですというふうに、もうちょっと細かく分けてあげると、よりいいのかなと思ったので、その点がまず１点なんですが、このあたりちょっと、その資料をブラッシュアップしていく予定とかというのはあるんでしょうか。まず１点、お願いします。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　今、御指摘いただきました、文京区外国人住民のための生活ガイドブック（ルールとマナー）ということで、昨年度作成をしたものになります。こちら、外国人住民の方からの視点については、地域でのお困り事が見受けられるというお声がありましたので、そういった方に理解が深まるようにというところと、地域住民からにつきましては、日本の文化とか生活上のルールが一部守られていないというお声があったというのも事実ですので、そういったところ、双方に目を向けまして、共生社会の実現に向けて、理解促進に資するという目的の下、昨年度作成をしたものになります。

今、委員、御指摘ありましたマナーの部分ですとか、法律、条例と、決まりとしてもう完全に決まっているものを分けたほうがいいんじゃないかというお話ですけれども、こちらの内容につきましては、昨年度作成した部分について、生活にまず必要なことですとか、地域生活において守られなければいけないルール、こういった項目をまず一旦精査をさせていただきまして、東京都のほうでも作成をしているというふうにありましたので、そちらを参考にした上で、今回、作成をしたものになります。

内容は、確かに新しく盛り込む内容もございますし、そういったところ見やすさの観点からも整理をする部分というのは出てくると思いますので、この内容について、ブラッシュア

ップ、更新、内容もアップデートした上で、増刷等も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。よろしくお願いします。

で、ごめんなさい、この内容の改善のところで１個、お伝えし忘れちゃったんですけれども、自転車の乗り方、もう既に載せていただいているんですけど、今年の４月から始まった自転車の通行の青切符の制度が始まったんですけど、そこが盛り込まれていないので、そこも盛り込んだほうがいいかなと思っています。実際、外国人の方の自転車の乗り方がちょっと危ないというような話はよく聞くので、そこは改善点として、もう一つ入れていただければなと思っています。

それで、設置状況に関しても、戸籍住民課のほかに地活に置いたりとかもしていただいているということで、順次改善していただいているということなので、引き続きお願いします。

この暮らしのガイドブックは、生活のルールとかマナーを知らすというところではすごく有効だと思うんですけれども、多文化共生という観点からすると、もうちょっと踏み込んだことができるんじゃないかなと思っていまして、というのが、このリーフレットは、ルール周知にはなっているんですけれども、本来、多文化共生というのは、外国人住民の方にルールを理解していただくことがまず第１前提なんですけど、そこから外国人住民の方が地域のコミュニティの一員として中に入ってきていただいて、一緒に協力する、で、地域の生活をしていくということが本来の問題だと思うですね。

その点で、既に町会・自治会についての内容もここには記載していただいているんですけれども、そこをもうちょっと踏み込んでいただきたいなというふうに思っているんですね。実際、８月26日に、西片町会さんのほうで、外国人住民の方と町会の方の意見交換会というのを西片会館でやりまして、私も呼んでいただいたので行ってきたんですけれども、もともと西片町会さんって、多文化共生というか、共生することに対してすごく意欲的な町会さんで、町会のイベントでも外国語の案内版を持って外国人の参加者の方に接したりとか、あとは、実際に町会長さんから、みんなの学びサポート事業をやっているのを御存じだったので、そこに集まった保護者に対して、そういうルール・マナーの周知とか、そういう事業が文京区でできないのかというお話もいただいて、私も予算委員会等で提案はさせていただいたんですけれども、まず先行して、町会でやってみようということでやられて、実際、外国人の方の参加者もあったんですね。

そこであったのは、特に困っていることはないとはおっしゃっていたんですけれども、まずお祭りをやったり、いろいろ行事を、ハロウィンをやったりしているんですけど、それを町会・自治会がやっていると思ってなくて、区がやっていると思っているんですね。実際、町会というものでやっているのであれば、ぜひ参加したいし、手伝いもしたいんだけれども、どうしたらいいか分からないというようなお話がありましたので、そのあたりの町会でこういうことをやっている、こういうお祭りとかやっているのは、区がやっているわけではなくて、町会・自治会でやっていますみたいなことを、絵も含めて分かりやすく入れたりとか、それには誰でも参加できますよというところも入れたりとかというところも併せて検討いただければなと思うんですけれども……。

○田中（香）委員長　ほかり先生……。

○ほかり委員　12時ですよね。はい。

○田中（香）委員長　ほかり委員、ありがとうございます。質問はまだ続きますか。

○ほかり委員　１回これで……。

○田中（香）委員長　はい、では午後、答弁からやりましょう。

では、休憩させていただきます。お疲れさまでございました。

午後　０時００分　休憩

午後　０時５７分　再開

○田中（香）委員長　それでは、午後、始めます。

では、答弁からお願いいたします。

熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　生活ガイドブックに関するお尋ねですけれども、自転車ルールに関する青色切符のお話ですとか、新たに盛り込む内容につきましても、関係所管等と意見交換を行いながら、掲載する情報の更新を適宜行っていきたいと考えておりますし、お話のございました町会に関連する内容の掲載については、区民部と情報共有を行っておりますが、次回の更新の際には必要な情報について調整をしてまいりたいというふうに考えております。

また、配布方法や周知につきましても、現行のホームページでの閲覧、区役所や地域活動センターでの配布に加えまして、その他区有施設等での配架など、効果的に地域にその情報が行き届くよう、周知拡大について検討してまいります。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

で、町会・自治会のお話をしたんですけれども、ちょっと松平さんから今、お借りしたんですけど、区民課さんで、こういう町会・自治会運営マニュアルという、町会・自治会のほうから働きをしましょうみたいなマニュアルも作成していただいて、９月にできたということなんですけれども、多文化共生のほうでは、外国人住民のほうからというところなんですけど、こういう運営側からの働きかけもマニュアルができているみたいなので、そこがうまくマッチするように進めていただければなと思います。

あと、最後もう一点、大事な改善要望なんですけれども、これは暮らしのガイドブックに限ったことではないんですけれども、暮らしのガイドブックも、問合せ先のほかに全部ＱＲを張っていただいていると思うんですね。全ての書類においてなんですけど、紙で見ているときは、スマホでＱＲを読めばすぐ飛べるんですけれども、大体スマートフォンでＰＤＦを開くんですよね。そうすると、スマートフォンを使っちゃっているので、ＱＲが読めなくて、では後で飛ぼうと思って、何か手続とかも後回しになって忘れちゃうみたいなことが結構あるので、リンクを張る手間だけなんですけど、リンクとＱＲを併せてあると、やっぱりガイドブックも紙で見る方よりスマートフォンで見る方のほうが絶対数多いと思うので、そのリンクを張るという作業が手間なんですけれども、区が出す書類においては大事かなと思うので、それは要望としてお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

田中としかね委員。

○田中（と）委員　私からは、153ページになります。デジタル化の推進に伴う情報管理につい、サイバーセキュリティの観点から伺いたいと思います。

ちょっとあえて強い言葉を使うならば、自治体防衛ということについて伺いたいと思っております。防衛と申し上げました。何をサイバー攻撃から守らなくちゃならないのか。それは、もちろん区民から預かった情報でありますし、そして、どのような事態にあっても、止めてはならない行政機能を守り抜く、これなんですね。これサイバー攻撃と聞くと、確かにいろんな最近報道もされていますよ。甚大な不利益が生じたり、あるいは不都合が生じたりとするわけなので、何だかすごく迷惑がかかるといったニュアンスで、そのサイバー攻撃というのを受け止められているんじゃないかとも思うわけですよ。それをあえて防衛だという、その言葉遣い、その言葉遣いはちょっと間違えているんじゃないのかという指摘が何か後ろ

から飛んできそうな気がするんですけど、あえて言わせていただきたいんですけれども、オウムのテロを思い起こしてほしいんですよ。

あれね、サリンをばらまいたという無差別殺人のイメージがあまりにも強いんですが、その目的が何だったかというと、本郷三丁目にも被害が出ましたよ。後楽園もそうですよ。一体何で丸ノ内線が狙われたかという、霞が関なんですね。この霞が関という日本の中枢を攻撃することで、この日本の行政機能をストップさせることが目的だったわけなんですね。日本というシステムをダウンさせるということなんですよ。このテロ攻撃と、最近、サイバー攻撃が狙っているシステムダウンというのは、これ本質が同じだという、そういう認識が私は必要なんだとあえて思うんですよ。だからこそ、自治体防衛なんです。

で、文京区のサイバーセキュリティの対策について伺いたいんですが、行政のデジタル化が今、進んでいます。どんどん進んでいる、いいね、いいねという話なんですよ。私たちの暮らしが数多くの情報システムによって支えられるようになったわけです。住民記録や税の情報だけじゃなくて、単純に福祉についてもそうだし、子育てについてもそうだし、教育についてもそうだし、さらには災害時の情報提供まで、全て行政サービスの多くがもうデジタル基盤の上に成り立っているということなんですね。その利便性というのは、最早もう手放すことはできないわけですよ。しかしながら、同時に、私たちは新たな危険とも向き合わなければならなくなってしまったというわけなんてすね。

このサイバー攻撃によって情報が流出すると。システムが停止すると。必要な行政サービスが提供できなくなると。これはもう最早民間企業で、最近ニュースにもなっていますけど、問題じゃないわけですよ。民間ももちろん大変です。私もタイムズカーシェアメンバーの１人だったんですよ。で、メールが来ました。免許証情報が流出しました、ごめんなさいと。いや、ごめんなさいじゃないだろうなんですけど、どうにもならないですね。

それで、今年に入って、国が、自治体のサイバーセキュリティの対策について、相次いで重要な方向、方針を示しています。そのことにぜひ注意を向けてほしいんですね。まず最初、６月、地方自治法施行の規則の改正によって、自治体が講ずべき情報セキュリティ確保措置が具体化されました。

次に、７月31日には、総務省が情報システムや機器の調達におけるサプライチェーンリスク対策の手引書を示して、委託先や導入する製品、サービスの安全性までちゃんと視野に入れた対策を求めてきています。

さらに、８月４日、ターニングポイントですね、これ。総務大臣が全国の自治体の首長に

対して書簡、お手紙を出したんですよね。私は、この書簡、お手紙が持つ意味というのは、非常に重く受け止めるべきだと考えています。何となれば、それは情報システム担当部門に対する技術的な対応じゃなくて、必要な予算や人員の確保について、首長自らがリーダーシップを発揮しろと、そういうことが求められているからなんですよ。すなわち、もう金と人をしっかりちゃんとつけて対処せよということなんですね。

つまり、もうサイバーセキュリティは、最早、情報政策担当課だけの問題として扱っているだけでは駄目で、新たなフェーズへと進んでいるんですよ。もう自治体の行政運営そのものに関わる問題として、首長が完全に責任を持って対処しろという、そういう段階に入ったということなんですね。

私は、この国から３つの動きを別々に、個別に読んじゃならないと思っています。まず、６月に、何を守るのかを制度として具体化してきた。７月に、何を確認して調達するのかをもう示した。最後、８月に、誰が責任を持つのかを首長自身に突きつけたという流れなんですね。

そんな、ある意味、自治体に対して、上からこうしなさいよ、ああしなさいよと文句をつけてきような国が、その国がですよ、９月11日には、デジタル庁が、各府省庁が共同で調達、利用しているガバメントソリューションサービスへの不正なアクセスによって、国自体が約24万6,000件の個人情報が漏えいしちゃいましたという、その可能性があると公表したんですよ。何ってこったですよね、本当に。しかも、9.11に公表って、何か意味があるのかみたいな感じですけど。

で、攻撃者は、このネットワークの接続機器の脆弱性を悪用して、保守運用担当者のアカウントを不正に利用したと言われています。しかも、この悪用された脆弱性というのは、既にもう国がここにありますよと公表されていたのであって、デジタル庁は既にその修正もちゃんと進めていたんですね。それでも対応が完了する前に攻撃を受けたということなんですよ。

ここから私たちは学ぶべきことは何なのかということをちゃんと理解してほしいんですね。これもう危険、これはまずいよ、やばいよ、危険だよというのは知っているという、それはもう公表もされています。その知っていることと、では危険を取り除くということは、もう同じじゃないということなんですね。国でさえ、その国のデジタル行政を担う、その組織でさえ、こうした攻撃を完全に防ぎ切れませんでした。ましてや、その専門人材や財源に限りのある基礎自治体が、全ての脅威を単独で対応することは現実的ではないですよ。そう考え

るべきだと思います。

で、さらに、10月９日です。もうつい最近。内閣官房の国家サイバー統括室が、この相次ぐ不正アクセスによる情報漏えいの事案を踏まえて、脆弱性への迅速な対応、認証機能の強化、認証機能大事ですね、認証機能の強化、委託先を含む安全対策などについて、また改めて注意喚起をしてきたわけですよ。もう本当ね、これ危機的な状況にあると。目を逸らしてはいけないよというふうな状況に今来ていると思うんですよ。

で、こうした国の一連の動きを踏まえて、まず伺いたいと思うんですけど、まず、本年８月の総務大臣書簡を受けまして、区長から本区の情報セキュリティ対策について、一体どのような指示が出されたのかということ。また、その指示によってこれまでの体制や取組に具体的にどんな見直しが行われたかということについて、まずお聞かせください。

○田中（香）委員長　髙橋情報政策課長。

○髙橋情報政策課長　ただいま委員から御案内のありましたとおり、本年の８月４日付で、総務大臣から全国の都道府県知事及び区市町村長宛てに、サイバーセキュリティの確保に関する書簡というものが発出をされております。こちらの内容としましては、先ほど一部御紹介いただきましたが、特に近年のＡＩ性能の高度化によるシステムの未知の脆弱性が探し出されて、攻撃を受ける危険性が非常に高まっていることであるとか、情報システムや機器を調達する際の、サプライチェーンリスク対策の重要性が高まっていること等が書かれております。

これを受けまして、本区におきましても、国の通知、各種通知が出ておりますが、こういった通知に基づきまして、まず自己点検をしっかりと行うというところから始めております。現在ですが、セキュリティの更新プログラムの適用責任者であるとか、適用サイクルの見直しというのを進めている最中でございます。

あと、今月になるんですけれども、庁内に情報セキュリティ対策検討部会を立ち上げて、情報政策課だけでなく、各課が自ら情報資産をしっかりと管理をして、リスクを評価できるような仕組みづくりにも今、着手をしたというような状況でございます。

今回の書簡の区の受け止めといたしましても、セキュリティ対策に完全なものはないという認識に立っております。当然、一定コストというのも伴いますけれども、まずは基本的な対策を着実に積み上げるということが何よりも重要であるという認識に立っております。

セキュリティ対策を進めていく区の体制といたしましては、情報セキュリティに関する規則というのがございまして、これに基づきまして、ＣＩＳＯというふうに読んでおりますが、

最高情報セキュリティ責任者、これは規則で位置付けているのは副区長という形になりますが、その指揮の下、情報セキュリティを区政運営の基盤に関わる全庁的な課題というふうな認識をしておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいというのが現在の考えでございます。

○田中（香）委員長　田中としかね委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。そうか、加藤副区長なんですね。

次に、この情報システムの管理責任について伺いたいと思います。せっかくですので。

今現在、行政のデジタル基盤が、区役所の内部だけで完結しているわけじゃないですよね。クラウドサービスを利用しています。外部事業者にその運営を委託して、様々なシステムを相互に接続しているわけですから、そうすると、先ほど言った、７月に総務省が示したサプライチェーンリスク対策の手引書には、まさにこうした現実を踏まえてあるわけですよ。

そこで、一つ明確にしておきたいことがあるんですけれども、区としては、事業者に委託しているということになるわけですよ。委託しているんだから、もう委託先が責任を持ってやってくれているので、それによって自治体はもう責任は果たしているということになるように思うんですけれども、そうじゃないんじゃないかという話ですね。

区民は、自分の個人情報を預ける行政システムやその運用事業者を別に選んだわけじゃないです。自分でここにお願いしますと言っているわけじゃなくて、文京区に預けているわけですよ。で、その委託先を選ぶのは行政なわけですから、だからこそ、総務省が言うように、調達から運用、その障害発生時の対応まで、やっぱり自治体が責任を持たなきゃならないわけですよ。

そこで、ちょっと伺いたいんですけれども、本区では、外部委託先や、いわゆるクラウドサービスも含めて、区民の情報、個人情報を取り扱うシステムや、区民サービスに不可欠なこのシステムについて、いわゆる管理主体、緊急連絡体制、障害時の復旧手順をちゃんと把握しているのか、委託先に投げてそっちがやるじゃなくて、区自体としてちゃんと把握しているんでしょうかということと、総務省が手引書を踏まえていいますけれども、その調達仕様書とかそのいわゆる契約条件、安全性の確認方法について、改めて見直しを進める考えでしょうかということをちょっと伺います。

○田中（香）委員長　髙橋情報政策課長。

○髙橋情報政策課長　まず、管理体制というところでございますけれども、情報政策課が所管する住民情報系システム、いわゆる基幹系システムと呼ばれるものにつきましては、当然、

委託事業者緊急連絡先、復旧手順等については全て把握をしてございます。

あと、これらを搭載する基盤についてなんですけれども、庁外のデータセンターのほうに設置をしているものになりますが、機器とか回線の冗長化、そして遠隔監視、バックアップの環境というのを整備しているほか、昨年度は、そのチェック体制の強化ということで、安全管理措置の実施状況の監査というのを実施したところでございます。

で、各課が所管する外部サービス、クラウドサービスといったシステムにつきましても、本年４月に情報セキュリティ対策基準を改定いたしまして、その中でクラウドサービス利用時に事業者と区との責任の所在をしっかりと確認をし、連絡体制、先ほどの緊急時の連絡先も含めてですけれども、そういった体制をしっかり構築するということを新たに規定をし直したというところでございます。

最後に、調達仕様書の見直し等についてでございますけれども、今、総務省の手引書とか、来年７月に施行される地方自治法施行規則の改正の内容を踏まえて、今現在は、現行の調達仕様書とか契約に盛り込むようなセキュリティ要件というのを再検討していく必要があるのかなという認識をしております。こちらについても、まだちょっとだけ時間がありますので、システムの運用期間を通じて、安全性がしっかりと確保できるような仕組みとなるように検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　田中委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。総務省に言われる前からやってきたことと、改めて法改正に伴ってやることって、ちゃんと整理して進めていらっしゃること、よく分かりました。

ある意味、そして、ここからが本題になるんですけれども、本当最近、10月に入って、東京都内でもいわゆる自治体の情報システムで深刻な障害が発生しましたよね、小平市。小平市では、公式ホームページの保守管理を委託している事業者が利用するクラウド基盤が、ランサムウェア攻撃というんですか、これを受けて、全く機能停止して、市のホームページが完全に閲覧できなくなったという事態が起きたわけですね。

これに対して、びっくりしましたけど、都の動きは早かったですね。東京都は、GovTech東京と連携して、専門人材を速やかに派遣して、何をやったかというと、暫定的なホームページを構築したんですね。新しいのを作っちゃって、それを提供したという、すげえなと思ったんですけど、そういう支援が実際にありました。

で、この10月９日の記者会見で、小池知事がサイバーセキュリティ対策の強化と専門人材

の増強を指示した。もう指示しましたというふうに明らかにしているんですけど、基礎自治体がそれぞれ十分なデジタル専門職員というのを、小平も含めそうなんですけど、確保できているわけじゃ、もちろんないです。特別区だってそうですよ、ばらばらですし。そういう状況を踏まえて、これが本当現実ですから、その現実を踏まえて、では任せなさい、GovTechですよ、GovTech東京が機能させて、対応させますよという、そういう考えを示したんですね。私は、この東京都の対応に、今後の自治体防衛の重要な方向性が示されていると考えます。

これまで自治体の情報セキュリティ対策というのは、規模もそうですし、今までの流れもそうなんですけど、やっぱりそれぞれ自治体が預かっている情報なので、自治体が責任を持って、自らの責任で実施する、それが基本ですよというのが当たり前だったんですよ。しかし、ここまで攻撃の高度化と行政システムの複雑化が進む中で、自治体ごとに高度な専門能力をそれぞれが備えて対処しなさいというのには、やっぱり限界があるわけですよ。

その一方で、東京都が着々と進めてきた専門人材の集約であったり、広域的な支援を提供できるという、その準備だったり、サービスだったり、その強み、これはもう既に存在しているわけですよね。

一つ一つの自治体に全てを守る能力を求めるんじゃなくて、東京全体で守る仕組みをつくるという考え、私はこうした発想はやっぱり必要だと思います。これがまさに自治体防衛なんだと思うわけですね。

そこで、伺いますよ。東京都とこのGovTech東京が進めるサイバーセキュリティ支援について、文京区は現在、どのような支援を受けて、どのような連携体制を構築しているのかという、既にどうやっていますかという話と、また、小平で起きたような事態がもし文京区で発生した場合、一体、誰の判断で、どこへどのような支援を要請するのかというシミュレーションですね、専門人材の派遣だったり、原因調査だったり、復旧支援だったり、代替システムの構築などについて、具体的な手順が整っているかどうかということ。

私は、今回の小平市での対応というのを、単純に個別の緊急支援ですよねにとどめるべきではないとは思っています。国が進める、その脆弱性の把握、東京都が担う専門的な監視、診断、復旧支援、そして各区長さんが担う行政サービスの継続性、これらが全て接続されなきゃいけないわけですよ。東京全体の共同支援体制というのは、やっぱり整備すべきじゃないかと思うわけなんですね。

文京区としても、東京都に対して、あるいは特別区長会などの場を通して、専門人材の緊

急派遣、共同の安全性の評価、復旧支援の仕組みを具体的に提案する考えがありますでしょうかということをちょっと聞きたいんですね。昨日も文京区長と東京都知事、小池さんとの意見交換会もあったりしたわけですので、伺います。

○田中（香）委員長　髙橋情報政策課長。

○髙橋情報政策課長　まず、サイバーセキュリティ支援についてというところですけれども、今現在、区のインターネット通信そのものになるんですが、こちらについては、東京都の自治体情報セキュリティクラウドを経由して、専門人材の監視の下で、外部からの攻撃を常日頃防御していただいているという状況になります。

また、GovTech東京との関係でいきますと、かつて本区で情報セキュリティポリシーの策定をし始めようとしていたときに、伴奏型支援という形でいろいろと支援をしていただいたというような実績がございます。

また、直近では、共同調達ということで、いろんなサービスを活用して、なるべく安く調達をするというようなところでも一緒にやっているというところでございます。

さらに、人材というところでいきますと、本年度４月から情報政策課の職員１名を研修派遣という形で、GovTech東京のほうに行って、いろいろと今、学んでもらっているというような状況がございます。

先般、他の自治体で発生した、インシデント発生のようなときに、区としてどうするかというところのお話になるんですけれども、本区においても、従前から、緊急時の情報セキュリティ対応計画というものを既につくっておりまして、こういったインシデントが発生した場合には、緊急速報チームという形で、事実関係の確認とか、検査・分析、影響範囲、原因の特定作業というのを委託事業者、このシステムの委託事業者と一緒に行うというベースに考えております。

ただ、あわせて、外部サービスというものが今回もございましたので、こちらについては、時系列に沿って、運営事業者から報告を受けるとともに、必要な支援を要請していくという流れになるのかなというふうに想定をしております。

実際、その支援を要請する場合なんですけれども、このインシデントの内容によって異なるのかなというふうには思ってございますが、当然、委託事業者はもちろんのこと、今回のように、GovTech東京の知見を生かせるような場合であれば、お願いをするというところもありますし、逆に、セキュリティの専門事業者じゃないと解析ができないような話、フォレンジック調査のようなレベルになっていく場合には、専門の事業者というところがあるかと

思います。場合によっては、犯罪性が強い場合は、警察の相談も当然含まれるというふうに考えております。そういった形で、復旧を進める流れというのを今、想定しているところでございます。

今回のGovTechの緊急支援のところについては、非常にスピード感を持って対応したというところを聞いておりまして、こういったサービスがあるというのを事前に私どもも聞いていたわけではないんですが、常日頃、相談をしている中で、何か困ったことがあれば御相談くださいというお話はいつでも受けているので、その一環で今回対応に動いていただいたのかなというふうには承知をしております。

最後にですが、先ほどもございました、こういった仕組みを具体的に提案するお考えはというところになりますけれども、やっぱり全ての脅威に区単独で全部対応していくというのは限界があるという認識はしてございます。やはり専門人材とか財源に限りのある基礎自治体が全部やっていくというのはなかなか難しいというふうに考えておりまして、今、やはり東京都やGovTech東京と議論している中でよく出てくるキーワードが、共同化という言葉でございます。やっぱりこういったところは、既に一部検討されている項目もございますので、今後も都や特別区間の協議会とかワーキングの場を通じて情報収集を行いながら、何かこちらのほうからも要望があれば、意見交換を積極的に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　田中委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。質問、最後にしたいと思いますけど、その行政機能の継続について伺いたいんですね。

小平のこの事例で、私がもう一つ注目したのは、何でそこまで急いで、東京都が、GovTechがやってくれたかというと、暫定ホームページの構築を支援したという、これなんですね。本当に具体的な話なんですけど、サイバー攻撃を防ぐというのはもちろんとても大事です。でも、攻撃を受けた場合にも、住民に必要な情報をやっぱり届け続けなきゃならない。行政サービスはやっぱり継続し続けなきゃならないわけですよ。止まっちゃいましたでは済まないんですね。

で、公式ホームページが使えなくなったとき、では、どうやって区民に、どのような情報を伝えるのかということを考えなきゃいけないですし、電子申請や予約システムが停止しちゃったというときに、ではどのような代替手段があるのか、あるいは用意しなきゃいけないのかということ、さらには、住民記録や福祉など区民生活に不可欠な業務に障害が及んだ場

合ですね、ストップしちゃった場合、一体どのような優先順位で復旧を進めていくのかということは、これはもう想定外でしたでは済まないんですね。こうした判断というのは、最早、情報システム担当者だけに委ねられるものではもちろんないんですね。

そこで、最後に伺いたんですけど、文京区では、この重要な情報システムが停止する事態を想定して、行政サービスを継続するための代替手段や復旧手段を今現時点でどこまで準備しているんでしょうかということと、だったらこれから外部委託先のシステム障害も含めた訓練みたいなものも含めて、実施していくことになるのかということはお聞かせください。

○田中（香）委員長　髙橋情報政策課長。

○髙橋情報政策課長　重要な情報システムが停止をした場合のその後の復旧の手順というところになりますけれども、先ほどとちょっと重なるところがございますが、住民情報とかそういった基幹系システムについては、先ほど申し上げたとおりの機器や回線の冗長化とかバックアップとかというようなことで、早期に復旧できる環境は整えているところでございます。

ただ、事業継続計画、ＢＣＰという形で、復旧の優先順位と着手時間というところと、あと、緊急時情報セキュリティ対応計画の中では、初動の対応から復旧までの手順というのをあらかじめ定めておりますので、その流れに沿って対応していくというふうに考えてございます。

一方で、委託先のクラウド障害や、今回のホームページのような、あと、電子申請のフォームが利用できなくなったというような場合の情報発信の仕方等については、例えば窓口や電話によるのが大体の受付手段ということになろうかと思いますが、そちらにつきましては、区全体の事業継続計画との整合も含めて、さらに今後具体化を図っていく必要があるのかなという認識をしているところでございます。

で、委託先とかクラウドサービスの障害を想定した訓練というところになりますけれども、現在、国のほうで実践的サイバー防御演習ということで、まさに委託先に障害が発生してしまったというような、本当に具体的な事例で訓練をしてもらっております。そういったところには積極的に参加しているというところなんですけれども、まだまだ参加人数とか訓練の回数というところでは、私どもも課題というふうに考えておりますので、今後も行政機能の継続という観点から、しっかりとこういった訓練に参加をして、レベルアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　田中委員。

○田中（と）委員　これは災害が起きたときも併せてですのでね、サイバー攻撃だけに限らず、

自然災害も含めて、その事業の継続性というのをどう担保するかということに関しては、しっかりと準備を進めていかなきゃいけないと思いますので。

私は、今回、国と東京都の動きを踏まえて、この文京区のサイバーセキュリティ対策を、今言ったように、単なる情報システムの安全管理から行政機能の継続という大きな観点でやっぱり再点検すべきだというふうにも考えているわけです。せっかくですから、その際には、国や東京都のその共同基盤を最大限に活用して、文京区が自ら担うべき役割を明確にすることが必要だと思います。

それがやっぱり自治体防衛って最初から言っていますけど、というふうに呼ぶゆえんなんですね。守る能力は共同化できます。しかしながら、区民の暮らしを守る責任って、最終的にはやっぱり文京区に残るわけですから、今回のその総務大臣書簡と東京都の新たな対応を踏まえて、関係部局を横断した点検をぜひ指示して、その結果を具体的な改善計画として取りまとめていただきたいとも思います。

で、次の年度ですね、次年度予算編成は、その組織運営に一体どのように反映されるのかということを、実施時期とともに、その方針をぜひお示ししていただきたいと思います。でも、これは予算委員会で聞きますので、結構です。

○田中（香）委員長　はい、ありがとうございました。

続きまして、千田委員、お願いします。

○千田委員　私からは、149ページ、多文化共生推進事業について、質問いたします。

既にお２人の委員の方が質問されていますので、重ならないように質問いたします。

79万886円計上されております。令和５年度は4,310円、令和６年度は5,090円と、何と令和７年度は令和６年度の155.4倍という数字になっています。非常に力を入れていただいているなとは思うんですけれども、総務省は、2006年に地域における多文化共生推進プランを作成し、それを2020年に改定しました。より具体的になり、コミュニケーション支援、生活支援、防災・安全対策などの支援を推進しています。さらに、社会参画と意識啓発も推奨しております。

自治会や町内会や地域への行事への外国籍の住民の方の参加率が低く、日本人と住民の接点、いや相互理解の機会が不足していることも指摘しています。これについて、区はどのように対応してきたんでしょうか、お答えください。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　多文化共生に関連する外国人住民を含めた地域の状況の

分析についてのお話ですけれども、こちらにつきましては、確かに10年前と、以前と比べると非常に外国人住民が一部の地域を中心に増えたという実績等、そのあたりの分析はしておりますが、現状、少しずつその状況が落ち着いてきている面も一定あるというふうには考えております。ただ、やはり学校現場等を中心に、地域社会においても、文化などの違いから、住民の皆様から不安の声が寄せられていたりとか、そういったことも課題としては認識しているところでございます。

まず、その地域の実情ですとか、国の状況も含めて、情報収集を適宜行いまして、局所的に課題が出ている部分については、どのようなことができるか、継続的に意識啓発を行っていく部分というのも必要となりますので、そのあたりを２つの柱として、地域の共生社会の理解の促進が進むように啓発を進めているというところになります。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ちょっと私がお聞きしたのは、参加ですね、町内会や自治会への参加率が低い。そういう自治体とか町内会の行事に参加してもらうことに、区として、どのように工夫してきたかという質問なんですけれども。

○田中（香）委員長　髙橋区民部長。

○髙橋区民部長　外国人の住民の方たちが地域活動に参加するためには、やはり地域コミュニティの中心である町会の皆様からの働きかけが非常に大切だと考えております。そこで、外国人の方とのコミュニケーションの取り方を町会の皆様にも知っていただきたいと思っております。今、ちょうど各町会連合会で研修旅行を行っておりまして、その中で、外国人住民へのアプローチ手法についてという題材で研修を行っております。易しい日本語の使い方や、文章の作り方などをお伝えしております。

区としては、町会加入の促進を図っておりますので、外国人住民の方にも加入していただきたいと考えていますので、町会活動の外国人住民に対する活動については、支援をしてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　確かに町内会の参加は非常に重要だと思います。昨今、排外主義が多く言われていますけれども、排外主義ではなく、外国人の人権と共生の重視をすることが大切だと思います。外国籍の住民の方も、日本社会で共に暮らせる構成員である。個人の尊厳や人権を守るべき。そして、外国人住民を地域社会の一員として受入れ、人との交流やつながり、助け合いを充実するための環境整備を区としても今後も推進していく必要があります。この事業

のさらなる拡充を求めます。いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　熊倉担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　外国人住民を含めました地域の共生社会の実現に向けて、地域の方と一緒に外国人の方の人権、そのあたりも含めて、理解を促進していくという必要があるというふうに考えております。

ダイバーシティ推進担当のほうで実施をしております各種啓発事業、例えば学校を中心にしたオリエンテーションのほうも、今年度、重点施策として拡大をしていく方針ということもありますし、地域のルールをお伝えするという冊子につきましても、配布を拡大するというところで進めているところでございます。

非常に重要な要素として、外国人住民の方を含めた人権、このあたりも守っていく必要があるというふうに考えておりますので、引き続き、地域の共生社会の実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　大丈夫ですか。はい。

関連ですね、小林委員。

○小林委員　同じところで、追加で質問なんですけれども、文京区の場合、ヘイトや差別に関して、川口市のクルド人差別のようなことは見聞きしませんし、ちょっと一定、学校に中国人の児童・生徒が増えていて、それから、先ほど来話題になっておりますけれども、生活習慣などで地域でのトラブルや課題が生じるのではないかという不安の声が耳に入って、区としても、今、適切に対応していただいているというところは確認できました。多文化共生推進事業を行う区として、今後もヘイトや差別の根絶を目指して、区としても対応を進めていっていただきたいんですけれども、それについては、先ほどの御答弁がありましたので、私のほうからも重ねてお願いをしたいというふうに思います。

それで、在留資格がない外国人の問題とか入管法の改正などもあり、日本に居づらくなっている、もしくは人権が守られていない外国人の方もおられるかもしれません。事前に、入管法改正で、文京区で飲食店を経営する外国人の方に影響があったのかどうかを聞いたところ、店を閉めなければならないなどの相談は入ってこないと聞いておりますし、また、介護、特定技能での外国人採用も、文京区では積極的に行っていて、現在、補助を４名の方に出しており、都の補助利用も合わせると、さらに多くの外国人の方たちが介護分野で働いておられるのではないかということも聞きました。

ちなみに、外国人の居住が多い他の自治体の議員からは、外国籍の女性はＤＶ法でも守ら

れないので大変だということも聞くんですけれども、文京区では、在留資格がなくてもきちんと行政サービスを受けられたり、人権や安全などを守られていたりするのか、そこを確認させてください。

○田中（香）委員長　熊倉担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　今後の外国人政策に関しましては、まずは国の動きを注視していきたいというふうには考えておりますけれども、委員からお話がございました様々な関連の手続ですね、その対象の拡大等のお話になりますけれども、そういった拡大等につきましても、関係所管のほうで適宜検討していくものというふうに考えております。ただ、引き続き、外国人住民を含めた地域における共生社会の実現に向けましては、庁内でも連絡会を設けまして、その情報共有に努めております。適宜情報収集に努めるとともに、関係所管とも協力しながら、また、教育委員会、学校、関係団体等とも連携を図りながら、対応については様々検討してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　ぜひ、よろしくお願いいたします。ちょっと答弁漏れというか、聞きたかったことが、在留資格がない場合に、やっぱり公務員というのは通報義務とかも負っているとは思うんですけれども、それでも人の命に関わる問題だとか、人権、安全のことに関しては、そちらの行政サービスを受けるように優先することができるというような認識で、文京区も対応を行っていただけているのかどうかということを確認させてください。

○田中（香）委員長　熊倉担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　在留資格の有無に基づいて、その必要なサービスが受けられないとかそういった状況があった場合に、どのような人権の観点からどういう支援ができるかというところですけれども、こちらにつきましても、関係の部門と協議をしながら、対象については緊急対応で速やかに対応すべしというところであれば、情報を共有しながら対応するというところになりますので、そのあたりも適宜、所管とも連携をしていきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　よろしいですか。はい。

続きましては、海津委員、次いで石沢委員、松平委員の順番で指します。

海津委員、お願いします。

○海津委員　私のほうからは、147ページのまず19番、内部統制についてお伺いいたします。

先日、自治制度のほうで、内部統制の問題を、元町ウェルネスパークが取り上げられてな

いことについて議論がございました。そこで、お伺いしたいんですけど、元町ウェルネスパークについて、私の総括質問への答弁では、区は５月頃には地下体育館を使うための法的な権限を設定する必要性を認識していたとのことなんですね。であるにもかかわらず、担当部署からなぜ推進本部に報告が上がらなかったのか。報告はあったが、対象外と判断したのか。そうしたことも含めて、内部統制の検証を行うことが必要だと思うんですよね。今回の問題が内部統制の検証になぜつながらなかったのか、原因を推進本部で検証し、仕組みを見直す考えはあるかどうかをシンプルにお答えください。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　今回の元町ウェルネスパークの件ですけれども、監査結果が出たということで、区のほうの課題も指摘を受けているところでございます。内部統制の案件として、どういうふうに整理するかということにつきましては、８年度の幹事会、それから推進本部のほうで最終的には検討結果を決定していくという流れになります。通常、内部統制上の事故が発生した場には、所管のほうから内部統制の担当のほうに御相談をいただくというのが通常の流れですけれども、先日も申し上げましたとおり、この件についても、現状、内部統制の事案として、総務課としては現状相談を受けていないということになりますので、内部統制上の整理ということについては、今後の整理というふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　はい、分かりました。しっかりやっていただきたいのと、今、御指摘があったように、担当部署からは上がってこなかったと。でも、この間の統括の質問では、区は５月頃には、地下体育館を使うための法的な権限を設定する必要性を認識していたわけですよね。にもかかわらず、上がらなかった。そこにやはり担当部署の問題、課題があるのかもしれませんので、そこはしっかりと検証していっていただくようにお願いをいたします。

次に、同じく147ページで、職員の全般に関わることでお伺いをさせていただきます。

まず、９月、特別区人事委員会は、教育推進部の職員に対する区が行った停職１か月の処分を戒告に修正したわけですよね。職員停職処分は、裁量権の範囲を逸脱、または乱用した違法なものと判断したものです。この職員が、しかし、停職１か月については、すみません、ホームページの私の見方が悪いかもしれないんですが、プレス発表を見ている限り、違法とされたものが戒告に変わったということが、プレス発表にはされてないように見えるんですが、どのように対応されているか、教えてください。人権の問題にも関わることなので教えてください。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　委員おっしゃるとおり、そのプレス発表ということでホームページのほうには掲載していないんですけれども、処分の内容の修正という形で、区のホームページ上には掲載をしているところでございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　ぜひ、御本人の人権にも関わることですので、そこはしっかりと御本人と相談して、以前はプレス発表されたものですので、そこはプレス発表なり、御本人と御相談なさった上でかもしれないですが、やっていっていただくことをお願いいたします。

　続けて、役職定年についてですが、先日の総括質問の中で、役職定年について、今後の判断基準と運用方針を職員が進路を考えられる時期まで、いつ示すか、どうですかということを御質問したんですが、ちょっと答弁が見当たらないので、再度そこをお伺いさせていただきたいと思います。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　委員の総括質問の中では、その職員の働き方と人生に関わることというようなおっしゃり方もしているというところで、そのあたりは重々こちらのほうとしても承知はしているところでございます。ただ、いわゆる特例任用制度というものが、管理職人事における欠員補充が困難な場合に、例外的に認められるというような制度になっているため、次年度の組織体制が決まっていないという段階で、人事に関する情報を、本人含めてですけど、明示するというところはやはり難しいというふうには考えているところでございます。

　ただ、そうはいってもというところがあるかと思うんですが、今、おっしゃった、いつとか基準を明示してというところはさすがに難しいんですけれども、その対象となる職員のほうの不安を少しでも軽減できるようにというような配慮というものは必要だと思っておりますので、ちょっと具体的な方策というところは、この場では申し上げられませんけれども、そこには十分留意していきたいというふうには考えてございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　職員体制、人事を考えていく上でも、逆に言ったら、必要なプロセスかと思いますので、そこはしっかりと、あと、その方々が進路を決定するのは、遅くなれば遅くなるほど、やはり必要な情報が得られなくなっていくことにもなると思いますので、そこは十分認識していただいていると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

　次に、149ページ、ダイバーについて、お伺いいたします。

今朝の新聞で、文京区が国民健康保険料の対象者に送った催促状の封筒が取り上げられていました。やばいという言葉や多数の目を描いたデザインについて、受け取った方が不快感や不安を訴えています。納付を促すことは必要です。しかし、生活に困窮して、払いたくても払えない方もいるわけですよね。保険料を滞納しているからといって、その人の尊厳を軽く扱ってよいわけではないですし、行政の人権意識は、支援が必要な人や弱い立場に置かれた人への対応にこそ表れていくと思っております。

それで、人権の問題として、人権担当にお伺いしたいんですが、今回の批判を、今回の記事ですね、批判をこの封筒だけではなく、文京区全体の人権意識に関わる問題として、どう受け止めていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

国民健康保険の封筒のデザインを変更するだけで終わらせず、ほかの通知や窓口対応についても、区民の尊厳を守る対応になっているか、ピンチはチャンスといいますかね、大事なことだと思うんですよ。今、詳しく具体的な事例は述べませんが、これは国保だけの問題でないと私は思っています。人権担当として、各部署と点検する必要があると考えていらっしゃるかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　こちらの国民健康保険の滞納の督促状の封筒の記事でございますけれども、確かにデザイン面とかそのあたりで、一つの目的を達成するために、またほかの視点から見ると、それが人権侵害に当たっている部分とかというのは、往々にして、様々な手続の中では見えてくるもの、あるものというふうに考えております。

庁内全般、どのような封筒を送っているかとか、そのデザイン、チラシの内容ですとか、全てを把握しているわけではないですけれども、人権擁護の観点から、そういった内容の記事ですとか、そういったお話があった場合は、様々な庁内連絡会の場ですとか、そういった場を捉えながら、情報共有とかそういったあたりは検討していきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　ごめんなさい、私の質問が悪かったんですが、申し上げ方が悪かったんですけど、もちろん封筒のデザインだけではなくて、窓口対応もそうですし、文京区としてやっている公共施設の在り方、設計、それから様々あると思うんですね。そうしたところで、人権というものが本当に尊重されているか。これ少ないからいいよねということで、そういう人たちの、弱い人たちの権利が保障されてないことが、少なくはないと私は感じているところがあ

りますので、そうしたこともぜひ、情報共有だけではなくて、まず事前にそうした計画を立てる段階、施策を立てる段階において、様々な権利侵害をしていないかということをチェックするような施策、チェック機能を、区全体で改善につながるようなことをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、153ページ、自治体ＤＸについて、お伺いいたします。

ＤＸなんですが、区がＤＸを推進するのであれば、生成ＡＩを、計画や文書作成、それから業務効率化だけではなくて、区内での意見やこれまでの答弁を突き合わせたりしたり、見落としている問題の確認にも活用して進めることは必要だとは思っているんですが、そこで、文京区として、最終的には確認と判断は職員が当然にやるとして、区自身の検証などを充実させるための活用を、推進は進められているのかどうか、現状をお伺いいたします。

○田中（香）委員長　髙橋情報政策課長。

○髙橋情報政策課長　生成ＡＩの使い方というお話になるかと思いますけれども、今現在も、昨年度、令和７年度から生成ＡＩサービスについては、自動的にモデルを選んで自由に使えるようなところを導入している状況でございます。

個別の例えばファイルを読み込ませて、分析、解析をするというような機能も持っておりますが、こちらについては、一定機密性を守っていくというところから、情報政策課が関与した上での作業になります。要は、申請行為が必要ということになりますが、一方で、一般的にインターネット上に出ている情報、例えばどこかの団体のホームページに書いてある情報、もちろん文京区のホームページもそうですが、そういったところから情報を収集して、解析をして、何か使っていくというところは、今、生成ＡＩサービスを利用できる職員であれば、誰でもできるというような状況になってございます。

そういった使い方も随時職員研修でやっているところですので、全職員が使っているかどうかというのは別として、今、そういった環境が整っているというところは申し上げておきます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　ありがとうございます。確認ができました。今、確認ができたところで、私自身も生成ＡＩも活用して、個別外部監査報告書等これまでの区の答弁を突き合わせ、分析してまいりました。すると、監査で明らかになったことだけではなく、まだ解明されていない問題も見えてきました。そして、先日の部長答弁によって、その問題はより明確になりました。そこで、見えてきたのは、３つの点があります。

１つ目は、承認や決裁を経たことと、必要な確認をしたことは別だということです。部長は、地下体育館の存在は周知の事実であり、建物資料も示していれば、関係部署が問題に指摘できたであろうという趣旨の答弁をされているんですね。つまり、区は、地下に体育館があることを知っていた。それなのに、園庭を貸付対象から外しても体育館を使い続けられるのか、判断に必要な資料は十分に示さず、認識が不十分なまま、契約変更を承認したという問題が１つあります。

次に２つ目は、なぜその確認不足が起きたかということなんですけど、なぜ必要な資料を示さなかったのか。誰が何を根拠に問題ない変更だと判断したのか。そして、なぜ委員会の質疑や区長の決裁でもその確認不足を見逃したのか。確認が不十分だったという説明だけでは、そこまで分からないということですね。

３つ目は、違法状態を直すことと同じ問題を防ぐことは別だということです。契約を直しても、確認不足が起きた原因を確かめなければ、再発防止が十分か判断できないですね。今、ＤＸ担当の課長からもお話がございましたが、文京区における個別外部監査報告書は、ホームページに記載されております。ですから、それを貼りつければ、当然、区の職員の方々であれば、そこを分析、そしてまた、自分たちが行ってきた答弁と突き合わせれば、何が欠けているか、何がもう少し検証が必要かということが分かるはずなんですね。

そこで、ぜひ、先日お答えいただきました企画政策部長にお尋ねしたいと思っているんですが、区は、査報告書を根拠に改めて検証しないと説明して、繰り返されているんですけど、では、報告書のどの記載によって、こうした点まで解明されたと判断しているでしょうか。

それから、監査報告書があるということだけで、区自身の検証が不要になると考えているんでしょうか。区も生成ＡＩなど補助に活用し、監査で明らかになったことと、まだ確認できてないことを整理した上で、必要な追加検証を行う必要があるのかないのか。具体的に区民に公表する考えがあるか。むしろ、これまでもう既に生成ＡＩを活用して、監査報告書は分析して検証する必要がないという答弁に至ったのか、お伺いいたします。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　まず、先ほどの議員の中の話にあった、５月に区のほうで権限の設定のところについてのことなんですけれども、そちらについては、その５月の時点では違法状態というところの認識があっての権限設定が必要というような判断をしたわけでは、決定をしたわけではございません。その時点では、明確な権限の設定が必要であろうということで、設定したものとなりますので、そちらについては、改めてお話をさせて

いただければと思います。

今、御質問のありました、区が認識なく承認をしたというところ等についてでございますけれども、こちらについては、組織としての判断というところでございますし、それぞれの立場から、容については適宜確認していくものというふうに認識をしてございます。

本件に関しては、監査からの指摘もございましたとおり、関係部署間の連携不足というところがあったものというふうに認識をしてございます。その適宜確認していく過程の中で、関係部署ですとか担当者間における適切な情報共有により、正確な共通認識ですとか、適合性などもそれぞれの立場から十分精査した上で、判断が必要であったというふうに認識をしてございます。監査からの指摘事項も確認しながら、是正に向けた取組を検討しておりますので、改めての検証については、現在のところ考えてはございません。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　監査報告書のどの記載を根拠に、問題が解明されたのか。それをそういうふうな判断したのか。その具体的な説明は全く御答弁がないんですよね。生成ＡＩも活用して答弁を突き合わせて、未解明の問題を検証するという提案にも、面からお答えはありません。監査報告書を根拠に、検証しないというのであれば、まず、その根拠のページを具体的に示していただくこと、区自身が原因を明らかにする責任を果たすよう強く求めます。

次の質問に移ります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　引用の箇所を答弁していただきたいということでしたので、監査委員のほうからは、結論としましては、今回の外部監査委員のほうにつきましては、財産の管理のところを目的として、対象として実施しておりますので、ただ、意見という形で今回付されております。その中では、公有財産管理運用委員会の制度設計上の不備、公有財産の変更に係る不十分な調査検討、各部署及び各担当者の法適合性に関する認識不足という指摘がされて、これも監査委員のほうも認めております。

また、公有財の運用委員会の委員長である副区長については、公有財産の適法、適切な管理運用の重責を担うことから、付議案件に内包される法適合性やリスク等への指摘に特に意を用いるように努められたいということ、そして、先ほどから御答弁を課長のほうからしていますように、区は、後任者が前任者からの引継ぎに際して、新たな目で意識で事務事業の経過や到達点、それから法適合性について検討するというのは、ガバナンスの強化も指摘されております。このような点で、私どもも全て関係資料を提出し、関係者がヒアリングを受

け、その経緯を全てまとめていただき、フィードバックをいただいております。この点については、区としてはかなり厳しい指摘を受けたと思っておりますので、対応してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　時間がないので、一つだけ申し上げておきます。今の部長の答弁は、外部監査は少なくとも区に過失があった、組織の抑制機能が働かなかったと、認定したにもかかわらず、区はその判断に至った意思決定の過程を、自らどこまで検証するものなのかということなんですよね。あくまでも、監査があれしたのは、どの指摘を認め、何を改善するのか、十分具体化されているわけではないんですよ。違法、不法ではないとの判断とかも、最適な算定であるとの評価をしていないんですね。なので、様々なところからして、区民に、少なくとも追加の検証はしないというところには、違和感は残りますので、そこは改めてしっかりと、何についてここが自分たちとするともう検証の必要がないということを明らかにしていただくことを強く求めておきます。

最後に、151ページで、企画の審議会とかのことでお伺いしたいと思います。

先日の総括質問で、審議会のオンライン配信について伺いました。でも、そこでの答弁は、配信の課題を説明するだけで、会場に行けない区民の権利をどう保障するか、全く答えていませんでした。文京区の優しさや思いやりで行うかどうかの問題ではないんですよね。情報を得ることは、区民の権利であり、その権利をどう保障するかというのが人権の問題です。

文京区は2024年４月に、情報アクセシビリティに関する条例を施行しました。第３条では、障害のある人も、可能な限り、障害のない人と同じ内容の情報を同じ時点で得られることを基本理念としています。さらに、第４条では、この理念に基づいて施策を進めることを、区の責務としているんですね。つまり、情報を得られるようにすることは、区の善意に任されているわけではないんです。文京区自身が条例で定めた責任です。

ところが、審議会の会場に行ける人はその場で議論を知ることができます。一方、障害や病気などで行けない人は、議事録が公開されるまで待たなければなりません。議事録の公開を早めても、会議に行ける人だけがその場で議論を知ることができるという差は残ります。

区は、個人情報への配慮や審議会ごとの事情を詳しくは説明してくれます。しかし、個人情報の保護も、情報アクセシビリティ条例に基づく責務も、文京区が果たすべきものです。一方を後回しにしてよいことなど何もありません。区は既に、オンライン傍聴を試してやっています。でも、その後は全く進んでいません。慎重に判断すると繰り返している間にも、

情報を得る機会の差は続いています。

そこで、お伺いいたします。区は、文京区自身が条例で保障すると約束した、障害のある人も同じ情報、同じ時点で得られるようにするという理念を、行財政運営でどう実現するんですか。文京区は、この条例格差を人権保障の問題として認識していますか。そして次は、この格差を解消していくことが条例に基づく文京区自身の責務であると認識していますか。現在の取組や審議会ごとの事情の説明はもう十分いただいていますので、この２点のみについて明確にお答えください。

○田中（香）委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　審議会等のオンライン配信についての御質問でございます。

総括質問でもお答えしたとおり、インターネット中継、情報技術の進展による新たな手法として、区民の皆様が情報を得る機会の一つということで認識しておりまして、最新ですと、本日から文京区基本構想推進区民協議会の審議の様子、こちらはオンライン配信をいたします。昨年度まではテスト施行ということでございましたけれども、今年度は正式に委員、参加の皆様の御了解を得ておりますので、こちらは正式に実施をするというものでございます。

また、御質問の条例との整合性というところでございますけれども、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例、こちら可能な限り、そういった情報の取得に関して手を尽くしていくというものでございます。

今回のインターネット中継のやるか、やらないかというところでございますけれども、条例の所管とも確認をしておりまして、本区の意思疎通促進条例第３条、基本理念といたしまして、第３条第１号、第２号ございますが、こちらは解釈といたしまして、いずれも同じ環境下において、障害特性に応じた方法等で、障害のない人と同一の情報を同一の時点で取得することが求められているということでございます。

具体的に申し上げますと、例えば傍聴に直接来た場合に、健常者の方と障害者の方、これは差があってはいけないというような解釈でございます。したがいまして、インターネット中継を実施するかどうかで条例に例えば反するかというような御指摘については、当たらないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、最初に申し上げましたとおり、インターネット中継、情報技術の伸展に伴いまして、区民の方が情報を得る機会のお一つということで考えております。課題といたしまして、個人情報の保護ですとか、委員の方の発言のしやすさ、また、機材の設置等の課題はございますので、本日以降もまた実施をしてまいりますので、そういったとこ

ろの課題に今後どう対応していくかというところを検討してまいりたいというふうに思っております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　今、初めて区の条例の解釈を知りました。かなり矮小化されているところなんだなというのが率直な印象です。ここまでたどり着けない人が当然いるわけですよね。その人たちは来られて何ぼのものというふうに私には聞こえたことを、非常に大きな課題をまた見せつけられたなというふうな気がいたします。そこに関しては、また改めて質疑をしていくようにしたいと思っていますが、もう一度申し上げます。情報は区民の財産です。議論の前に情報があってこそ、区民参画もできます。それを区自体が、ここに来られなければというふうに切り捨てているような、やらない理由、できない、やるつもりがない理由を並べているように私には聞こえたのはとても残念でなりません。

○田中（香）委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　自治基本条例でも、協働・協治を進めるに当たりまして、区政に関する情報の公開、これは非常に重要というふうに考えております。第31条でも、区は、区民等の行政情報を知る権利を保障と、区民に関する情報を積極的に公開するというふうに定めております。一方で、それに対しまして、例えば第２項は、公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮ですとか、そういったところがございます。こういったところをクリアしながら、引き続き区政に関する情報の公開に関しては努めてまいりたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　個人情報は、先ほどから大事だと言っています。でも、それだからといって、情報にたどり着けない人たちを一方置き去りにしていいものではありません。両方両立できることですし、ほかの国の審議会とかでもやっていますので、そこをしっかりと見据えて、文京区、進めていただくことをより要望して、終りにいたします。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　人権の問題でいろいろと御質問いただいております。人権につきましては、皆さんにあるものと考えております。その中で、やはり障害のある方、また子ども、女性など、なかなかその人権が保障されない人については、条例や法律等を定めて、皆様にその意識を持っていただきたいという形で取り組んでいると私は認識しております。

今回の条例のほうにつきましても、基本理念の中の第３項につきましては、全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重にされなければならないとあります。インターネット

中継、確かに簡単な方法です。しかしながら、先ほど小林委員のほうも怖い思いをしたというお話もありました。こちらにつきましては、同意がなければインターネット中継、かなり難しいです。そして、その同意をしたとしても、いつかの時点で撤回する権利も保障されていなければ難しいです。再開して、もし自分のせいでインターネット中継ができなくなってしまったら、そのような不安を抱える方もいると思います。そのためには、今、モデルでやっている事業がございますので、その中にそういった問題がどういうふうにクリアされていくか、そこもきちんと検証していくべきだと思っています。

また、ここに来られない人に対する合理的配慮につきましては、どのような方法があるのか、本当にインターネット中継だけでないと解決できないのか、一つずつお話を承りながら、検討してまいりたいと思います。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　今の部長のお話を聞いていると、個人情報に……ま、大事なことです。でも、そこのところで引き寄せて、基礎的環境整備、一々声を上げて、普通の人は声を上げないんですよ、歩いてこれる、ここに来れる人は、わざわざ来て、ここまで来てしなくても、一々訪ねなくてもいいこと。でも、何か事情がある人には、合理的配慮という言葉で、一々言って何ぼのものですからね、そうではなくて、行政として必要なのは、基礎的環境整備です。必要な人が自分の欲しい情報を選択肢としてきちっと得れるということが大事にもかかわらず、何かすり替えられているような気がいたします。やはりそこのところは、基礎的環境整備として、文京区としてどこまでやっていくのか、とても大事なことです。自治基本条例が保障している情報にたどり着く選択肢を増やすということが一番大事であることをもう一度考えていただきたく、最後に要望して終りにいたします。

○田中（香）委員長　はい、ありがとうございます。

石沢委員、松平委員、金子委員、沢田委員、白石委員の順番で行きます。

石沢委員。

○石沢委員　147ページ、23番の会計年度任用職員雇上の部分で、伺います。

まず最初に、令和７年度と令和８年度のそれぞれの会計年度任用職員の人数を伺いたいと思います。

それからもう一点は、総務省が今年の９月28日に、自治体の会計年度任用職員についても、扶養手当や住居手当を支給する必要があると。都道府県政令指定都市に通知しました。通知は、10月１日以降支給するよう求めています。この通知の中では、新しい事務処理マニュア

ルも示されていまして、扶養手当と住居手当の支給対象となるのは、フルタイム会計年度任用職員、これ文京区はいないと思いますけど、任期６か月以上と。パートタイム会計年度任用職員、こっちのほうが多いと思いますけど、これは６か月以上で、週当たり15時間30分以上勤務している会計年度任用職員対象ということで、そういう通知を出しているんですけれども、区も、こうした総務省の通知に沿って、会計年度任用職員にも住居手当や扶養手当を支給すべきと考えておりますけれども、区の認識を伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　まず初めに、会計年度任用職員の人数というところでございますが、それぞれ４月１日時点ということで、令和７年の４月が2,024人、令和８年の４月１日が2,173人ということになっております。

次に、総務省からの通知ですね。会計年度任用職員に対する扶養手当及び住居手当についての支給ということでございますが、現時点で対応が明確に決まってはおりません。特別区においては、23区共通基準に基づいて対応することが想定されておりますので、今後、特別区全体の議論、調整等を踏まえて、検討も進めていくということになるかと考えております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　ぜひ、総務省からこういう通知、国から出ている通知なので、しかも、会計年度任用職員の方、文京区では2,173人ということで、職員の定数がたしか令和８年４月時点で2,217人ですかね、なので、大体半分近くが会計年度任用職員の皆さんということになろうかと思います。ですから、こういった方々に、非常に大きな影響を与える、いい影響を与える通知でもあるというふうに思いますので、ぜひ、これは支給をしていただきたいなということで、重ねてお願いをしておきたいと思います。

それからもう一点は、男女の賃金格差のことについて、１点お伺いしたいと思います。

これは資料名が、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表というところで、昨年度ですかね、の男女の賃金格差については、全職員の合計、これは任期の定めのない常勤職員も任期の定めのない常勤職員以外の職員も含めた全職員の男女の賃金格差について、男性100とすると、女性は86.6％ということで、数字が出ておりますけれども、この数字について、文京区は、男女共同参画とかそういった計画の中では、賃金格差の解消ということを目指しているかというふうに思います。解消というのは、なくすという、ゼロにするということだと思うんですけれども、こうして86.6％という数字は出ているんですけれども、この解消というのを、では、いつまでにこれ区として達成していくのかという目標については、係

長級職以上の職員をこれだけにしましょうという、そういう目標は示されているんですけれども、その結果としての賃金の格差をフラットにしていく目標というのは、文京区としては定めているのかどうか。それから、これはやっぱり定めたほうがいいのではないかなというふうに私、思うんですけれども、年限を区切って、目標を定めてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この点についてのちょっと御認識を伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　賃金格差と男性に対して女性がどのくらいかということで、最新ですと87.5という数字が、全職員の中でということではあるんですが、我々区の職員を含めて公務員というところでは、処遇、お給料については、給料表できちんと定められたもので、そこに、そもそもですけれども、男女の差別とか区別とかそういったものは一切生じていないというところになります。こちらも、同じ資料の中でも、役職別に見て、逆に100％超えている、女性のほうが高い数字になっているというようなところもあったりはします。

なので、一律にここの全体の数字を100％にするとかという目標を設定するというつもりはないです。ただ、昇任にしろ採用にしろ、公平性が当然公務員ということで求められておりますので、そういったことに対しては、引き続き、明確な対応というか、きちんとそういう差別のないような対応というようなことは進めていくべきだというふうには考えております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　男女で、細かいといったらあれなんですけど、そういう賃金の格差はないけれども、結果として、ただ、87.5％という最新の数字をお示しいただきましたけれども、そういう数字が出ているわけですよね。では、こういう差が出ているのは、区としてはどういうふうに分析をしているのかというのも伺いたいというふうに思うんですよね。

それから、そういう目標を設定しなくてもいいというような御答弁だったと思うんですけれども、ＳＤＧｓのゴール８ですか、ここでは区も文京区とＳＤＧｓということで、各施策にＳＤＧｓを結びつけて推進してきますということをおっしゃられていると思うんですけれども、この中では、2030年までに男女の賃金の格差解消という、そういうゴール、2030年までのゴールというのを定めているわけですよね。

だから、こういうゴールを、文京区もＳＤＧｓということで掲げているのであれば、2030年までにこういう男女の賃金格差を、結果としてのこの賃金というものの格差の解消という

ものをやっぱりこれ掲げるべきなのではないかなというふうに私、思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　もちろん、職層等の違いによって、こういった差が出るというようなところはございます。今、ＳＤＧｓの話がございましたけれども、例えばですけれども、同じ仕事をしていて、男性と女性で賃金格差があるというようなことがあっては、それはならないことだと当然思っています。そういった意味では、公務員というのは、同じ条件で例えば入公したということであれば、同じ給料表が、男性だろうが女性だろうが適用されていきます。もちろん、その中で、人事評価、勤務成績とかによって、給料の上がり幅が変わったりとか、一方で、昇任等があることによって、支給される給料が違うというようなことが、経年で見ていけばあるような話ではあるんですけれども、そこについて、男性と女性とで区別、差別をしているわけではないので、そういう意味において、そういった目標設定は必要がないと申し上げたところでございます。

なので、もともとの制度設計というようなところで、そういった差別、区別が生じるような給料体系でもございませんし、人事制度でもないということをちょっと私のほうは申し上げたかったということになります。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　そうすると、そういう区別はないけど、結果として、こういうことが発生しているという点で、でも、やはりこういう格差がある以上、それを解消していくために、男女共同参画のいろんな計画なんかを決めて、こういう数字なんかも出して、やっぱり解消に向けて、数字を出しているのは、こういう法律が通っているから、区もやっているということで、非常に大事な取組だというふうに思うんですけれども、では、これをいかにして解消していくかというところに、やっぱり計画を、ステージを上げていかないと駄目だというふうに思うんですよ。

ある国連の調査では、男女の賃金格差というのは、徐々に解消しているけれど、これがちゃんとゼロになるというところまでは、あと70年はかかるみたいな、やっぱりそういうふうにも何か言われているわけですよね。

だから、そういった点では、自治体のところからしっかりとこの格差解消と、解消というのはゼロですから、やっぱりそれに向けて目標を設定していくということをぜひやっていただきたい。そこで、そのために、管理職での女性の割合を増やすとか、そういった取組をぜ

ひ進めていくということはお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○田中（香）委員長　はい、ありがとうございます。

続きまして、松平委員。

○松平委員　まず、質問に入る前に、147ページの契約関係事務に関して、先ほど松丸委員のほうから、建築・設備・電気に関する議会承認案件工事の金額の引上げ及び区内業者優先の基準の見直しの話がございましたけれども、それに関しては、私どもの会派としても同様に要望させていただきたいというふうに思います。

質問は１点です。147ページの36番、令和７年８月九州地方大雨関係経費について、伺いたいと思います。

これは、１年前、令和７年８月６日から12日にかけて、九州地方において線状降水帯の発生などにより大雨特別警報が発表される、記録的な大雨となりました。熊本をはじめ、住宅の浸水など甚大な被害を受けた地域も生じているということでございまして、本区においては、熊本県の熊本市、上天草市と協定や覚書を締結しており、協定を締結している各自治体から支援要請があったということを受けて、被災地の復旧復興に向けて、職員の方を派遣して、行っていただいたというふうに伺っています。

内容としては、熊本市へ……。

○田中（香）委員長　松平委員、ごめんなさい、何ページですか。

○松平委員　147ページ、36番、令和７年８月九州地方大雨関係経費。

○田中（香）委員長　はい、ごめんなさい、大丈夫です。

○松平委員　防災危機管理課さんじゃなくて、職員課さんに。

○田中（香）委員長　はい、分かりました。すみません、ごめんなさい。お願いします。

○松平委員　２名の職員の方を熊本市のほうへ派遣をしていただいたということです。また、上天草市へは、土木の方が２名派遣いただいたということで伺っております。具体的に、どういった業務にこの職員の方々が当たられたのかということと、経費、今回ここで約120万円計上されておりますけれども、主に交通費であったり宿泊費等にかかった金額かなと思うんですが、そのあたりの内訳についてお伺いをしたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　まず、従事した業務でございますが、熊本市のほうについては、事業所への罹災証明を発行する、そういった業務に従事いたしました。こちらは事務職になります。上

天草市のほうは、道路災害復旧事業に係る業務ということで、先ほど委員おっしゃったように、こちら土木職の職員を派遣したところでございます。

こちら経費のほうを計上させていただいた決算経費のほうは、派遣した職員の時間外の手当であったりとか旅費であったり、そういったものを計上しております。給与の本体は、もともと給与費のほうから支出されているということで、この程度の額になっているということになります。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　期間はどのくらいだったのでしょうか。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　熊本市のほうは、１週間のサイクルで２回という形になっていて、それぞれお２人職員を派遣しているので、計４名ということになっております。

上天草市のほうは、９月の下旬から、１人は10月31日までということで約１か月の派遣です。もう一人は、最後、今年の３月31日までということで、約半年間の派遣という形になっております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。４名の方、行っていただいて、何かお１人に、これは土木の方ですね、上天草市、約半年近く現地のほうへ行っていただいたということでございます。いろんな、様々な経験をされてきたのではないかなというふうに思うんですけれども、こういった職員の方からの実際現場での体験談であったりとか感想であったりとか、どういった声が職員課さんのほうに届いているのか、もしお伺いできれば、お聞きしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　今回、上天草市のほうは土木職ということで、実際の業務の中では、災害査定と言われている実地調査であったりとか、先ほど申し上げた道路の復旧工事、こういう業務に関わってきたというところで、今の通常の業務の中では経験する機会が少ない、いわゆる災害復旧に関する実務ということを学ぶことができたというようなことで、職員のほうからは報告を受けているところでございます。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　はい、分かりました。なかなかこの委員会の場では言えないような様々な経験が、現場の方にいろいろ御苦労があったのではないかなというふうに想像はされますけれども、

こういった体験が決して埋もれることなく、ぜひ、防災危機管理課さんのほうとも共有をいただくことが重要だというふうに思いますし、逆に、広く職員間や、私たち議会も含めてですけれども、共有いただいて、ぜひ、本区が発災、被災地となったときに、災害の復旧復興を生かしていくということが重要だというふうに思いますので、そういった、その手の取組に関して、区として今後、この８月も熊本地震のほうで行っていただきましたし、能登のほうにも行っていただいております。そういった経験、行っていただいた職員が蓄積されているというか、増えてきているかと思いますので、そこをしっかり生かしていくという取組に関して、どのような見解を持っているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　派遣した職員からは、先ほど申し上げたように、特に少し中長期というようなところで派遣されていた職員からは、実際そういった、事細かな報告といいますか、具体的にこういうことをこの時期やっていたというところも含めて、報告は受けているところでございます。

もちろん、こういった内容については、文京区が被災した場合にということで、経験が活用できるという意味も込めての派遣というところにはなっておりますので、今ですと、短期派遣はともかく、ある程度長期に派遣したりしている場合は、戻ってきたときに、全庁に今、職員法という形で、こういう経験をしてきたというところで、職員の中の話の、中の職員法という形なので、もちろんどういう業務に従事してきたかというところと、あと、プライベートじゃないですけど、お休みの日はこういう楽しみも被災地でもあったんだよというような、そういうような話もいただいたりはしているところではございますので、そういったところも含めて、全庁的にその経験というものは共有していけたらいいかというふうには考えてございます。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ぜひ、防災危機管理課との連携、共有、本区への災害復旧への活用をぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　まず最初に、147ページの契約事務のところで、午前中、松丸委員や、今、松平委員も発言されていましたけれども、いわゆる議会の議決が必要な工事の案件などの場合において、その金額の要件を今の物価高騰の対応に合わせて引き上げたりすることの検討とい

うのは必要じゃないかと。それは、私たちも、町場の話を伺うと、全くそのとおりだなというふうに思っています。

ただ、解決の方法は、金額を引き上げるというのは、一つあると思うんだけれども、同時に、何ですか、この間、７月24日に臨時議会をやって、議決のために議会を開いたということがありますよね。そういうやり方もあるんですよ。契約の流れをいうと、工事の入札の公告をして、実際入札をやって、議会案件の場合は４回の定例会待つと。このスパンの間に値上がりしちゃうということで、この間、厚生委員会で千田委員が質疑していましたけど、白山の郷の場合なんかは、公告をやり直している間に、24％ぐらい上がっちゃったというのがありましたよね。１か月で割ったらみたいな話になるんですけど、それを少しでも合理的な形で着工の時期を早めさせてあげると。それは、区の執行という点でも合理的になるというふうに思いますので、ぜひそういう形で。

あと、少額随契のほうなんかは、国の示しでアップ、昨年したんですよね。しましたよね。だから、そういうことは、金額をいじするということも実際、少額随契のほうですけれども、やっているというようなことがありますので、ぜひ、私たちからもお願いしておきたいというふうに思います。

次に、145ページの平和事業費です。

この夏は、平和事業で、千駄木にお住まいの御夫妻に、千駄木の空襲の３月３日の爆弾による空襲体験の話があって、参加されていた方が御夫妻に質問していましたよね。日本が本当に勝つと思っていたんですかという質問をされて、この空襲を体験された方が、いや、本当思っていましたということなんです。

戦前の日本というのは、軍隊の権限も立法も行政も司法も全部天皇が握っている、そういう体制でしたから、戦争に勝つという教育がいかに徹底されていたのかというのをまざまざと思うわけでありますが、戦争には、加害と被害と両面がありますので、いわゆるそういう実相を引き続き自治体として継承していく事業はとっても大事だというふうに思っています。

そういう点で、この間、私たち、文京区が令和２年に策定した平和マップの拡充、再版、重版というか、そういうものを求めておりますけれども、その点での進捗というのは、一体いつぐらいの時期にそういうことにたどり着くのか、今日は聞いておきたいと思います。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　今、御紹介いただきました戦争体験のお話なんですけれども、こちらは令和８年度の平和の集いのところで、子ども向けのワークショップの取組の一環として行ったも

のでございます。実際に経験された方からの生の声を聞いたということについては、子どもたちもかなり衝撃が強かったようでして、印象に残ったんじゃないかというふうに考えてございます。

それから、平和マップにつきましては、令和元年に、11月ですかね、製作をしたところでございます。このときは、文京区平和宣言から40周年ということで、記念事業として実施をしたものでございます。

また、平和事業、平和宣言50周年という機会も近々ございますので、そういった周年の機会を捉えて、平和マップの更新ということについても検討してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　では、そのときにぜひお願いしたいのは、この区役所などがある一帯が、かつて陸軍の東京砲兵工廠という軍需工場ですね、様々な武器が作られていた、そういうところであります。このことに関して、先日10月11日付のしんぶん赤旗日刊紙が報道しているんです。これは、ルポルタージュを書いてくれた方が、元雑誌ＳＰＡの編集長の鷲師一彦さんが、東京ドーム一帯に広がる軍需遺構ということで、この一帯はそういう地だというふうに紹介してくださっていまして、その中で、礫川公園の一画からつながる、この軍需工場で作った武器の試射、試し撃ちを行った射撃場の跡のトンネルが残っていると。こういうものも日本の平和遺産、近代化遺産、そして、戦争遺産ということで、大分老朽化していますので、ぜひ、こういうものを保存、継承、活用、そういうものは大事だというふうに鷲師さんがおっしゃっていただいているんですね。

それで、このことについては、2023年の２月の議会で、うちの会派の当時こうだ議員が本会議で一般質問しておりますが、そのときにこの隧道、トンネルそのものは国の今管理になっているのでという話なんです。それからもう３年半ぐらい、３年かな、たっていますので、あの付近では大学や、もしくは税務署が移転して、大学も一部土地がかかるみたいな形になっているので、大分、これからそれこそ権利関係が複雑になって、分からなくなってしまっては困るので、大事なものがね。国とよく、どういうふうになっているのか、現地を区として確認し、ぜひ、私たちとしては、保存、活用の方向で、区として、この隧道の現状について、国と協議をして確認してほしいというふうに思うんですけれども、これはお願いしておきますけれども、やってもらえますね。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　礫川公園のところに入り口がございます隧道の部分ですけれども、こちらは、平成11年に国のほうからの要請を受けまして、入り口を閉鎖して、今に至るというところでございます。安全管理上の問題もあるというふうに聞いてございますので、貴重な平和の遺構であるという認識はございますけれども、直ちに平和事業として何か活用できるような状況ではないというふうに認識してございます。

国との協議ということでございますけれども、この部分を平和の事業としてどういうふうに活用していくかということについては、こちらは礫川公園の中にございますので、公園の再整備というところもございますので、そういった機会に検討すべきものかなというふうに考えてございますので、現状、全く動きがないというところでございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　大事なものだという認識はお示しいただきました。ただ、この靄師一彦さんがおっしゃっているんですけれども、東京ドームシティ一帯が100年ほど前には広大な軍需工場だったことを知る人は少ないはずです。私はその存在は知っていましたが、遺構があることは知りませんでしたと、こういうことなんですよ。だから、やはり忘れるということが一番まずいと、この手のね、戦争は一体何だったのかということで、だと思いますので、ぜひ、次のマップを作るに向けて、国などと協議は、私としてはお願いをしたいというふうに思っております。で、平和事業は、頑張って拡充してほしいということでお願いしたいと思います。

次に、145ページの外部監査経費のところでお聞きをいたします。

これ読んで文字どおり、外部監査の経費は、この年は執行がないんですけれども、旧元町小敷地の活用について、今年度は外部監査が行われたということであります。先日、９月の補正でも審議をした外部監査経費、あの審議を通じて、私は、この外部監査及び監査の中身、結果そのものについて、やはり重大な、中途半端というか、欠陥があるというふうに思っているんです。私はね。

それで、ここで具体的に借地料について聞きたいというふうに思うんです。

まず最初に、端的にお伺いしますけれども、貸付料の算定に当たって、なぜ園庭部分を除いたんですか。この間いろいろ細かい、いつの借地料を算定してとか言いましたから、それ今日は省きますからね。なぜ借地料を算定するに当たって、園庭部分を除いたんですか。１個だけ注釈つければ、令和４年の第６回公有財でということですから、お願いします。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　園庭を貸付料の算定面積から除いたというところにつきましては、公募のときから区が園庭を専用使用するという場合については、質疑のところで回答していたところでございます。なので、区が園庭として専用的に使用するというところから、今回の園庭は貸付料の算定面積から抜いたということになります。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　公募のときからということなので、その公募の要項では、何と書いてあるかということなんですけれども、公募の、募集要項では、これは外部監査報告書の34ページに引用されておりますよね、資料として。そこでは、地代については、１平米当たりの価格に建物の区分所有等に関する法律に基づき、事業者の敷地利用権が設定された土地の面積を乗じて算出すると、こう書いてあります。

１つ目の１平米の価格って、それは単価ですから、これはいいと。

それから２番目、要するに区分所有法に基づいてというところなんです。これは、完成したときにできる建物の面積案分ですね、順天堂と区のね。それに基づくというのは、その案分を掛けますよということですね、借地料にね。そういうことですよね。これも後に確定して、案分が掛かっているんですけれども、その次です。事業者の敷地利用権が設定された土地の面積を乗じて算出すると。これは、その令和４年の第６回公有財に出された賃借料の算定シート、そこで敷地利用権は2,855平米に設定しているわけですよね、このときは、借地権は。そうですね。だから、この募集要項と園庭部分を除くということについては、これは一致しないのではありませんか。それでも、先ほどの答弁というのは成り立つんですか。御説明ください。

○田中（香）委員長　菊池担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　土地の面積、西北側、いわゆる活用施設と呼ばれる西北側の面積としては、2,855平米というところで、当初そこの面積で貸付をしてございます。そこから、公募要項の質疑応答の中でもございましたとおり、区として、園庭を専用使用する場合については、そこの面積は貸付料の算定面積から除くというところで計算をしているところになります。ですので、そちらの面積を抜いた貸付料算定対象面積を月間貸付料の平米で掛けたものに持分割合を掛けた計算というふうになってございますので、特に不整合はないものと認識してございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、私は、不正と言ってないんだよ。不整合はないと言ったの。あ、そう。で

は、今、聞こえなかった。申し訳ないですね。

それで、今の答弁は、１個目の答弁と、いろいろ御説明あったけれども、進めていえば、園庭は区が専用するからということで、変わりはなかったというふうに思うんですけどね。しかし、このときに、令和４年の第６回公有財のときに、既にそれより以前に、従前にというふうに当時の公有財の委員長である佐藤正子副区長が外部監査の報告書の聞き取りの中でおっしゃっていますよ。従前から園庭部分の地下に体育館があることは認識していたと言っていますね。現実問題として考えたときに、園庭部分を専用するのは、それは認定こども園の園庭なんですから、それは専用するのは当然だと思うんですよ。しかし、ただにするとかいうことになってきますと、借地料。それは違うんじゃないか。なぜならば、地下に体育館を事業者は造るということは、当時から、従前から、公有財の責任者は認識していたと言っているんですよ。だから、地球の表面の大地の表面は園庭として区が専用するということは、それは決まっていたでしょう。だけど、地下も当然造るんですから、そこにコンクリートを流し込み、柱を入れて、鉄骨を入れて体育館を建てられないと、園庭が落っこちてきちゃったら困るでしょう。だから、地下を使うということは、公有財の委員長も認識していたということなんですよ。

今、私が言ったのは、公有財の当時の委員長の佐藤副区長が言った言葉というのは、外部監査報告書の12ページに記録がされています。

では、聞きますけれども、令和４年の第６回公有財の開催当時の委員長である佐藤副区長は、地下体育館があることを知っていて、なぜ園庭部分を除いた借地料を決定したというふうに佐藤副区長は説明をしていたんですか。

○田中（香）委員長　菊池担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　副区長の説明のところの理由についてまでは、ちょっとこちらで把握できるものではないかと思いますけれども、外部監査の結果の中にも話はございましたとおり、持分割合の中には体育館等も、地下の建造物等も含まれております。そのため賃料等は取ってございますので、その点において特に問題はないのかなというところでございます。ただ、監査については、現在については違法状態というふうに指摘されてはございますので、その点については、現在、是正に取り組んでいるところでございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　賃料を取っているというけれども、それは募集要項の中で言っている区分所有法に基づいて地下体育館の面積案分のその面積分の率を借地料に掛けていると、乗じていると、

そのことの説明でしょう。そうでしょう、今、うんうんって頷いておられるけれども、そうなんですよ。体育館の面積、それは園庭の下にあるから、園庭部分の面積が借地料から除かれれば、ゼロに案分率は幾ら掛けてもゼロ円なんです。でしょう。だから、何でそういうことを当時の公有財の委員長である佐藤副区長が認めたのかと。園庭の地下に体育館があることを認識していながらと。これが質問なんです。

今、用地・施設マネジメント担当課長さんは、当時の副区長のことについては、認識については、把握ができないというふうにおっしゃいました。では、お伺いしますが、公有財の委員長の任務というのは、その後、現在の副区長さんに、どちらかに引き継がれているというふうに思うんですけれども、地下体育館があることを知りつつ、園庭部分を除いた借地料を決定した理由について、当時の佐藤副区長の認識、どのような引継ぎを受けていますか。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　こちらの土地貸付料の面積等につきましては、土地面積、元町の西北側といわれる活用施設の部分、面積は、全部、令和４年度のときには貸付をしてございます。地表部分を使わないので、そこの部分についての面積というのは、貸付料算定からは除いているというところになります。ただ、地下は使ってございますので、建物案分の中には計算式として計算して賃料として取っているという形になります。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　だから、今、おっしゃったように、地下は使っていると、おっしゃっているでしょう。だから、地下は使っていると。だけど、借地料算定シート上は、区の専用面積として園庭部分を除いちゃえば、そこに幾ら体育館の面積の率を掛けたって、ゼロに幾ら掛けたってゼロなんですよ。でしょう。で、そのことについて、担当課長さんは、先ほど副区長の認識については把握できないと言ったんだから、把握できている方、いらっしゃるんじゃないですか。副区長さん、２人いらっしゃるんだから、どちらか把握されてないんですか。人事異動するときに。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　すみません、数字の解釈に齟齬が生じていると思うので、その点だけ訂正させてください。

園庭を除いたところがゼロだから、ゼロを掛けたとおっしゃっていますけれども、貸付面積はありますので、そこに……。

（「園庭面積はゼロだと……」と言う人あり）

○鈴木企画政策部長　園庭はゼロですけれども、ゼロに掛けて、貸付料にゼロにしていませんので、そこのところはよろしくお願いいたします。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　今、部長さん認められたように、園庭部分はゼロ、借地料は、そうでしょう。そこに幾ら案分比率を掛けたって、ゼロに幾ら掛けたってゼロでしょうと言っている。いいです、それは。それはいいんです。だから、そのことを……。

（発言する人あり）

○金子委員　いや、違う。そのことの引継ぎというのを引き受けてないんですか、副区長さん。

○田中（香）委員長　加藤副区長。

○加藤副区長　私のほうには、口頭で引継ぎを受けているわけではなくて、今、委員が言われた様々な書類が引継ぎとして残っておりますので、それに対する外部監査の評価が今回出ておりますので、それを踏まえて、適切に対応しようと思っております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、口頭で引継ぎを受けてないというのは、書類で引継ぎを受けているという認識ですか。今の私の質問に対してですよ。

○田中（香）委員長　加藤副区長。

○加藤副区長　繰り返しになりますけれども、外部監査もそうですけれども、書類で残っているものについては、私だけではなくて、関係所管も含めて、こういった事情の中でこういった結果になりましたということで、それは引継ぎという形ではなくて、共有されているものになります。それを踏まえて、今後どうするかというところを現在検討しているところです。決して、これまでのやり方が全く問題がなかったという認識ではございませんので、ではどこに問題があったかというところを含めて、庁内全体で検討した上で、改善を図っていきたいと思っております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　今、加藤副区長さんは、書類で共有しているというふうにおっしゃいますが、先ほど用地・施設マネジメント担当課長さんは、副区長さんからどういう認識だったかということは把握できてないと、できないとおっしゃって、共有できてないじゃないですか。だから、副区長さんに聞いたんです。

これは後任の副区長さんに、この重大な園庭の地下部分に地下体育館があることを知りつつ、園庭部分を除いた借地料を決定したと、こういう点の疑問というのは、当然、６月５日

に住民監査請求があり、佐藤副区長が正式に退任されるということが公表されたのは、６月12日の議会運営委員会なんですよ。だから、そのときに当然、なぜ園庭部分の面積を除いた、そしてその地下には体育館がある、このことについて、口頭で確かめもしないで、退任を認めると、退職を認めると。これは、私は重大な問題だというふうに言わざるを得ません。そして、そういう状況のまま退職に至った、当時の佐藤副区長さんを２期にわたって選任し、また退職も認めたと。区長の責任も極めて大きいと言わざるを得ません。私は、この問題というのは、大局的には区長のリーダーシップや区長のガバナンス、こういうものを軽視する大問題だと。区長の責任も大きいというふうに思います。

そして、これまで成澤区長は５期にわたって就任されて、任に当たってこられましたけれども、しかし、今、この間、私、何度も質問しているように、区長自身の説明が求められる、こういう事態だというふうに思います。そのことを厳しく指摘をし、今からでも区長自身の説明というのは求められるし、また、議会もこのことについての解明の役割が求められるというふうに言っておきたいというふうに思います。

なお、金曜日の私の質疑を行ったときに、公明党の松丸委員からも関連して御発言がありました。私、お聞きしていて、全部賛同できるわけではないんですけれども、しかし１点、松丸委員があのときに言われた、この監査で厳しい指摘を受けていると、重く受け止めているというふうに答弁されていますので、そのことをおっしゃっているんだと思うんだけれども、そのことを踏まえて、松丸委員も言われていたんだけど、公有財の委員長である副区長の責任ということにも触れて御発言されていました。私はその点については、同じ認識なんですよ。だから、こういう質問に今日なるんです。この点については、議会全体の解明も求められているし、佐藤副区長をこの議会に呼ぶというようなことも含めてやらないと、共有されてないんですから、今の答弁でも。そういう必要があるということを厳しく言っておきたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　先ほどから、金子議員のほうから私のほうで副区長の認識を把握できないというところのお話をいただいておりますけれども、私もそう答弁しましたけれども、その答弁の意図としましては、組織としての判断ということになりますので、個人としての認識というところについては分からないというところになりますので、組織としての判断というところの個人の動きというよりは、組織としての判断経過でどのような原因があったのか、そのことについて監査で指摘を受けたものというふうな認識というと

ころになってございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　およそ議会で理事者の方が発言をする、もしくは私たちが質問するときに、個人の意見などは聞いておりません。そのことは肝に銘じておいていただきたいと思います。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　私の名前が出てきたので、ちょっと言わなきゃいけない。私が言っていることは、あまりこれで時間、僕は取りたくないので、自分の持ち時間なので、ただ、言っておくことは、やはりこれだけ大きな問題だったけれども、やっぱり行政としてもきちっとおわびをして、今後、改善すべきところは改善をしていくと、そう言っているわけだから、それをさらにまた重箱の隅を突っつくような、そういうことじゃなくて、もう少し建設的な意見を、決算委員会なわけだから、しっかりと、まだ区のいろんな、これ以外のいろんな課題があるわけですから、そういうことをきちっとこの決算委員会の中で指摘をしていくということが僕は大事な、建設的な意見じゃないかなということで、僕は言ったのであって、そこは変なふうに誤解をしないでいただいて、あのときも言ったように、やっぱり行政の人たちも一生懸命、今回のあれで努力をして、ああいう建設をして、また地域住民の人たちも、物すごくやっぱり期待をして、すばらしいものができて喜んでいる中で、そういう何かもう本当に重箱の隅を突っつくようなことになったらば、せっかくこうやっていいものができたのが、何か台無しになっちゃうので、そこはしっかりとやっぱり品度をもって言わないと、何か、ある意味では誤解を招くような、そういう発言は、僕は慎んだほうがいいんじゃないかなというふうに思うので、そういう意味で言ったわけですので、よく理解をしていただきたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

沢田委員。

○沢田委員　私から３つあるんです。

まず、145ページ、総務管理費の２款１項１目の18です。情報公開制度運営に関してです。

こちらは、先月、総務区民委員会で情報公開条例の手続の改正の議論をしたんですが、今日は、どちらかというと、その条例とかルールの中身について、今、国会で起きている問題を参照しながら伺いたいと思います。

具体的には、簗和生農水省の予算カット発言です。国交省に圧力をかけたと問題になっています。この問題の背景には、公務員と議員とのやり取り、いわゆる政官接触の記録が残さ

れていないので、真相が分からないという問題があると思うんですね。

で、文京区ではどうですかね。構造は違うんですけど、当然、職員の皆さんは、私たち議員とのやり取りとか接触の記録は何かメモのような形かもしれませんが、残されているんですよねという質問です。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　我々が日頃議員の皆様とやり取りをするときには、当然、メモというものは最低限取るということで、その御相談の内容にもよりますけれども、今後の施策の展開、事業の展開に関わってくるようなものについては、正式に文書という形で上司に決裁を取ってというような流れになってくると思いますが、基本的にメモというのは当然取っているものというふうに認識してございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　国会では、そのメモも出てこないみたいな話になって、要は記録とルールの厳格化が必要だという話になっているんですが、文京区では、多分そこは大丈夫ということですね。まあ、いいや。だと思うんです。ただ、実際、文京区議会にもこういうものの制度化が必要だという請願が出されたことがあるんです。

そのとき議論したんですが、千代田区さんには、区民や政治家からの要望や不当要求行為の記録に関する取扱い要綱があるんですよね。過去にそういう不正事件があったからなんでしょうけど。あと、東京都にも類似のものがあるんです。職務に関する働きかけについての対応要綱というのがあって、この記録や公表をしているわけです。文京区は、今のお話だと、恐らく現行制度の枠組みでの対応にとどまっているようですけど、実際の運用はどうでしょうかねという質問だったんです。でも、今のお話を受けて安心をしました。要は、そんな制度をつくらなくても、職員が要望や要求を受けたときには、個人のメモを残して、それを組織で必要に応じて共有していれば、行政情報、いわゆる公文書になって、公開情報にもできるわけですからね。

誤解のないように申し上げておきますが、これは職員の皆さんを守るためなんですよ。要は、どの議員がどんな要望や要求をしたかという内容を情報公開の対象にすることで、不当要求や口利きに対する強い抑止力にすることができるからですね。

もう一点、昨今の流れでいうと、これはもう付け加えなので、御答弁は要らないんですけど、昨年、カスタマーハラスメント対策基本方針ができましたよね、発表したので、その方針の中にも、職員が不当要求に組織として毅然と対応するということが定められているんで

すよ。ですので、職員の皆さん、恐らく今現在も御自身の身を守るためにメモや記録を残すようには現場で徹底されていると思うんですよね。されていますよね。ので、文京区で同じような問題は起きないと思うんですけど、改めて周知徹底をお願いしたいというのがあります。これ、あと、議会側の対応ももちろんあります。我々も今、区議会で政治倫理条例の制定を検討していますので、地位を利用した口利きとか不当な働きかけが疑われる場合は、ちゃんと政治倫理審査会で追及できるように、そういう実効性のある仕組みにしていきたいと思います。両輪で進めていければと、よろしくお願いします。

で、２点目です。次、153ページ、２款２項３目、３番の広聴活動です。企画費のほうです。

ここでは、改めてですけど、政策決定に区民の声を反映する意味について、お伺いしたいと思います。

現行制度というか、今の文京区の代表的な広聴制度である区民の声は、有効に機能しているのか。その声は、区民のニーズどおり政策決定に寄与しているのかという話です。これは、３月の予算審査でも伺いました。子どもや若者の声を政策決定に反映する仕組みの提案をしました。具体的には、子ども・若者議会とか、あと、若者参画予算ですね、ユースバジェットと呼ばれる住民参加型予算のお話をしました。

これは、もう今まさに23区でもどんどん動いているわけです。今年度は品川区です。住民参加型のデジタル広聴システムを導入しました。インターネット上でいつでも誰でも直接対話ができる、しながわオープントークと。略称では、しなトークと呼ばれる仕組みです。この仕組みは、品川区独自のものじゃないです。デシディムと呼ばれる名前の参加型の民主主義プラットフォーム、スペインのバルセロナ発です。バルセロナで開発され、世界中に広がっているシステムを活用したものということで、注目されています。

私がお伺いしたいのは、文京区の現行制度である区民の声との主な機能の違いなんですよ。２つあります。１つは、議論や取組のプロセスを区民が生で見ることができるという点。もう一つは、行政評価です。今回の決算審査のように税金の使い道を評価したりする、これに区民が参加できるという、この２点が大きな違いだと思うんですが、一方で、どうですかね、こういった機能を果たす、もしくはそれに類似した機能を補完するような機能を持つような仕組みが文京区にも何かあるでしょうかということなんです。まず、お伺いできればと思うんですが、これはどっちだろうと……。

○田中（香）委員長　横山広報課長。

○横山広報戦略課長　区民の声というお話をいただきました。文京区では、様々な区民の参加における取組の中の一つとして、今、御指摘ございました区民の声というものを設けてございます。こちらにつきましては、今、御紹介いただいたようなプロセスであるとか、行政評価というものではない部分はございますけれども、逆に、区民の方が様々なことについて、区長に対してお話をすることができ、また、私どものほうも、区長が確認をした上で、各所管のほうからしっかりとお答えをするという制度で運用しているところでございます。

そういった中で、多くの御意見をいただきながら、現在、行政として進めているところになりますので、今、御紹介いただいたような、各区で様々な取組で広聴の在り方というのはあるというのは聞いてございますけれども、今の場合、本区としては、区民の声を中心に、そのほか区民が参加される協議会であるとか、そういったもので様々な行政評価もいただいているというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　沢田委員、３時になりますので、この続きは、30分休憩後にしたいと思います。休憩します。

午後　２時５９分　休憩

午後　３時２６分　再開

○田中（香）委員長　少し早いですけれども、３時半から始めたいと思います。

沢田委員の質問の途中からお願いします。

○沢田委員　私からは、休憩前、横山課長からいただいた答弁についてなんですけど、今の区民の声という広聴の仕組みが、区長にダイレクトに声を届けられるという点、それから、返事が確実に返ってくるという点では、私も一定の役割を果たしていると思います。ただ、そろそろ仕組みのアップデートを考えてもいいのかなという、そういう御提案も含めでした。

申し上げた品川区は、あくまで１事例なんですが、見直しの際の貴重な視点を提供してくれているんじゃないかなと思って、具体的には、冒頭で伺った政策決定に区民の声を反映する意味って何だろうということなんですよ。

私は、大きく２つあると思っていて、１つは、区民が区政を自分事にできること。いわゆる、オーナーシップと言われる観点ですね。具体的には、先日、ふるさと納税のところで伺ったんですが、指摘をさせてもらったんですが、人を金で釣る、そういう発想はもう終りにしようと。みんなで力を合わせようと。そういう区役所にしていきましょうねという話で、要はその仕組みを新しくつくるにしても、そこでうまく利用してもうけてやろうとか、ほかの人より得をしようという、そういうような気持ちになる仕組みではなくて、区もそう、職

員の皆さんもそう、大変そうだから、一肌、おれも脱いでやろうかなと思うような、私も一肌脱いでやろう、頑張ろうかなと思えるようなマインドを育む、そういう仕組みをつくるという点がまず１個だと思うんですね。

もう一つは、今、ここでやっているのと同じです。二元代表の権力の分立と言われる、いわゆるチェックアンドバランスの効果です。これは、先日、元町ウェルネスパーク西館の土地賃借料のところで述べましたが、通常の区民の感覚であれば、恐らく相手が大切なパートナーであれば当然その意思決定は慎重になるわけですよね。特に慎重になる。でも、区役所だけだと、いつもお世話になっているからなみたいになりかねないということです。要は、利害や立場が異なる人が意思決定のプロセスに一掃しているということがリスク回避の大原則だろうという話ですので、そういう視点で広聴制度もぜひ今後も不断の改善、見直しを行っていただきたいという話でした。

せっかくですから、議会に引き寄せると、そういう仕組みがあれば、議会を傍聴して、中継を見て、私も同じように政策決定に関わりたいという方が出てきてくれるかもしれない。そういう区民が増えるといいなという気持ちも込めてです。当然、そうなれば、議会のチェック機能も強化されますし、区の間違った判断とか失策のリスクも減ると思いますので、そういうオープンな循環を生み出すきっかけに広聴制度をしていただきたいという要望です。

次です。次、企画費なんですが、153ページ、２款２項４目５番の自治体ＤＸ推進経費に関連して、職員育成の話をしたいと思います。

これは、３月予算審査で人材育成のジェンダー格差、それから管理職の成り手不足の課題を取上げました。先ほども石沢委員の指摘がありましたが、私からの提案は、デジタル改革を、自治体ＤＸをこの人材育成の課題解決のきっかけにしてはどうかというものです。

具体的に、デジタル改革は、技術的な問題もあるんですけれど、職員の仕事とか育成の在り方、それから管理職の役割そのものを組み替えるきっかけにできるんじゃないかという話ですね。

特に、先ほど申し上げた女性管理職の成り手不足ですよ。この問題の背後には、確実に長時間働ける人に仕事と経験が集中する区役所の構造がある。そういう人だけに重要な仕事が任されて、負担が集中する組織構造の問題があると。これは前回の予算審査の議論の中でそういう話をさせていただいたんですが、ので、デジタル改革で無駄な仕事を減らして、管理職の負担を軽くすることで、職員育成とジェンダー格差の是正を同時に進められるんじゃないかというお話をお聞きしたいんですね。

ちょっと曖昧なので、具体例を挙げますよ。例えばです。中野区は、新庁舎移転を機にフリーアドレスとチャットツールを導入して、会議とか決裁を効率化しました。これによって何が起きたかというと、子育てや介護で時短勤務の職員、それから在宅勤務の職員がチームから孤立しなくなったというような声があるわけです。

あと、港区です。港区は、提携業務を徹底的に自動化しました。管理職の役割を、いわば書類チェックとか進捗管理のような仕事から、政策の企画とか部下のキャリア支援という前向きな方向にシフトした。これで、管理職の負担も軽減できたし、家庭やプライベートとの両立の不安をなくすことで、女性職員が、あ、こんな課長、こんな役割だったら挑戦したいと思えるような魅力的なポスト、そういう組替えに貢献したという話も聞いているんですが、文京区はいかがでしょうかという御質問です。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　デジタル改革という視点でということではございます。管理職に特化したということではないですけれども、例えば今、中野区の話、港区の話ということで、フリーアドレスであったりチャットツールを使ったりということで、フリーアドレスについても、一部職場で実装しているというようなところもありますし、チャットツールは、もうふだん普通にやり取りをするときに使っているツールでもございます。定例業務を少なくするというようなところでは、これも管理職ということじゃないかもしれないんですけれども、ＲＰＡというようなものを使って、定型的な業務は極力時間を短縮してできるようにというようなところで、全庁を挙げてこれは進めているところでございます。

当然、管理職になるに当たってということで、今、長時間労働という話も出ましたけれども、必ずしもそういった視点で避けられているというわけではないというふうに私は認識はしているんですが、実際管理職の、例えばその試験、受験する人数というのも、ここ数年は増えているような状況もございます。なので、決して長時間労働を嫌ってというようなところが原因にはなっているわけではないだろうなというふうにも考えているところでございます。

結論としてということではございませんけれども、そういったツールはもう確かに、ほかの区と比べてどの程度かというところまではちょっと分析はできていませんけれども、使えるものは使い始めているということです。

あと、実際働くに当たって、在宅勤務とかそういった制度も、活用もかなり進んでいるところでもございますので、その辺は複合的に活用しながら、職員の負担軽減みたいなものが

進められればというふうには考えているところでございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　御説明ありがとうございます。長時間労働が必ずしも避けられているわけじゃないということで、理由はほかにもいろいろあるんだろうと思います。実際に管理職の受験率は改善しているということなので、これがある程度取組の成果ということで見えてくることを願うんですが、前回の予算審査で議論させてもらった職員のアンケートがありましたよね、職員人材育成基本指針の改定に際して取られたアンケート、私も拝見して、こういうことはちゃんと職員の方たちから声が出てきているんだなと、それを基に改善をされているんだなということは、前向きにもちろん受け止めさせてもらっていますし、そこから出てくる理由を分析して、これからも改善、見直しを続けていただきたいということは、その視点の一環として、今回、デジタル改革を取り上げさせてもらいたいと思ったのが、一応きっかけがあって、先月21日、自治日報の記事の中に、武蔵大学の庄司昌彦教授が寄稿されている、デジタル改革はアナログ改革からという、自治体ＤＸの本質を問う記事があったんですね。

この中に、ＤＸは、新技術の導入が目的じゃないんだよと明記されているわけです。要は、現場の違和感とかアンケートの中にも出てきていたと思うんですよ、たくさん。違和感とかもやもや、特に何でこんな面倒な仕事なんだとか、本当に必要なのかと思えるような仕事、いわゆるブルシット・ジョブと言われるやつですよね。これに注目をして、アナログ改革をすることが出発点だと書いているんです、ＤＸのです。

もう一個あるんですよ。例えば今、海津委員も質問した生成ＡＩの活用ですよ。生成ＡＩを、私も使うことあります。壁うちの相手として使えますよね。こんなことを聞いていいのかなみたいなことも、ＡＩはもう何でも聞いてくれるし、一応何か返してくれるわけです。そうしたら、私もこうやってこうね、いろいろ深く掘っていくことができる。そういう壁打ちの相手として、行政の課題とかアイデアを言語化する。その言語化したものを今度は職員同士で共有をすることで、自分たちでこうやってアイデアを出して業務を改善していいんだという改革志向の組織文化を育むことができると書かれているわけです。これはまさに文京区がやろうとしていることだと思ったので、御紹介をさせてもらったということです。

ちょっと１個だけ付け足していいですか。予算審査でそのアンケートの話をしたじゃないですか。その中に、私がやっぱり気になるものが、結果が結構あったんですよ。それとも今の話は符合しているんです。特にブルシットな仕事をどう見直すかというのは、文京区の人材育成の大切な課題だと思うからですね。何でブルシット・ジョブをあれか、皆さんにとっ

て特に問題かは一応念のため申し上げておくと、会社員じゃなくて、公務員だからですよね。これを聞くとちょっと会社員の人は何なんだと思うかもしれませんけど、皆さんは少なくとも宣誓をされている人たちなんですよ、入職に当たって、公の僕と書いて公僕なわけです。あまり私、好きな言葉じゃないですよ。公の僕というのは好きじゃない。対等であってほしい。でも、そもそもは、社長とか上司に言われたから仕方なくやるたぐいの仕事じゃないんですよね。ブルシット・ジョブに甘んじること自体が公共の利益に反している。皆さんが入職時に宣誓をされた職業倫理にも反しているわけですよ。

というわけで、ぜひ、文京区においては、自治体ＤＸを、ブルシット・ジョブを可視化して見直すきっかけにしてほしいという提案でした。

以上です。

○田中（香）委員長　続きまして、白石委員。

○白石委員　私のほうからは、まず143ページの文京区年賀会、いいんですよね。はい。

この決算委員会の質疑の中で、文京区の人口も増えてというところで、東京ドームで実施するようになって、大体900人から1,000人超えの方々がお見えになっているというふうに聞いていますけれども、あと、この間、物価高騰もあってということも考慮して、今後どういうふうにしていくんだろうかというのが１点、検討されているかなというふうに思いますが、来年度に向けて今、準備をされていると思いますが、まずは、入場者数はどれぐらい増えて、それに対して情報提供としてどのようなことを考えていらっしゃるのか、改善点について、まずお聞かせいただければと思います。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　年賀会におきましては、例年、ここ数年ですと、2,400名程度の方に御招待をさせていただいて、実際に御来場いただく方は、７年度で申しますと753名ということで、来場者数も700人台でここ数年は推移しているというような状況でございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　分かりました。いわゆる今年ね、来年、区制80周年というのもあって、これからまた質問しますけど、年賀会、スポーツセンターでやっていたのを、様々区のほうで工夫していただいて、東京ドームに行きましたよと。年々、人が増えていますよというので、目的があるはずなんですね、年賀会をやる目的が。で、区制80周年をやるのも目的があるというところで、その目的達成のために、いろいろ考えていかなきゃいけない。

例えば、今、ＩＣＴのことも話が出ていたけど、では、情報発信するためには、来れない

方のために、区長、議長の挨拶、同時放映したって別に構わないわけですよね。そうやって少し付加価値をつけて、やっていることの意義を提供していくというのは、大切なことだと思うんですが、そういう検討はなされているんでしょうか。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　前回からリアルタイムの字幕を御用意させていただいて、障害のある方に対する対応というところも図ってきているところですけれども、今、委員おっしゃったような、中継というようなことについては、現状まだ検討を行っておりませんけれども、この年賀会の趣旨ということも踏まえて、今後の在り方ということについて、他区の事例なんかも参考にしながら研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　ネットというのは、うちの田中幹事長が話したように、セキュリティをしっかりしてなきゃいけないけれども、インターネットの時代から、私も６月の一般質問で言ったけど、フィジカルＡＩに来るまで本の数年で来てしまったので、人は便利なほうに流れていくというのは、実際の話。で、区が持っている情報をしっかり伝えるためには、そういうところも工夫していただいて、私なんかはタイムリーにホームページで映していただければ、きっと見られる方もいて、こういうことをやっているんだというふうにして、情報を得る方がいらっしゃると思うので、そこも研究していただきたいと思います。

続いて、151ページの広報活動。

広報戦略ができて、区報「ぶんきょう」も非常に見やすくなったり、様々な面で改善していることには感謝を申し上げたいと思いますけど、先ほど区制80周年って話ししたんだけど、これもまた目的があって、ちょっとさっき調べたら、これ大事だなと思ったんですけど、80年という節目を迎えて、区が歩んできた歴史を振り返り、地域の発展に貢献された方々に敬意を払うとともに、「文の京」のさらなる進展を願って、80周年の事業をやっているんですよね。

これは、23区ほとんどやっていて、いろんな展開をしていますよという中で、うちのシビックセンターに入ってきて、来庁していただいて、80周年って感じるところってどこですか。

○田中（香）委員長　横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長　80周年の事業についてでございます。本区の場合、各所管課のほうで様々な事業の中で「80周年をことほぐ事業」ということで冠をつけて、今般いろいろと展開をしてまいってございます。

そういった中で、御指摘ありましたように、ちょっと露出の部分については、確かに御指摘のとおり、なかなか目立って80周年というのが見えてない部分があるかというふうに感じてございまして、もう既に80周年の取組は進んでいるところではございますが、今後、ちょっといかに見せられるかという形については、ちょっと今、庁内で検討してございますので、そういった形で何がしか、80周年が始まっていますよというアピールは進めていきたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　何らかの形で、各部署に冠はくっついて、いろんな事業がホームページ上に載っかって、にぎやかですなというふうに思いますが、今までの事業、例えばさっき言った年賀会も入ってきたりなんかして、入っているだから、きっと何かそれなりのことはやるんだろうなというふうには、気持ちで期待はしていますけど、要は、式典という言葉、80周年記念で、私たち、子どもたちに様々な式典をやってもらって、さっき言った目的みたいに学校のよさをちゃんとつないでいこうだとか、そういうことを教育部局でやっていただいているわけですよね。非常にそれを大事にしている中で、うちの80周年、さっき言った目的達成のために、各部署に任せっきりではなくて、これ一つまとめて、ちょっと分かりやすく、２年かけてやっているんですから、やっていただきたいなと思うんですが、そこは広報の総合戦略のほうでやらないと、きっとどこもやらないと思うんですよね。

この間、根津・千駄木下町まつりへ行って、段ボールでできたような80周年のやつがぼんと置いてありました。ぽんと置いてあるのも、あれがなかったら全く分からないわけですね。ですから、そういうものを、物なのか何だか分からないけど、音楽なのか、キャラクターなのか何だか分からないですよ。でも、きちんとちゃんとつくって、みんなでさっき言った目的のためにやりましょうよという雰囲気をつくってもらいたいなと思っています。

で、よくシビック１階のところに何か置いてもらいたいだとか、掲示してもらいたいだとか、そういうお願いも各団体さんから来るけど、なかなかできないよという中で、時々、文博のときにあのガラスのところ、ばーっとやるよね。でも、やってないよね。というような感じで、できる限りのところで何かをやってあげることで、皆さんのマインドが上がっていくというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、続いて、言いづらいことなんだけど、次の文の京手帳作成というところで、153万3,400円。

この間、町会長の会議に出たらば、お手紙をもらって、来年から、物価高騰によりという

ことと、もう一言書いてあって、来年度から廃止しますというふうに書かれていました。で、文の京手帳を廃止するのに、物価高騰につきという割には、153万しか使ってないから、その言葉が本当に正しいかなどうかなというふうには思いますが、時代の変化の中で考えていらっしゃるということは、私ももう手帳は持ってないので、正しいのか、方向なのかなというふうに思います。

そこで、あの手帳を大事に今まで使ってきた、文京区に対して協力的な方々は、今後、どういうふうに情報を、あれを確認していけばいいんだろうというふうに思ったときに、課長たちのほうからちゃんとこういうところで整理しますよというペーパーをもらいました。で、例えば、地域活動センター、区民課担当で、個人情報があるので、氏名は載せますが、ホームページでは載せませんとかさ。で、要は、地域活動センターの所長さん、住所、電話番号というのは、すごいよく働いていらっしゃる地域活動センターの皆さんに連絡を取りたいと思ったときに、探すの大変だよねとか、あと、青少年健全育成会も載せませんだとか、いろんな整理をされている。その整理がちょっと納得がいかない。例えば、青少年健全育成会、多分、区のホームページを見ると、フェイスブック、昔やったフェイスブックでリンクが張ってあって、９地区あるけど、４つぐらいしか載っかってないページをちょっと思い出します。

で、文京区さんは、青少年健全育成会の事業補助は出しているけれども、ランニングコストは一切補助していません。でも、青少年健全育成会によっては、そのランニングコストを自分たちで出しているところもあって、ホームページを持っているところがあります。例えばうちの礫川青少年健全育成会は持っています。礫川マラソンは、うちのホームページから入って申込んでくださいというふうになっています。

時代は、そうやって変わってきている中で、それも一切、区のホームページを見て探してくださいというのは、これはいかがかなというふうに思ったりします。

で、ここに書かれている、地域活動センター、文京区の管理職員からだーっと、保育園からだーっとあって、本郷まで。僕、手帳をなくすことは時代の変化でいいけれども、この情報をよりつかみやすい整備をした上で、手帳をなくして、こっちへ移行しますからというなら分かるんですよ。その整理もされない。その団体にもちゃんと整理もしてないという中で、いいんでしょうか。

○田中（香）委員長　横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長　文の京手帳につきましては、いろいろと御意見いただいてございます。

御指摘いただきましたように、今般こういった紙での配布については、なかなか厳しいと。特に個人情報が掲載されているということで、各団体様のほうからも掲載したくないという御意見等もいただいた流れがございまして、この間も住所や電話番号の掲載を控えるなど、マイナーチェンジを進めてきたところですが、最終的に紙での御提供は難しいということで、関係する各団体様の所管課を通して、この間いろいろと議論させていただきました。

そういった中で、御指摘ありましたように、では代替手段はないのかということも、庁内のほうでも対応を考えてございまして、今、御指摘ございましたように、ホームページのほうで一定程度の情報提供はできるかなということで、今、準備はしてございます。ちょっと誤解があってはいけなかったかなと思ったんですけれども、ホームページで掲載されているものがございますよということで、区のホームページ、先ほどなかなか分かりにくいという御指摘もございましたが、いろんなところに散りばめられているものを、皆さんで探してくださいということではなく、今回の文の京手帳に掲載されていたような内容については、それをまとめたページを作りまして、そこで各団体様の最低限の情報ですね、お名前のみ掲載可能であれば、お名前であるとか、あるいは区の区勢概要等についても掲載することで、入り口は一つで、なるべく分かりやすいものにしていくということで、今、準備は進めているところでございます。

いろいろと、ホームページの表示の仕方についても御意見いただいておりますので、そういった対応できる部分については、今後も各所管を通して、団体様の御意見を伺いながら、改良していきたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　今の課長の答弁を簡単に言うと、あの冊子で作っている部分を文京区のホームページ上に作りますよ、そこには、個人情報等があるところは、御意見をいただいているので、載せないところもありますし、載っているところもありますよという形ですね。

で、そこまで今日答弁できるんだったら、どうして、僕ね、さっきいろんな委員の質疑を聞いていて、やっぱり町会力が弱かったり、外国人をどうやって巻き込むだとか、そうやって地域が頑張っている中で、地域活動センターって本当によく働いていると思うんですよ。地域活動センターがいろんなところに発信するのに、本当に伝わっていますか、それ。伝わってないから、僕はあくまでも言うんだけど、そこが文京区の弱いところだなというふうにすごい実感していて、できる限り、頑張っている現場の人たちに的確なことが伝わるように、そして、不信感を持たれないようにして、こうやって移行しないと、文の京手帳をなくすと

いうのは、結構大きなことなんですよ。なので、そういうふうなＩＣＴを活用した段階に文京区も入っていくので、そういうふうに新しくホームページも作りますよと。

なおかつ、もう一個お願いしたいのは、さっき言ったように、文京区はいろんな団体に事業補助はしているけれども、ランニングコストの補助はしてないと。運営費は出していない。そうすると、各団体さんでホームページを作ってくださいと、非常に弱いんだよね。それが今まで、ＳＮＳだとかフェイスブックに転換して提供してきたというのがあるけれども、そこだって考える時期で、多くの情報が集まっている文京区のホームページであるというふうに今後構築していただきたいと願っていますが、いかがでしょう。

○田中（香）委員長　横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長　手帳の経緯につきましては、今般、昨年来関係課と協議を進めてきておりまして、掲載されている団体様が多いもので、そういった中で、庁内の連携で進めてきたつもりではあったんですけれども、なかなかちょっと幅が広かったことによって、情報がしっかりと伝わってなかったところについては、おわびを申し上げたいと思ってございます。御指摘ございましたように、今後も各団体様がしっかりと活動ができるような体制を文の京手帳のサイトのほうですね、そういったことを一つのハブにしながら展開できればというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　企画部長、今、答弁聞きましたか。広報のほうでは、戦略を考えてやっていくというところので、そういうところをしっかりと企画のほうで後押ししてあげないと、これなかなか進まないというふうに考えていますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

○田中（香）委員長　はい、よろしいですか。はい。

小林委員は終わったんですか。では最後に、小林委員。

○小林委員　私のほうからは、５つの項目について、伺いたいと思います。

まず、145ページの10番、平和事業経費なんですけれども、令和７年度は終戦80周年で、区の平和事業も規模を拡大していましたけれども、次年度に向けては規模が縮小されるのかどうか、次年度に新規で特別に行う企画はあるのか、伺います。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　７年度につきましては、今、おっしゃったとおり、終戦80年記念ということで、例年よりも規模を拡大して実施をいたしました。具体的には、子ども向けのワークショップを東京大学の渡邉英徳先生との共同という形で実施をいたしました。その際にデジタル

機材なんかも活用して、区民ひろばのほうをお借りして、そういったデジタル機材を活用して、子どもたちに学んでいただくような取組を行ったということでございます。

令和８年度につきましては、例年の規模に一旦戻してやっているような状況でございますけれども、また周年、例えば平和宣言のときですとか、そういった周年の機会を捉えて、平和事業についても取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　そうですね、先ほどの金子委員の質問、答弁により、次は、文京区平和宣言から50年という節目に向けて、平和マップの改定も予定しているというふうに分かりました。私も昨年の決算委員会でも要望しましたけれども、この平和マップの改定を機に、礫川公園内の東京砲兵工廠について、現在のように立ち入れませんというふうに平和マップに書き込むのではなくて、せめて入り口まで見に行ける通路を造り、遺構の説明を記載した看板を設置するなどして、区民が自由に見学できるようにして、マップでも御案内いただきたいと思います。

また、先の話になりますけれども、昨年も、そして先ほども検討していただけるとの前向きな御答弁と認識しましたが、礫川公園の改修を機に、東京砲兵工廠の中、隧道部分も見られるように整備し、たかはま委員も要望されておりましたけれども、礫川公園を平和記念公園にしていただきたいと私も要望いたします。

さらに、先ほど金子委員からもお話があったように、戦争の遺構は結構広い範囲にあって、そのうちの一つは、小石川税務署跡地にも東京砲兵工廠のレンガの遺構は続いておりますので、小石川税務署跡地は文京区が今後行政利用させてもらえるように、ぜひ交渉し、そのときには遺構も保存するようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　小石川税務署跡地のところについての答弁とさせていただければと思います。東京財務事務所としては、国有地の取得等に当たっては、適宜情報共有を行っているところでございます。そちらについては、まだ令和９年度以降に関東財務局に引き渡されるというふうに聞いているところでございまして、そういったところで、今後、国とも適宜情報共有を図ってまいります。

委員のおっしゃっていた工作物も含めて、国のほうでまず活用を確認した上で、活用がなければ、地方自治体のほうに活用の意向が下りてくるのかなというところで、把握をしてございます。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　礫川公園の隧道の部分の活用というところですけれども、先ほども申し上げましたとおり、現状は安全管理上問題があるというような状況ですので、直ちに活用するということは難しい状況だというふうに認識してございます。

公園再整備等の機会を捉えて、実際に活用することが可能かどうかということについても、その段階で検討すべきものというふうに現状としては考えてございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　ぜひ、引き続き検討していただいて、活用できるように要望させていただきたいと思います。

続きまして、147ページ……。

（「関連……」と言う人あり）

○田中（香）委員長　はい、関連で入ります。白石委員。

○白石委員　今、委員のほうから礫川公園の話が出たので、ちょっと。15年ぐらい前になるかな。埼玉の学生さんが研究でこの辺りを調べて、礫川公園に限らず、東京ドーム周辺を含めて、昭和の平和の思いが残っているところが13か所か４か所あるというふうに報告を受けて、そういうのをこういうふうに冊子で出したいんだという話を受けました。

で、礫川公園を平和の公園というのは、ちょっとお門違いで、例えば私の家、小石川ですけど、うちのおやじが買ったときには、万立先生が住んでいるマンションがなければ、春日通りまで見えていた。いわゆる、戦後よく荒れた土地に多くの人が住み着いたというのがあって、そういう観点からしてみると、礫川って改めてその当時の方々がつけたのは、江戸時代のこともひっくるめて、過去の歴史を鑑みて、よき時代の再来をというので、礫川。で、小石川と呼ばれているけれども、礫川何丁目じゃなくて、小石川と呼ばれて、その風情を昔の人は大切にしてきたというのがあるので、平和宣言については、文京区が行っているからこそ、その埼玉の大学生が15年ぐらい前に調べて報告書をまとめたという経緯もあって、そういうところを大事にしていきたいと思いますので、みどり公園課はしっかりと礫川公園の再整備に向かって進めていただきたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　小林委員に戻します。小林委員。

○小林委員　ちょっと最後のほうよく分からなかったんですけれども、やっぱり平和を考える上で、戦争の遺構というのを見るきっかけにもなる貴重な遺構が様々ある場所でもありますので、平和記念という言葉がおかしいのであれば、文京区としても、今後、そういう戦争の

歴史を継承していくような場所として活用していっていただきたいということを私のほうからは追加で申し上げたいと思います。

引き続きまして、147ページ、23番の会計年度任用職員のところで、伺いたいと思います。

私のほうからは、図書館司書だとか、女性相談員などの専門職について、正規職員化はもちろんしていただきたいので、民生費や教育費のほうでもう一回取り上げたいというふうに思いますけれども、正規職員の雇用や給与は、特別区全体で決まっているため、区独自にはできないことも多々あると思います。しかし、最近は、児童相談所開設に当たり、必要な専門職、児童福祉司が各自治体による人員の取り合い状態になって、初めて国から給与の上乗せをしてもらえたものの、文京区は早くから都児相等に研修に行ってもらって、人材育成をしたり、採用の際に文京区という立地のよさから応募があり、人員確保ができたという認識でおりますが、それではやはり心もとないので、国から配置を要請される必要な専門職については、ぜひ国や都に、人員確保のためにも処遇改善を行ったり、底上げしていただくよう、区からも要望していただきたいというのがまず１点目の質問です。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　もろもろこれまでも専門職についての処遇改善というようなところで、国や都が補助したりというようなことはございました。ただ、それは23区共通の、あとは国を挙げてのというようなところが前提としてなるのかなと思っておりますので、それを文京区独自に要望を出すというようなことは考えておりませんが、少なくとも、これまでも専門職を含む職員の処遇というようなところは、給与改定等を踏まえて、一定行われているところもございますので、今後もそういったところを鑑みながら、そういった専門職を含めた職員の処遇というものは考えていくべきものと考えております。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　児童相談所開設に向けた児童福祉司の人員確保のことも踏まえまして、やはり今後もそういう専門職の採用を、国から区に向かって指定されるというか、加配するように言われることも多いと思いますので、その辺はそういった経験を生かしつつ、ぜひ区としても、全体が動くのに合わせていけばいいということではなく、スタートを切るときにちゃんとできるかどうかということも大事だと思いますので、ぜひそこは考えていただきたいというふうに思います。

ただし、区の正規職員に関しては、そういうところが大きいと思うんですけれども、会計年度任用職員であれば、区の裁量での雇用や加算などもできるというふうに私は認識してお

ります。文京区の女性相談員は、その方法でこれまで人員確保されてきております。しかし、今回ちょっといろいろ調べている中で、図書館司書の実態について、直営の真砂図書館館長に伺ったんですけれども、真砂図書館は、区の事務職採用、会計年度任用職員採用があり、真砂図書館の会計年度任用職員採用もありますけれども、図書館司書の資格というのは、採用条件のマストではありません。

また、図書館司書の資格を持っていても、専門職手当もありません。しかしながら、正規職員事務職21人中７人、会計年度任用職員11人中８人、計32人中15人が図書館司書の資格を持っているということを伺いました。

例えば、大学の在学中に取っていただとか、図書館勤務になったため勉強して取ったなど、あくまで職員の自発的な資格取得であったというふうに伺っております。

やはり指定管理だけではなく、区にも図書館運営のノウハウが蓄積される仕組みが必要で、図書館司書の資格は、そのためにもう少し重宝されてもいいと思うのですが、なぜ図書館司書の資格は加算などの対象にならないのかということをまず伺いたいです。図書館司書は、指定管理にお任せでしょうか。

また、区が資格取得のための補助を出したり、官製ワーキングプアにならないよう、図書館司書の資格を持つ会計年度任用職員から処遇改善をしてはいかがかと思いますが、伺います。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　手当というお話がありましたけれども、図書館司書に限った話ではございませんけれども、いわゆる専門の何か資格を持っているというようなことをもって手当というものは、少なくとも認められていないというところです。それというのは、手当については、地方公務員法の規定に基づいて、条例に規定する必要がある。そこにきちんと規定しないと、付加する手当というものは支給ができないという仕組みになっているというようなところでございます。

これも先ほど職と同じような部分にはなるんですけれども、ここについては、特別区共通の基準というような形になっているので、例えばですけれども、今、委員がおっしゃるように、図書館司書の方については、司書の資格を持っているということで、特別な手当を設けるというようなことは、制度上ちょっとそれは難しいというようなことになっているところでございます。

会計年度任用職員についての処遇の話もありましたけれども、こちらについては、今現状

では、真砂中央図書館としても、あくまで事務職として職員の需要があって、それで任用しているというような状況になります。その事務職の中でというようなところで、その処遇改善は当然、給与改定等の機会で常に行っているところではございますので、その中で、処遇改善も含めてということで進めていければと思っております。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　状況はとてもよく理解できたんですけれども、やはりちゃんと会計年度としても図書館司書という資格に対してのリスペクトというか、そういうものや手当みたいなものを考えてこなかったからこそ、例えば学校図書館司書の司書教諭という職種が、人員も集まらないし、まあ、いいかみたいな感じで、指定管理に全部任せようみたいなところもきっと出てくると思いますので、ここのところはぜひ何らかの改善ができないかというのは検討していっていただきたいなというふうに、図書館の行政がちゃんとこれからもしっかりと続いていくように改善していっていただきたいというふうに要望いたします。

そして、これまでも指定管理に関しては、図書館司書の処遇改善をいつも望んできているわけですけれども、共産党の石沢委員の質問、答弁では、公契約条例が指定管理の契約後にできたものなので、労働報酬下限額も適用されないということなのですが、私もこのままでいいとは思っておりません。上田委員もおっしゃっておられましたが、私も公契約条例の適用を前倒しするなど、協議をするべきだというふうに思っております。

また、建築工事などは、専門の職種で労働報酬下限額が様々違っていたりしますけれども、また図書館司書の場合には、特に専門職として何か高いわけでもなく、図書館職員として報酬下限額は全員一律であるということも伺っております。こちらもそういう背景があるがゆえに、指定管理に努力を促すだけではなく、図書館司書というものを区がどう捉えるか、加算はちょっと難しいということなんですけれども、処遇改善なども促せないものなのかどうかということを伺いたいです。

○田中（香）委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　公契約条例の労働報酬下限額のところでございますけれども、今、委員もおっしゃっていただいたとおり、建設工事のほうは、国のほうで公共工事の設計労務単価ということで、約50種類の様々な職種の方の標準的な労務単価が定められておりまして、それを基に、労働報酬下限額というものを定めているところでございます。

その一方で、この指定管理ですとか業務委託のほうの労働報酬下限額につきましては、建設工事のような、そういった国のほうの明確な基準がないことですとか、あと、いわゆる最

低賃金を一つ踏まえて、それ以外にも幾つか要因は決めるんですけれども、最低賃金を一つ目安として、検討しているところもありまして、そちらのほうでも特に職種が細分化されていないというところもありますので、現在のような運用になっているところでございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。図書館司書だけでもなく、学芸員なんかも同じだと思うんですけれども、そういう分野での雇用とこれからの業務の改善とか向上を目指すのであれば、ぜひ、ここは課題だと思いますので、一番最初に申し上げたとおり、国や都に全体的なその専門職手当をつけてほしいということを言うことになるのかもしれませんが、課題として捉えておいていただきたいというふうに思います。

で、ほかにも、先だっての文教委員会でも議論させていただいたところなんですけれども、こども家庭庁は、障害児や医療的ケア児が保育所に受け入れられるようになったことを受け、理学療法士等の専門職をみなし保育士として配置できるように仕組みを整備しました。

文京区では、発達障害を抱えるお子さんが増えており、５歳児健診が始まったこともあって、これまで区民が主役の会としても、保育や教育の現場に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の専門職を配置、または出張していっていただくような連携なども取ってほしいというふうに要望してきておりますが、先だっての質疑の答弁では、保育所からの加配の希望がない、そもそも児童発達支援センターの療育の分野でも人員が足りていない、専門職は引っ張りだこであるということが分かりました。

増やせないばかりか、増やすつもりもないような、ちょっと冷たい御答弁に感じたんですけれども、私立認可保育園の雇用などについては、受け身にならざるを得ないというのも理解できますけれども、区には区立保育所や幼稚園、認定こども園もありますし、児童発達支援センターもあります。

報酬の面では、理学療法士等、国のほうでの加算があるそうですけれども、理学療法士や作業療法士などの発達支援の専門家を取り合いにならないよう、現場でも採用できるようにするために、こちらも区独自で枠を設けたり配慮したり加算したりするべきではないでしょうか。そうでなければ、幾ら保育の現場に医療的ケア児や障害児の受入れが進むから人員配置しやすくするための国の施策をスタートさせますよといっても、一向に専門職が保育の現場に採用できないと思います。このことについて、区はどのようにお考えでしょうか。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　所管の考え方があるので、そこには私のほうでは触れませんけれども、いわ

ゆる会計年度任用職員ということで、例えば今おっしゃられた理学療法士、作業療法士、職場でいうと教育センターとかに配置はされているところでございます。当然、今のその２職種に特化した話ではないんですけれども、会計年度任用職員の配置というところでお話しさせていただければ、所属からそういったポスト、要望があった場合には、もちろんその事務量とか業務内容とか、そういったものを十分精査する必要はございますので、そういう職場、声が上がればつけるというようなものではございませんけれども、こういったものが所属から協議があったり相談があったりすればというようなところで検討してきたということはこれまでもございますので、一般論としてにはなりますけれども、そういうようなお話があれば、職員課としては、お話は聞いた上で、いわゆるつけられる、つけられないは別にして、そこはきちんと考えるという考え方でございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　ありがとうございます。ぜひ、各部署と専門職の種類別に違うとは思いますけれども、必要な専門職を確保するためにも、それぞれの部署と連携しながら、本来ならば正規職員がベストですけれども、それが駄目でも、フル採用の会計年度任用職員を増やしたり、さらに処遇改善などの検討も併せてお願いしたいというふうに思います。

続きまして、カスタマーハラスメント対策について、伺います。

令和８年度の特別区人事委員会給与勧告を読みました。それによると、特別区におけるハラスメントの苦情相談受付件数は、近年増加傾向にある。また、ハラスメントの種別で見ると、パワーハラスメントに関するものが一番多く、全体の約７割、269件を占めているとありました。

また、区の外部にも相談窓口を設置している区は、昨年度よりも６区増え、16区となったとありましたけれども、カスタマーハラスメント対策、令和７年度に本格的に実施を始めて、ハラスメントの現状や対策の効果はあったのか、相談があるのかどうか、そもそも文京区は区の外部にも相談窓口を設置しているかどうかも併せて教えてください。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　カスハラにつきましては、令和７年３月に基本方針を策定しまして、今年、令和８年７月に対応マニュアルを策定したところでございます。こちらを策定した前後というようなところで、特に職員課のほうで把握している状況ということであれば、特別何か相談が増えた、逆に相談が減ったとか、そういったようなことはないです。

ただ、職員のほうの声として、聞いているところでは、やっぱりマニュアルがあるという

ことで、一定の安心感みたいなものはありますというような声は聞いております。アンケート調査とかではないので、これが大勢の意見なのかどうかというところは分かりませんが、そういった効果は一定あるのかなというふうに思っています。

で、現時点では、その相談窓口というところでは、それぞれ内容によって、庁内の各所属というところを案内するような形にはなっていまして、外部というようなところについては、いわゆる第三者といいますかね、そういった相談窓口は設けている状況ではございません。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。先ほど申し上げたとおり、昨年度よりも６区増えて、16区が外部の相談窓口をつくったというふうなことを書かれていたんですけれども、今後も設置する予定はないのかどうかということと、カスタマーハラスメント条例を制定して、民間事業所も対象にしている市区町村もありますけれども、文京区の場合は、あくまで区の職員向けの対応だけにするのか、今後広げていくのか、民間事業者ともなると、経済課の管轄になるのかもしれないんですけれども、他の自治体も参考にしながら、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、ここは答弁はないでしょうか。

○田中（香）委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　外部の相談窓口というようなところでは、先ほど申し上げたように、今現在ないというところではございますけれども、今後というようなところで、今、具体的に何か検討しているとか、そういうような状況にあるわけではございませんが、状況を見る中で、内部だけでは不十分だとか、外部があったほうがいいというような話になってきた場合に、検討はすることはあるかなというところですが、今のところでは何も答弁できないという状況でございます。

それで、この条例を含めた、カスハラ対策の広げていく部分については、ちょっとなかなか、今、職員のほうのカスハラマニュアルというようなところでは、例えば対応としては、組織対応、１人で対応しないでとか、あるいは係長の役割だったり、こうなったときは管理職もというような感じで、全体のマニュアルが構成されているというようなところで、それはすべからく、例えば事業者であったりとか、そういったようなところにまで適用できる、そういう視点では当然ですけど、職員のマニュアルですので、作っているところではございませんが、一方で、こちらのマニュアルについては、ホームページ等にも掲載をさせていただいているところでもございますので、カスハラの考え方、文京区の考え方みたいなものは、マニュアルであったり、その基本方針のほうで御覧いただけるような状況にもなっているの

で、例えばですけれども、事業者さんのほうで区と同じような、少し参考にしながらというようなこともできなくもないような状況ではございますので、そういう意味では、そこはオープンにしている部分について、御参考にいただければというふうには考えてはいます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。そうであるならば、なおのこと、ホームページでちょっと参考にしてほしいみたいなことも、メッセージも含めて書き加えていっていただければというふうに思います。

また、今後、区の職員の皆さんの状況に応じて検討して、相談窓口が外部にできる可能性もあるということなので、その辺は適切に進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、147ページ、男女平等参画関係経費のところで、伺います。

男女平等センター改修をきっかけに、指定管理者である文京区女性団体連絡会は、改革に取り組むとのことでしたが、どう変わったのか、進捗状況をお伺いします。

○田中（香）委員長　熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　こちら指定管理者に関しまして、選定手続の際に示された改革プラン、こちらにつきましては、その進捗を区で適宜確認をしているところとなっております。

こちら令和８年９月時点のお話で、指定管理者との意見交換等を含めて、その進捗を確認している内容になりますけれども、指定管理者、課題として捉えておりました事業の例えば内容につきまして、今までとあまり見ばえが変わらないとか、そういったお声もあったというのも聞いております。それにつきましては、御懸念、御意見をいただいた事業等については、現在、改定を進めております男女平等参画推進計画、こちらの方向性等にも照らしながら、例えば男性特有の生きづらさに焦点を当てた事業ですとか、ワーキングケアラーというところにも焦点を当てて、男性に向けた介護をテーマにしたセミナー実施を検討したりとか、そういったところの情報はいただいているというところでございます。

今後も指定管理者と連携を図りつつ、新しい内容、問題に関連する事業内容といったところも検討しているというふうに聞いておりますので、そちらの進捗も見ていきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。歴史のある文女連さんには、ボランティアに近い報酬で男女平等センター事業と文女連の自主事業をやっていただくという、いわばダイバーシティ課の広報、

下請的な仕事ではなくて、発足当初のような、男女平等の実現のために社会を動かすほどの推進力を持って、発信の強化していただきたいというふうに願います。

今、女性の問題も多様化・複雑化していて、社会の情勢も刻々と変化しております。女性の非正規雇用や生涯賃金の格差、ＤＶや性暴力の撲滅、中高年シングル女性の貧困、独居高齢者の住まいの問題など、実態を調査し、現状を知らせていただきたいというふうにも思いますし、どうやって解決するのかも含めて、活動を通した政策提言まで積極的に行ってほしいというふうに思います。

文女連の歴史を振り返れば、そういう団体だったので、そこは今後も期待したいなというふうに思っております。

また、次に、困難女性支援に関して、男女平等参画推進計画改定のため、区民調査を行い、困難女性支援に関しては、内包していくというふうに伺っているんですけれども、どのような実態をつかみ、どのような計画を盛り込んでいくのか、困難女性支援に関しては、民生費のほうで聞いたほうがいいのかもしれないんですけれども、現状の進行についてお伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　熊倉担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　今、委員お話がありました、困難な問題を抱える女性に対する支援、こちらの計画に関しましては、今、改定作業を進めております男女平等参画推進計画、こちらのあらゆる暴力を防止する社会の実現、こういった項目の中に一つとして内包していくという形で、今、検討ですとか、福祉部と連携しながら議論を進めているというところになります。

こちらの内容につきましては、まさにそのフレームの中で内包するという形で決まった部分と、その中身の計画事業等については、福祉部のほうで検討している計画事業ですとか、その会議体の中で議論していくということになっておりますので、そちらと適宜連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　困難女性支援に関しては、文京区ならではの女性の課題もたくさんあると思っております。実態に基づいた実効性のある政策や支援を展開していけるよう、引き続き文女連とともに男女平等参画推進計画の改定も進めていっていただきたいと思います。

続きまして、151ページ、行財政運営のところで、お伺いしたいと思います。

湯島総合センターは、コンサル事業者の選定に入っていると伺っております。複合施設の

場合に、コンサルに一括して管理までお願いしてしまうと、区はどの程度まで権限を確保し続けられるのか心配です。主導権が文京区にどこまであるのかを確認させてください。

また、工事に関して、入札不調などによる工期の延長、工事費の高騰などが当たり前の時代に入っておりますけれども、公共施設の大型工事というのは、時間がかかるので、その間に時代が変わって、安全の規格が変わっていたり、女子トイレの個数の基準などが変わってきたりしております。文教委員会のほうでもよく話しておりますけれども、プールの在り方ですらも検討の材料に入っていたりするわけで、そういう時代の変化に対して、アップデートしていく余地があるのかどうか。

また、工事費高騰によるスクラップ・アンド・ビルドの検討もすべきではないかと考えておりますけれども、長年かけてつくってきた整備方針に対する変更などの柔軟性は持たせるのかどうか、併せてお伺いいたします。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　今、湯島総合センターについては、プロポーザル方式での公募を８月３日から開始をしておりまして、管理運営計画の策定支援事業者と基本設計、実施設計の事業者を今、選定しているところでございます。

委員おっしゃったように、コンサルに全てを任せるとかそういうことではなくて、こちらについては、事業者が選定されれば、区と管理運営事業者、それから基本設計、実施設計事業者とで三者協定を結んで連携をしてやっていくものでございます。

内容としては、最終的な判断等は区が行うということになりますので、今回の事業者に全てを任せるというところではなくて、区と協力してやっていくというようなところになってございます。

また、整備方針の部分についてになりますけれども、今後の行政需要といったところについては、適宜検証を行ってまいりますので、状況に大きな変化があったような場合につきましては、整備方針等における導入機能等も見直しを行いながら、設計に反映するというところになりますので、そういったところの柔軟性というのは、もちろんこれからも担保していくような形になります。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。学校改築とか図書館の改修とかもそうなんですけれども、今後、100年もたせることも視野に入れつつ、ユニバーサルデザインや防災などに関してもきちんと時代に合わせてアップデートしながら、公共施設工事をやっていただくことを要望したい

と思います。

次に、小石川税務署跡地の活用についてなんですけれども、区民が主役の会の海津委員は、これまで小石川税務署跡地に障害者施設、障害者グループホームの建設を要望してきましたけれども、区は、関東財務局から定期的に情報収集をし、区の行政利用の要望の声を伝えているということで、来年度には何らかの見通しも見えてくるというふうに伺っているんですけれども、私のほうからは、先週のUN Women日本事務所の質問をした際に、区から執務室不足についてのお話もあったんですけれども、シビックセンターから近い立地も生かして、UN Women日本事務所でもいいですし、執務室の移転も検討の中にぜひ入れていただきたいというふうに要望したいと思います。

また、それも踏まえて、国からの用地確保には尽力していただきますよう、お願いいたします。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　小石川税務署跡地の土地につきましては、東京財務事務所と国有地の取得等に当たっての適宜情報共有を行っているというところになります。税務署跡地につきましては、今回の小石川地方合同庁舎に移転がされましたので、今後、国税局のほうから財務局への土地の引継ぎがなされるわけですけれども、そちらについては、現在、引継ぎに向けて必要な調査等を行っているというふうに聞いてございます。令和９年度以降に関東財務局に引渡しをされるというふうに聞いているところでございまして、その引渡しがされた後に、国としての活用意向というのをまず決めた上で、そこで国のほうで活用がないといったような場合につきましては、地方公共団体の活用意向の確認に移るものというふうに聞き取ってございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、153ページ、デジタル化推進、自治体ＤＸ化について、伺いたいと思うんですけれども、文京区のホームページを見ますと、オープンデータポータルサイト、オープンデータBUNKYOがありますけれども、オープンデータフォトギャラリーは別として、ほかは結構エクセルデータなどの位置情報が多く、加工されていないので、区民の目で見たときに、区政の状況についても、見てもちょっとよく分からなかったり、課題感もつかめないのがちょっと残念だなというふうに思っております。

というのも、以前、神戸市のＤＸ化、神戸スマートシティについて、現場の職員の方から

のお話を伺ったことがあるのですけれども、行政が持っている住民基本台帳をはじめ、国勢調査、経済センサスなどの統計情報などを、データを可視化し分かりやすく表示、また、それを加工・分析までされておりますので、データの利活用がすごくしやすいです。

例えば、コベカツのデータというのがあるんですけれども、地域移行後の部活の活動状況について、市民が見てもよく分かり、子どもが部活動を選ぶことも、地図や解説を見ながらできる仕組みとなっております。

職員だけではなく、区民もデータの利活用ができ、業務の効率化だけではなく、データに基づいた政策立案や提言が活発にできるようにもなりますし、結果、市民サービスの向上に役立っているなということが神戸の例を見ると分かるんですけれども、文京区においても、デジタルの専門職採用もあり、今、力を入れておられるのは、とてもよく理解しております。あと一歩進めていただけないでしょうか。文京区のＤＸ化の進捗状況と今後について、お考えを伺います。

○田中（香）委員長　髙橋情報政策課長。

○髙橋情報政策課長　今、神戸のスマートシティの取組を御紹介いただいたと思うんですけれども、ちょっと人口規模が本区の５倍以上ある神戸市と本区を一概に比べていいものかどうかというのは別としまして、スマートシティの取組については、我々も一部認識をしてございます。具体的には、データの利活用であったり行政ＤＸというところだと思うんですけれども、ＤＸの部分については、本区においてもこれまでＤＸ推進プロジェクトを重点施策として進めてきたと。実際、神戸の事例を見ても、フロントヤード改革であるとか、バックヤード改革、業務改善の取組については、本区もほぼほぼ同様の取組を行ってございます。生成ＡＩの活用もそうですし。ただ、オープンデータの部分については、一部違いがあるのかなという認識はしてございます。

で、御案内いただきましたけれども、本区については、オープンデータのポータルサイトを構築して、基礎的なデータを区民や事業者が利用しやすいように、いわゆる機械判読性の高い形式、いわゆるＣＳＶファイルと呼ばれる形式で公開をしてございます。

こちらについては、オープンデータサイトを構築するところについては、ほぼほぼ同様の方式でやっておるものでして、それを使って、どういったデータを可視化して見せていくかというところになるかと思います。

神戸の例でいきますと、いわゆるビジネス・インテリジェンスツール、いわゆるＢＩツールと呼ばれるツールを用いたデータの可視化を行っております。こういった政策立案の手法

は一つあるのかなという認識はしておりますが、実は、このＢＩツールの導入に当たっては、運用もそうなんですけれども、ツールを使いこなす専門人材をわざわざ育成しなければならないというところ、もしくは、外部委託により、ＢＩツールを使ったサイトを構築してもらうといったような課題がありまして、実態としては、相応の人員や経費を要するというところです。神戸の場合は、専門人材としての職員が複数人採用されておりまして、そういったところも違いとして出ているのかなという認識をしてございます。

実際、統計データの可視化というところにつきますと、既に政府統計の総合窓口で、e-Statという仕組みで、17分野の統計データから同じような可視化ができるというものが、全国民皆さんどなたでももう利用できるものというのが既に構築をされているので、ここで本区として新たに費用を投入して、こういった同様の仕組みを構築するかどうかということについては、先ほど来お話がありましたとおり、サイバーセキュリティへの対策であるとか、区民サービスを止めないための工夫であるとか、そういったところの政策の優先順位をつけながら対応していく必要があるかなというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　現状とどんなふうにやっていくかとか課題などについては、理解いたしました。神戸市の場合は、先ほど御説明がありましたけれども、私が聞いた話だと、市の職員さんが手がけているというふうに伺っております。それが経費の削減という意味ではなくて、データを利活用するというためには、現場の職員の視点や編集が入ったほうがいいに決まっていますし、ＤＸの専門職員も文京区でも増えておられると思いますので、今後、ＤＸ化を進めるに当たって、そのデータの活用ということまでちょっと手を伸ばしていただきたいなというふうなことは要望させていただきます。

最後に、先ほどの海津委員の協議会のインターネット中継に追加で質問なんですけれども、例えば10月14日、今日の夜なんですけれども、文京区基本構想推進区民協議会が開催され、それはインターネット中継もされるんですよ。インターネット中継もされるというふうに一応あるんですけれども、その情報が、ページをずっと最後まで読み進めていって初めて、あ、ここにあったんだと気づくレベルとなっております。以前は、トップページに、傍聴ができる協議会などの御案内が一覧表となって表示されておりました。せっかくインターネット中継を進めている、そういう先進的な協議会もあるのですから、進めているものに関しては、ホームページのトップページに以前のように一覧で御案内を表示するようお願いしたいと思います。

○田中（香）委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　今、委員御指摘のとおり、まさに本日の６時半から、令和８年度の文京区の基本構想推進区民協議会が開催されるというところでございまして、本日が全体会でございますが、本日も含めまして、その後の分科会も、こちらの協議会については、全てTeamsのオンラインでの配信を予定しております。

その御案内が、その協議会の御案内のところの傍聴というところで御案内をしているんですけれども、今、ちょっと分かりにくいところ、深いところという御指摘がございましたので、今後、どのような御案内ができるかというところでは、ちょっと工夫をしてまいりたいというふうに思っております。

○田中（香）委員長　横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長　失礼しました。ホームページの表示についてでございます。これまでの経緯については、ちょっと分かりかねるところがあるんですけれども、今般のホームページのリニューアルの際に、傍聴できる会議については、イベント情報の中にそういった１項目が設けられてございます。ただ、そこも、なかなかたどりにくいという御指摘もありましたので、今回、そちらちょっと調整をいたしまして、各傍聴できる会議等が発生した都度、それぞれトップページの新着情報のところに、そういった会議等がございますよということで御案内をすることで、なるべくイベントのページの傍聴できる会議のところにたどり着きやすくなるような、ちょっとルートはつくりますので、いろいろな工夫を凝らしながら、なるべく皆さんに来てもらえるようにしていきたいと考えてございます。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○田中（香）委員長　小林委員、よろしいですか。はい。

以上で、２款総務費の１項総務管理費及び２項の企画費の質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございますので、少々お待ちいただきたいと思います。

この間に、質疑をされる方の挙手だけいただこうかなと思うんですけど、次のところで、152ページから165ページ、質疑のある方だけ挙手、お願いします。

はい、皆さん、手を下ろして大丈夫です。

では、続きまして、２款総務費の３項徴税費から７項施設管理費までの質疑に入ります。

主要施策の成果の152ページから165ページまでの部分です。

それでは初めに、ほかり委員。

○ほかり委員　私は、157ページのところで幾つかお伺いしようと思います。

最初に、10番、11番のあたりの防災に関してなんですけれども、特に地域防災力の向上と、あとは、区有施設と共同住宅における初期消火体制の強化についてというところで、質問したいと思います。

おととし、小石川のマンションでも大きな火災がありました。今年の７月には北区の小学校で学校でも火災がありましたということで、お伺いしようと思うんですけれども、小学校の防災のところに関しては、教育費のところでまたお伺いしようと思います。

住宅が密集している文京区においては、火災は他人事ではなく、また、今後、発生が懸念されている首都直下地震等では、火災が同時多発的に発生することも想定されていますし、消防隊が現場にすぐに駆けつけることは困難な状況が予想されています。

そういった中で、被害の拡大を防ぐために、委員会等でも自助・共助の話がよく出ますけれども、消防隊の当直を待つまでの間の現場にいる住民の方や施設職員の方による初期消火というのがとても重要になるというふうに認識しています。

ここで、１点注目しているのが、建物に設置されている屋内消火栓の活用についてです。屋内消火栓は、消火器……消火器は、一般の防災訓練なんかでも消火器を噴射する訓練をよくやると思うんですけれども、消火器と比較しても、継続的な放水が可能で、初期消火においてはかなり有効な設備であるというふうにされています。しかし、実際にホースを伸ばして接続して、バルブを操作して放水する訓練を経験したことがある方というのがどれぐらいいるのかと。せっかく設備が整っていても、いざというときに使えなければ、その効果を十分に発揮することができません。

８月23日に、誠之小学校の校庭で、青少年委員さんが毎年開催している水遊びのイベントがありまして、その際に、本郷消防団の第３分団さんが、放水と水遊びで水をたくさん使いますので、協力していただいたんですけれども、その際に、分団長のほうから、屋内消火栓の、あとはスタンドパイプですとか、そういうものを使ったことがある人、使いこなせている人というのが少ないので、訓練をやりたいというお申出がありまして、準備の合間に大人で集まったスタッフに対して、消火栓とスタンドパイプにそれぞれホースを接続して、校庭に向かって放水をするという訓練をやっていただいたんですね。その分団長も、一度経験しておけば、いざというときに行動できるけれども、やったことない人は絶対できないんだというお話をされていました。

防災において、もう既に消防法とか建築基準法等で屋内に設備としては整備されていると思うので、それをいかに使いこなせる人をふやすかというところが、今、防災の鍵になるの

ではないかなと思っています。

そこでなんですけど、まず、区有施設に関してなんですけれども、区役所、シビックセンターをはじめ、区民施設ですとか地域活動センター、福祉施設など、区が管理する施設には、規模や用途に応じて屋内消火栓が設置されていると思います。この施設では、設備はちゃんと動くかという点検等は行われていると思うんですけれども、実際に操作できる人がどのぐらいいるかというのを把握できてないと思うんですが、区として、区有施設における屋内消火栓設置の状況と職員を対象とした操作訓練の実施状況について、どの程度まで把握しているのかというのを教えてください。

○田中（香）委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　今、区有施設に関する消火栓の職員に対する訓練の実施状況とかという部分かと思いますけれども、こちらにつきましては、実際に職員が区有施設の消火栓の位置を確認してとか、あとは、それを実際にちょっと開けて操作するというところまではなかなか訓練が行き届いてない状況ではございます。ただ、例えば地域活動センターとか幾つか出先の機関とかでは、実際に地域の方が訓練をやるときに一緒にそういう場に立ち会って、操作の方法とかを確認しているという実績はございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。屋内消火栓、いろいろ調べてみたんですけど、やっぱり開けると警報が鳴る設定になっているものが多いみたいで、なかなか訓練の際に使用するのは難しい。で、実際、さっきお話しした水遊びのイベントのときにも、当初は学校についている屋内消火栓にホースをつないで放水をしたいという希望を出したんですけれども、やっぱり警報が鳴るので、業者を呼んでその設定を解除しないといけないのでできないということで、外部の消火栓をつないだ経緯があるんですけれども、それは実際に開けてやってみていただきたいというのがまず一つ要望としてあるのと、地域の防災訓練で、消火器の訓練はやっぱりたくさんやっているんですけれども、実際、住民の方が消火栓スタンドパイプにホースをまず接続して水を出すという単純な作業を、より多くの人に経験してもらえるような取組というのができればなと思っているんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○田中（香）委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　各種、様々な訓練の形態については、当然、地域の御要望に応えられるように、区としても、できる対応というのは一緒にやってまいりたいというふうに考え

ています。

また、特に消火器の関係とかでいいますと、消防署とか消防団の方が主に指導とかしていただいているような状況にありますので、そういう部分に合わせて、区のほうでも御協力できるところは、積極的に対応はしてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

で、今、区有施設に関して伺ったんですけれども、次に、マンションのほうのことについて伺おうと思います。

文京区は、集合住宅、マンションがすごく多くて、今、伺った区有施設と同様に、マンションの防災力を高めることというのが、そのまま地域の防災力を高めることにつながると思います。マンションでは、防火責任者の選任ですとか、消防計画に基づく訓練などが求められていますが、実際の訓練がやっぱり避難と、先ほども繰り返し言っていますけど、消火器の取扱いを中心としたものになっていることが多い。物件によっては、消火器の設置だけで消火栓がないものもあると思うんですけれども、一定規模になると、各フロアに消火栓が設置されているところもあると思います。

もちろん、住民に関しては、火災時は119番通報と安全な避難が最優先というのは認識はしているんですけれども、安全を優先した上で、初期消火ができるのであればするべきだとは思っていまして、その上で、設備を使用できる住民が増えるということが火災の拡大防止に資すると考えています。

そこでなんですけれども、区では、マンション管理組合に対して、もう既に防災アドバイザーの派遣ですとか、防災対策費用の助成、これは行っていただいていると思うんですけれども、これらの事業において、屋内消火栓の操作訓練がどの程度実施されているのかというのは、把握はされていますでしょうか。もし分かれば教えてください。

○田中（香）委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　各種マンションの訓練で、各種助成とかというのは、区としてもさせていただいているところです。そういった区のほうの助成制度を使った中で、マンションの例えば消火設備を使った訓練とかという申請は、現在のところ上がってはおりません。そういう部分は、主に、多分、消防署のほうが基本的には対応するような部分になろうかなというふうには認識しているところでございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。今、課長の御答弁があったんですけれども、ここに既存の事業をもっと充実させる余地があるというふうには思っていまして、消防の所管が東京都というのは私も承知はしているところなんですけれども、新しく何か事業を始めていただきたいということではなくて、設備ももう既にあって、別の事業において、区はもう支援をしていただいているところに、一歩踏み込んだものを付け加えていただきたいというところなので、ぜひ、そこは御検討いただければなと思います。

それと……。

○田中（香）委員長　答弁いただきますか。

○ほかり委員　よろしいですか、お願いします。

○田中（香）委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　現状、各種助成制度がございますので、そういった中で、マンションの例えば管理組合とかから御相談いただければ、そういう訓練の中で、そういう消火関係、例えば放水とか、そういうような訓練なんかも併せてやるということは当然可能ですので、その辺は各マンションとかの実情に応じて、相談というのは乗ってまいりたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。ぜひ、マンションの防災って、区有施設と並行して進めていただければと思うので、あくまで新しく予算を組んで設備をつけるとかそういった話ではないので、今ある設備をいかに使えるかという状況に持っていくという話であると思うので、区有施設に関しては、職員の方の実践的な訓練をぜひ行っていただきまして、マンションに関しては、管理組合ですとか住民の方への支援を、既存の事業を利用しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、同じ157ページの12番と15番のジュニア救命講習とＡＥＤのところに関して、伺います。

今の地域防災のところでも申し上げたんですけれども、首都直下地震ですとか大規模災害、これが平日の日中に発生した場合を想定すると、大人の多くは勤務先に出勤していますし、高校生、大学生というのも通学先にいることが想定されます。また、東京都は大規模災害の発生時に、人命救助や二次災害防止のために、むやみに移動や帰宅を開始しないようにという、一時帰宅抑制の基本方針というのも定めています。

各委員会でも議論に上がったことがあって、私も申し上げていて、名取議員もおっしゃっ

ていることがあったと思うんですけれども、そういう状況で、区立中学校に通う生徒、中学生というのは、その地域にいる可能性が一番高い世代の一つで、地域防災の担い手になり得るという議論が過去にもあったと思うんですね。もちろん、中学生自身は、まだ子どもですし、守られるべき存在でもあるので、災害時に危険な活動を担わせるべきではないという認識は私も持っています。その上で、自分の命を守る知識と技能を身につけた上で、周囲の人に助けを求めるですとか、119番通報する、ＡＥＤを活用するといった適切な初期対応ができるようになるということは、その地域全体の防災力の向上にもつながると考えています。

その意味で、今、区が実施していただいているジュニア救命講習というのは、とても大事な取組だと思っています。実際、ここでＡＥＤの使い方の講習なんかもやっていただいているということも、重々承知はしています。その上で、なぜこれを伺ったかというと、昨年、区立の小・中学校の校門に24時間使えるＡＥＤを区のほうで設置していただきましたので、そこと絡めて伺おうと思ったんですけど、まず、この30か所設置したＡＥＤに関して、実際に使用した実績とかはどうなんでしょうか。そこをまず教えてください。

○田中（香）委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　まず、昨年度設置した区立小・中学校に対する30か所の24時間使えるＡＥＤにつきましては、使用実績はございませんでした。ただ、24時間使えるＡＥＤとして、大手コンビニのところのやつですね、それに対して、パットを貼って、そういう救命処置をしたというような実績は１件ありました。ただ、これは、パットを貼ったところまでで、解析の結果、通電の必要はないというふうに解析されたので、実績として、すみません、１とカウントしていいのかはちょっとあれですけれども、そういう事例が１件ございました。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。ＡＥＤに関しては、使用の実績がないほうがいいことなので、それにこしたことはないと思うので、いいとは思うんですけれども、まず、それをお答えいただいたのと、結局、消火栓のところでも言ったんですけれども、設備の整備と使える人材の育成というのは、両方並行してやらなきゃいけないことだと思っていまして、そこで、今現在行っているジュニア救命講習の実施状況、詳しい実施状況と、その教育における成果とか、救命における効果について、どのような認識をされているのかというのをお伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○田中（香）委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　区立中学生を対象としたジュニア救命講習につきましては、原則、

例えば８年度の例でいうと、７年度のうちに教育委員会のほうにちょっと調査をかけて、それで手が挙がったところに対して、実際、日程を調整して、実施をしているというような状況になっています。

なお、昨年度の状況でいいますと、令和７年度は、４校で234人の方が受講したというような実績となっております。今年度も引き続き、手の挙がった学校に対して、今年度、順次、学校の各種カリキュラムの日程とかもろもろございますけれども、そういった中で、救命の講習というのは実施していく予定です。

また、そのほかに、ＡＥＤの使用の体験という部分につきましては、中学２年生を対象に防災宿泊、何か教育委員会のほうでやっていますけれども、そういうような場で、消防署に御協力いただいてＡＥＤの操作訓練であるとか、我々防災危機管理課の職員も出向いて、各種防災資機材の操作方法などをちょっと御案内したりとかというのはやっているところでございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員、すみません、切りがいいので、ちょっとここで終わりたいと思うんですけど、３分前なんですが、ちょっと早く始まりましたので。で、ほかりさんが終わったら、松丸さん、上田さん、松平さん、千田さんという順番で、明日やらせていただきたいと思います。今日はちょっとここで終わらせていただきたいと……矢部さん、あるんですか。はい。では聞きましょう。

矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　すみません、あと、効果の部分についてなんですけれども、やはりこういうのを定期的に実践することによって、まず、こういう体験というのは、１回やるのとやらないのではもう全然違いますので、その辺は１回でも使用したことがある生徒がいるというのは、地域にとっても、我々区にとっても貴重な戦力といいますか、そういうようなところに役立っているというふうに認識はしております。

○田中（香）委員長　はい、ありがとうございました。

それでは、今日はこれで終りたいと思います。お疲れさまでした。

午後　　４時５７分　閉会